

第 48 回

自由法曹団東京支部総会  
特別報告集



## 憲法・平和

|                                          |       |    |
|------------------------------------------|-------|----|
| ●安倍9条改憲をいよいよ断念させる2020年に<br>ー憲法をめぐる国会情勢ー  | 山添 拓  | 1  |
| ●天皇退位をめぐる問題ー退位した天皇の役割を考えるー               | 澤藤統一郎 | 2  |
| ●安保法制違憲訴訟は巨大な憲法9条裁判闘争に発展                 | 黒岩哲彦  | 6  |
| ●第2次新横田基地公害訴訟について                        | 小口明菜  | 7  |
| ●沖縄・高江への警視庁機動隊派遣の違法を問う住民訴訟について           | 長尾宜行  | 9  |
| ●「徴用工」問題の現状と解決方向                         | 大森典子  | 11 |
| ●新宿区による公園利用規制等に対する取り組み等<br>～昨年報告からの追加報告～ | 平井哲史  | 14 |
| ●「東京法律事務所9条の会」設立15周年を迎えて                 | 富田柊子  | 17 |
| ●旬報9条の会 活動のご報告                           | 船越賢明  | 18 |
| ●東京合同法律事務所の改憲阻止の取り組み                     | 山崎大志  | 19 |
| ●東京南部法律事務所の安倍9条改憲阻止の取り組み                 | 木村秀幸  | 21 |
| ●江戸川区と墨田区における活動                          | 加藤芳文  | 24 |
| ●「すみだ九条の会」の活動                            | 坂本隆浩  | 26 |
| ●台東協同法律事務所の憲法運動の取組み                      | 金 竜介  | 26 |
| ●三多摩法律事務所の憲法運動の取組み                       | 川口周地  | 27 |

## 労働

|                                                          |       |    |
|----------------------------------------------------------|-------|----|
| ●首都圏青年ユニオン顧問弁護団の現在の活動                                    | 笹山尚人  | 28 |
| ●社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在                                      | 中川勝之  | 31 |
| ●外国人技能実習生問題について                                          | 岩本拓也  | 33 |
| ●外国人留学生就労難民詐欺被害事件の集団訴訟を提起しました                            | 久保木太一 | 34 |
| ●メトロコマース事件・最高裁へ<br>～非正規労働者の尊厳回復のために～                     | 青龍美和子 | 36 |
| ●NHK地域スタッフ団交拒否事件東京高裁判決<br>～労働者認定を確定させ、NHKに誓約文書を交付、掲示させる～ | 鷲見賢一郎 | 38 |
| ●京王新労のたたかい                                               | 小川杏子  | 41 |
| ●ワットラインサービス争議について                                        | 藤原朋弘  | 43 |
| ●「NCNP・医療を守れ！手当廃止は許さない！裁判」の取組み                           | 加部歩人  | 46 |
| ●明治乳業争議【賃金等差別事件】の現状<br>(明治を包囲するたたかいと東京高裁でのたたかい)          | 金井克仁  | 47 |

## 貧困

|                                 |      |    |
|---------------------------------|------|----|
| ●生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟（通称：はっさく訴訟）について | 木下浩一 | 49 |
| ●社会保障裁判としての「年金引き下げ違憲訴訟」         | 本田伊孝 | 50 |

## 教育

- 1年単位の変形労働時間制ではなく、  
「せんせいふやそう」の実現を！・・・・・・・・・・加藤健次 52
- 新宿区における教科書採択の取り組み・・・・・・・・・・長谷川悠美 54
- 元日大教授らが日大理事長らに対する損害賠償請求訴訟を提起・・・・・・・・中川勝之 56
- 水面下で行われている女性差別～医学部の大学入試の点数操作～・・・・・・・・倉重 都 57

## 刑事

- 今市事件の現況・・・・・・・・・・横山 雅 60

## 原発

- 福島原発避難者訴訟のご報告・・・・・・・・・・高橋右京 62
- 「原発と人権」ネットワーク活動報告  
特に、第5回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島開催・・・・・・・・柿沼真利 64

## 環境・公害

- 首都圏建設アスベスト訴訟のたたかい・・・・・・・・・・森 孝博 67
- リニア中央新幹線訴訟の現状・・・・・・・・・・関島保雄 68
- ノーモア・ミナマタ第2次国賠東京訴訟の状況・・・・・・・・・・齊藤園生 71
- 江戸川区スーパー堤防差止等訴訟報告・・・・・・・・・・大江京子 72

## 市民

- マイナンバー違憲訴訟について・・・・・・・・・・瀬川宏貴 76
- N国とのたたかい・・・・・・・・・・山崎大志 78

## 都政

- 市場問題・・・・・・・・・・中川勝之 80
- 都立病院・公社病院の一般地方独立行政法人化問題・・・・・・・・大住広太 81
- 晴海選手村土地投げ売り住民訴訟・・・・・・・・・・淵脇みどり 82

## 司法

- 給費制運動の到達点と現在の課題・・・・・・・・・・緒方 蘭 85

# ◇憲法・平和

## 安倍 9 条改憲をいよいよ断念させる 2020 年に一憲法をめぐる国会情勢一

山添拓法律事務所 山添 拓

### 1 改憲勢力を 3 分の 2 割れに追い込んだ 19 年参院選

2019 年参院選で、自民・公明・維新などいわゆる改憲勢力が発議に必要な 3 分の 2 を失う結果となった。参院で改憲に前向きな勢力が 3 分の 2 に届かなかったのは、2013 年参院選以来となる（当時は 3 党に加え、みんなの党も改憲積極派として存在）。「性急な改憲には反対」という民意の現れにほかならず、これにより安倍首相が 2017 年 5 月 3 日に打ち上げた「2020 年新憲法施行」には大きなブレーキがかかることとなった。

言うまでもなく、この結果に大いに貢献したのが 32 の一人区における野党共闘であり、うち 10 の選挙区で勝利を収めたことが決定的である。参院選に向け、市民連合と 5 野党・会派が合意した 13 項目の政策はその冒頭において、「安倍政権が進めようとしている憲法『改定』とりわけ第 9 条『改定』に反対し、改憲発議そのものをさせないために全力を尽くすこと」としており、安保法制の廃止とともに、共闘の一丁目一番地として明確な旗印を掲げたことが共闘勝利に大きな力を発揮した。

### 2 改憲発議を許さなかった臨時国会のたたかい

安倍首相は臨時国会冒頭の予算委員会で「私の考え方の基本は 9 条の改正にある」と答弁し、自民党改憲案では 4 項目を掲げながら、本丸はあくまで 9 条であることを自ら認めた（10 月 11 日衆院予算委員会）。

与党は一貫して、憲法審査会の開催と国民投票法改正案の採決を求め続けた。ところが、2 人の閣僚の相次ぐ辞任や英語民間試験導入の延期、さらには「桜を見る会」の私物化問題など世論を背景に野党が安倍政権を追い詰め、審査会の開催強行を許さない力関係を築いた。

何が何でも審査会を開かせ安倍首相の期待に答えたい与党は、11 月 8 日、夏に幹事メンバーで行った欧州視察の報告とそれに基づく自由討論の審査会を開いた（衆院、以下同じ）。以後、臨時国会では計 3 回にわたり欧州視察の報告を受けての自由討論を行った。このテーマで 3 回も続けて自由討論を行うのは異例である。与党は「2 年ぶりに自由討議を行った」と喜ぶが、実際には、自民・公明両党が臨時国会での可決成立を合意していた国民投票法改正案の審議採決すら、させなかった。もとより、安倍改憲案を憲法審査会に提示させる機会も与えなかった。野党が、「改憲発議そのものをさせない」ことを確認しつつ、審査会を開くこと自体に反対の日本共産党と、開催自体は必ずしも反対ではない他会派とが共同して臨んだ結果である。

なお、国民投票法改正案は衆院に提出されており、参院ではとりたてて議題もないため、臨時国会でも実質審議は行われなかった。

### 3 通常国会での改憲発議阻止へ全力を

12月の世論調査では、安倍首相の下での「憲法改正」に「反対」が54.4%で11月より5.2ポイント増加（12月16日付東京）。産経・FNNの調査でも「賛成」が10ポイント近く減り、「反対」が増えた。安倍首相が臨時国会閉会日の記者会見で「（改憲を）私の手で成し遂げたい」と述べたことに対しては、「評価しない」が50.9%に達した（12月17日付産経）。森友、加計、そして「桜を見る会」と同様、憲法まで私物化する姿勢には強い拒否感がある。

ところが安倍首相は、年頭所感でも改憲に向けた意欲を示している。「この国のかたちに関わる大きな改革を進めていく。その先にあるのが、憲法改正です」とし、その前段では「従来の発想に捉われることなく、安全保障政策の不断の見直しを進めます」と述べている。ここにいう「従来の発想」とは、憲法9条に基づく平和外交であり、集団的自衛権を行使しない、海外派兵を行わない、自衛は必要最小限度にとどまるため攻撃的兵器は所持しない——などが含まれるだろう。これらを勝手に「見直し」、「その先に」改憲だと述べている。安倍首相のいう9条改憲が、単に自衛隊を明記するだけで「なにもかわらない」ものでないことは、首相自身の言葉からも明らかである。

こうしたなか、中東情勢が緊迫化した。安倍首相は、トランプ政権によるイランの司令官殺害は国連憲章に違反した先制攻撃であるにもかかわらず、これを一切批判せず、中東情勢が一気に緊迫化するなか年末に閣議決定した自衛隊派兵の方針を変えず強行した。戦争に参加する国づくりが、9条改憲を前に具体化され実行されようとしている。加えてそれは、安倍首相がいう「地球儀を俯瞰した外交」などではなく、アメリカべったりの外交姿勢の下で行われている。

衆院憲法審査会の与党筆頭幹事である自民党の新藤義孝氏は、「改めて手続きをとるのではなく憲法論議を自然に進めることで、改正の『中身』の議論が深まっていく」と述べている（12月28日付産経）。与党は、憲法審査会を、改憲案のすり合わせの場とみなしている。通常国会で、国会内外の力を結集し、憲法審査会を動かさず、改憲発議を断固阻止するたたかいがいつそう求められる。

### 4 野党連合政権で憲法を「実行する」政治へ

昨年アフガニスタンで亡くなった医師の中村哲さんは生前、「憲法は守るのではない、実行すべきものだ」と述べていたという。「100の診療所より1本の用水路を」と訴えた中村哲さんが、「憲法9条はリアルで大きな力で、僕たちを守ってくれている」と述べる言葉には重みがある。

9条をはじめ、憲法を「守る」にとどまらず「実行する」政治で希望ある未来を拓くため、野党連合政権の実現へ、がんばろう！

## 天皇退位をめぐる問題 —退位した天皇の役割を考える

澤藤統一郎法律事務所 澤藤 統一郎

1 昨年（2019年）日4月30日前天皇（明仁）が退位し、翌5月1日現天皇（徳仁）が襲位した。この天皇の交替のありようだけでなく、天皇交替劇に伴って国民の天皇観の問題点も見えてきた。改めて、象徴天皇制の問題性、天皇を国民統合の象徴とするナショナリズムの危険性を考えざるを得ない。

2 明治維新後、幕藩体制を清算して国民国家創出のために、天皇利用の徹底を目論んだ維新政府は、一世一元という制度を発明し天皇の死だけを天皇交替の要件と定めた。

旧皇室典範（1889年2月11日制定）の第2章「踐祚即位」は、下記の3ヶ条からなる。

10条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

11条 即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

12条 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ

これが、天皇の終身制と一世一元の法的根拠だった。なお、「明治元年ノ定制」とは、1868年「行政布告第1条」のことだという。

明治天皇(睦仁)から大正天皇(嘉仁)へ、大正天皇(嘉仁)から昭和天皇(裕仁)への地位交替はこの旧皇室典範によって行われた。いずれも、前天皇の死による地位の承継であり、その死を以て改元となった。

敗戦によって、天皇は主権者でも神聖にして侵すべからざる存在でもなくなったが、天皇制は維持された。

日本国憲法制定後の現行皇室典範（1947年1月16日制定）では、こうなっている。

第4条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第24条 皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。

天皇の終身制は旧来のとおりとされ、皇位承継の要件は旧皇室典範と同様天皇の死のみである。天皇の生前退位も皇位承継も想定されていない。但し、大嘗祭と元号とは法的根拠を失った。ともに、濃厚に過ぎる宗教性を考慮しての措置であつたろう。元号については、わが国にしか通用しない閉鎖性も問題とされたと思われる。

戦後民主主義の高揚は後退を続け、紀元節の新しい形での復活や生前叙勲制度の復活、そして元号法制定などという逆コースを経て、新制度初代の天皇となった裕仁が死亡して現行皇室典範での明仁への天皇交替となった。

そして本来であれば明仁も父親同様に終身天皇であるはずが、突然に異変が起きた。これが、いわゆる「8・8メッセージ」である。国政に関する権能を一切有しないはずの天皇(明仁)が、自らの意思で退位の希望を表明したのだ。しかも、内閣の助言と承認はまったく得ていない。現行憲法における天皇の位置づけからすれば、明らかな越権行為である。

本来なら、「憲法原則に反する」「出すぎたことを言うな」「ワガママをいうんじゃない」という声が巻き起こって当然なところだが、この越権行為に国民的な批判が巻き起こらなかった。むしろ、日本国憲法に親和的なリベラル層が明仁の越権の言を支持し、「伝統」的な神秘的天皇像に郷愁を覚える保守派が反対するという奇妙なネジレの現象が見られた。

結局、明仁の生前退位の希望は、皇室典範特例法を制定せしめるという法的措置となって実現した。憲法に越権行為を行っての退位であって、憲法に関心を持つ者にとって、到底看過し得ない。

3 宮沢俊義の言葉を借りるまでもなく、象徴天皇とはロボットである。自然人ではありながら、純粹に私的な領域以外では自らの意思で行動することを禁じられた存在。そのロボットが、突然に自分の言葉でしゃべりだし、内閣と国会を動かして自分の意思を実現した。ロボットが自らの意思をもって、ロボット操縦者を逆に操ってしまったのだ。これは、由々しき事態と言わねばならない。

この「2代目象徴天皇」が高齢を理由とする生前退位の意向を表明したのは、2016年8月8日。NHKテレビに、ビデオメッセージを放映するという異例の手法によってである。あの「玉音放送」

を彷彿とさせる。

天皇はそのビデオで、「既に八十を越え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、これまでのように、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じています。」と語った。

天皇自らが、「象徴の務め」の内容を定義することは明らかにその分を弁えぬ行為である。しかもその内容は、国事行為に触れることなく「象徴としての務め」こそが天皇の存在意義であるかのごとき発言には、忌憚のない批判が必要である。憲法学のオーソドックスは、天皇の行為を「憲法が限定列挙する国事行為」と、「純粋に私的な行為」とに二分して、その間にある曖昧な、「公的行為」の範疇を認めないか、認めるにしても可及的に狭小とすべく腐心してきた経緯がある。

ところが世の反応の大方は、憲法的視点からの天皇発言批判とはならなかった。「陛下おいたわしや」「天皇の意向に沿うべし」の類の言論が跋扈した。リベラルと思しき言論人までが、反安倍の立場も交えて、天皇への親近感や敬愛の念を表白している現実がある。憲法を超越する天皇という存在の危険性を見せつけられた思いを禁じえない。

4 「象徴としての行為を積極的に行う天皇」とは、客観的にどのような役割を担うことになるのだろうか。前天皇(明仁)退位の日である昨年4月30日付「沖縄タイムス」社説の次の一節が極めて示唆的である。

「陛下は皇太子時代に5回、天皇に即位してから6回、これまでに計11回、沖縄を訪問している。沖縄の文化にも深い関心を示してきた。行動の持続と考え方の一貫性、沖縄に向きあってきた真摯な姿勢は疑う余地がない。

沖縄タイムス社と琉球放送が27、28の両日、実施した県民意識調査によると、天皇の印象について『好感が持てる』と答えたのは87・7%に達した。沖縄の人々のわだかまりが溶けつつあるともいえる。両陛下の『国民に寄り添う姿勢』は、沖縄においても好感を持って受け入れられている。

被災地を訪ね、ひざをついて被災者を励ます姿は、悲しみや憂いを共有する思いがにじみ出ていて、忘れがたい印象を残した。『好感が持てる』と答えた人が9割近くもいたということは、こうした行動の全体が評価されているとみるべきだろう。」

しかし、私は問いたい。天皇が沖縄を11回訪問したことによって、沖縄の現実は何か改善しただろうか。沖縄タイムス社説の表現を借りれば、「依然として戦後が清算されず、民意に反して辺野古埋め立てが進み、基地被害が絶えない」という現実なのだ。これに続く言葉が意味深である。

「だからこそ、沖縄にとって、(天皇夫妻の) 寄り添う姿勢が身にしみる—という側面もあるのではないか。」

同社説は、「状況の悪化を肌で感じていることと、天皇評価の好転とは、別の問題である。」と結んでいるが、もっとはっきり言わねばならない。

天皇夫妻の沖縄訪問が果たした客観的役割とは、こういうものだ。

「沖縄の矛盾を覆い隠し、県民の怒りや不満を、なんの解決もせぬまま宥和させるだけの効果をもつものであった。沖縄を捨て石にした本土政府は、戦後も一貫して沖縄に基地負担を押し付け続けてきた。平和を願う県民は、本土政府やその背後のアメリカ政府に、果敢に抗議の闘いを挑み続けてきたが、天皇夫妻の役割は、その闘いを励ますものではなく、反対に県民の抗議の行動を封じ込める安全弁として機能してきたのだ。客観的には、政権の沖縄政策の貫徹を補完するものに過ぎなかった」

沖縄に限らない。天皇夫妻は、取り残された地域や人々を訪問して、言葉をかけ祈るという行為に

よって、格差や分断という社会の矛盾を覆い隠し、底辺の人々の不満をなんの解決もせぬままに宥和して、政権への要求行動に立ち上がろうとする人々を制し、失政に対する国民の追及や政権に対する抗議の行動を起こさぬように封じ込める安全弁として機能してきたのだ。

5 「祈る天皇」や「寄り添う天皇」を、ありがたがってはならない。むしろ、厳しく警戒しなければならない。けっして褒めそやしてはならない。

ところが、おそろべし天皇制である。議会では全会一致の「賀詞」決議となった。この阿諛追従決議こそが、天皇制の危険を物語っている。

衆議院での賀詞決議は5月9日であった。天皇の即位に祝意を示す「賀詞」を全会一致で議決した。このテーマでの全会一致を、民主主義社会のあるべからざる姿として残念でならない。

共同配信の記事によれば、「平成の際の賀詞は昭和天皇逝去に伴う1989年1月の皇位継承時ではなく、90年11月に行われた『即位礼正殿の儀』に合わせて議決した。当時、天皇制廃止を掲げていた共産党は反対した」とし、産経は「平成の御代替わりの際の賀詞に反対した共産党も、今回は賛成した」と書いている。

その「賀詞」なるものの全文は次の通り。

「天皇陛下におかせられましては、この度、風薫るよき日に、ご即位になりましたことは、まことに慶賀に堪えないところであります。

天皇皇后両陛下のいよいよのご清祥と、令和の御代の末永き弥栄をお祈り申し上げます。

ここに衆議院は、国民を代表して、謹んで慶祝の意を表します。」

「陛下」「おかせられましては」「風薫るよき日」「ご即位」「慶賀に堪えない」「天皇皇后両陛下」「ご清祥」「令和の御代」「末永き弥栄」「お祈り申し上げます」「国民を代表して」「謹んで慶祝の意を表します」。一言々々が、耳にざらつく。天皇制とは、阿諛追従を成分として成り立つものだ。これが、全会一致で成立とはこれは悪夢だ。一人の議員の反対もないことが、無念である。

6 これは、戦前の大政翼賛下の議회를彷彿とさせる。同時に、9・11直後に、たった一人反対票を貫いた米下院のバーバラ・リー議員を思い起こさせる。

2001年9月15日、9・11同時多発テロの4日後のこと。米連邦議会の上下院は、ブッシュ大統領に対しテロへの報復戦争について全面的な権限を与える決議を成立させた。これに対し、上下両院を通じてただ一人これに反対票を投じたのが、カリフォルニア選出のバーバラ・リー（Barbara Lee）民主党下院議員だった。私は、この一票を、議会制民主主義に生命を吹き込んだものとして高く賞賛したい。

その「ただ一人反対を貫いた下院議員」の議会での発言の一節がこうであったという。

「私は確信しています。軍事行動でアメリカに対する更なる国際的なテロを防ぐことは決して出来ないことを。この軍事力行使決議は採択されることになるでしょう。（それでも、）…誰かが抑制を利かせなければならないのです。誰かが、しばし落ち着いて我々が取ろうとしている行動の意味をじっくり考えなければならないのです。皆さん、この決議の結果をもっと良く考えて見ませんか？」

2019年5月9日の衆院では、非力でも、孤立してでも、誰かがこう言わなければならなかった。

「私は確信しています。天皇制を賛美することが、国民主権や民主主義と相容れないものであることを。この賀詞決議は多数決で採択されることになるでしょう。それでも誰かが、抑制を利かせ

なければならないのです。誰かが、しばし落ち着いて、新天皇の即位に祝意を述べるという議会決議の意味をじっくり考えなければならないのです。皆さん、過熱している新元号制定や新天皇即位の祝賀ムードが、国民の主権者意識とどう関わるものなのか、もっと深くよく考えて見ませんか？」

しかし、日本は一人のバーバラ・リーも持ち得なかった。こう発言する議員も政党もなく、あたかも国民は、新天皇即位に祝賀一色のごとく後世に記録されたことを何とも残念に思う。

7 「現憲法下で、憲法のすべての条項を順守する立場」からは、賀詞決議への賛意はやむを得ないとする立場があるが、私は与しない。むしろ、「現行憲法を順守する立場」は、国民主権や人権という憲法体系の核心部分と、天皇制という非核心部分、あるいは核心部分と明らかに矛盾する制度とを、しっかりと区別しなければならない。

憲法体系の中で、天皇の存在は他の憲法価値とは異質で整合しない夾雑物である。旧体制の残滓に過ぎない。憲法解釈においても、人権・国民主権・平和等の憲法上の諸価値を損なわぬよう、天皇や天皇制をできるだけ消極的な存在とすることに意を尽くさなければならない。それこそが、「現憲法下で、憲法のすべての条項を順守する」ことである。

憲法自身に矛盾があるのだ。憲法の核心部分を順守する立場から忌憚のない天皇制批判の言論を貫徹することは、「憲法順守」と矛盾することにならないことは明らかで、「憲法順守」を口実に天皇制を擁護したり、天皇制批判を口封じしてはならない。

8 天皇とは、まぎれもなく日本社会の旧態依然たる保守勢力の社会意識に支えられた「権威」である。この権威の温存こそが、保守の側からの国民統合に重宝この上ない政治的道具なのだ。だから、今どき馬鹿げた「テンノーヘイカ・バンザイ」が行われる。

日本の民主主義は、この権威と闘うところから発祥し、天皇制と対峙して鍛えられてきた。今なお、その事情は変わらない。

先に見た沖縄タイムス社説が述べるような、新しい形の天皇の権威を作ること、前天皇(明仁)は成功したと言ってよい。それは、保守政権にも望ましいものであっても、憲法の想定するものではない。

菊タブーにたじろぐことなく、新しい形の天皇制を批判し続けたい。これを支える小道具の使用についても、である。さしあたりは国旗国歌(日の丸君が代)と元号使用の強制問題だが、今年の東京五輪が大きなナショナリズム高揚の場となる恐れがある。

天皇への姿勢において、主権者としての自立と自覚が問われている。

## 安保法制違憲訴訟は 巨大な憲法 9 条裁判闘争に発展

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

安保法制違憲訴訟は全国 22 地域で 25 の裁判所で 7704 人に市民が闘う巨大な裁判闘争に発展している。前橋地裁と横浜地裁では宮崎礼壹元内閣法制局長官など専門家の証人尋問を勝ち取った。札幌地裁と東京地裁国賠訴訟は安倍政権に積極的に付度をする不当判決を出したが、私たちは控訴し

て粘り強く闘っている。

### ぐんまの会の闘い

前橋地裁は2019年6月13日に、全国に先駆けて、宮崎礼壹さん（元内閣法制局長官）、半田滋さん（ジャーナリスト・東京新聞論説委員兼編集委員）、志田陽子さん（武蔵野美術大学が証言された。このうち、宮崎礼壹元内閣法制局長官は「安保関連法、特に集団的自衛権はいかなるときにでも憲法とは両立し得ない」、「日本を攻撃する意思がない国に対しても攻撃できることから、他国の防衛ではなく武力介入になってしまうと主張。「自衛隊はわが国への攻撃が切迫している段階でも攻撃できないのに、他国を助けるためなら攻撃できる」という逆転した状態になっている」と明言された

### かながわの闘い

横浜地裁は2019年10月31日に原告本人尋問及び証人尋問を行い、宮崎礼壹さん（元内閣法制局長官）、青井未帆さん（学習院大学教授・憲法学）、今井高樹さん（日本国際ボランティアセンター代表理事）、半田滋さん（ジャーナリスト・東京新聞論説委員兼編集委員）が証言された。学習院大学法科大学院の青井未帆教授（憲法学）は安保関連法が成立した経緯について「憲法9条に基づいた一貫性のあるプロジェクトを力業で変えてしまったことが確認できる」と指摘し、「集団的自衛権の行使は憲法改正が必要と言われてきた。今回は政府解釈の変更などではなく、論理の破壊だ」と批判した。

### 言語道断の東京地裁国賠訴訟判決

東京地裁民事第1部は2019年11月7日に、安保法制の違憲性には何ら言及せずに、権利・利益が国家賠償法上の保護利益にあたらない等という理由で棄却した。「平和」について「理念ないし目的としての抽象的概念であり、各個人の思想や信条により、多様な捉え方が可能なものである。また、平和は、個々人の信条や行動のみならず、常に他者との関係を含めて初めて達成し得るものであって、これを確保する手段、方法は、常時変化する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたり、特定することができない」などと、特異なとらえ方をしている。この特異な「平和」論はすでにイラク派兵名古屋高裁2018年4月17日判決で「平和的生存権にのみ、平和概念の抽象性などオために法的権利性や具体的権利性の可能性が否定されなければならない理由はない」として乗り越えられた陳腐な内容である。

### 憲法9条裁判闘争の成果を継承

砂川、恵庭、長沼、百里、イラク派兵違憲訴訟などの9条裁判の成果を継承して闘いを進めたい。

## 第2次新横田基地公害訴訟について

三多摩法律事務所 小口 明菜

### 1 横田基地公害訴訟とは

横田基地公害訴訟が初めて提起されたのは1976年のことでした。以来、訴訟提起・上訴と判決言渡しが繰り返され、過去7回にわたり、被告国を厳しく断罪する判決がなされています。また最高裁判決や訴訟外の運動によって、日米合同委員会で夜10時から翌朝6時まで飛行を行わないことが合意されるといった成果も得られています。

しかしながら、最初の訴訟提起から40年以上が経過した現在においても、騒音被害はいっこうに解

消されていません。周辺住民は、朝起きて、夜眠るまで、さらには寝ている間も、騒音に曝され続けているのです。とりわけ本訴訟提起と前後して、CV-22 オスプレイ正式配備に象徴されるような横田基地の機能強化が進んでおり、被害はますます深刻化しています。

2013 年 3 月 26 日、基地周辺住民（原告数合計 1078 名）は、国に対し、横田基地を離着陸する米軍機・自衛隊機の夜 7 時から朝 7 時までの飛行差止めと、損害賠償を求めて提訴しました（本訴訟）。2017 年 10 月 11 日に東京地方裁判所立川支部において一審判決が、2019 年 6 月 6 日に東京高等裁判所において控訴審判決が言い渡され、現在最高裁判所での取り組みを進めています。

## 2 一審判決の内容

### （１）損害賠償請求（過去分）について

住民の訴えに対し、一審判決は、WECPNL（うるささ指数。「W 値」といいます。）75 以上の地域に居住する原告について、前訴訟を上回る損害額を認定し、総額約 6 億円をこえる損害賠償を国に命じました。違法な騒音被害が広く生じていることが改めて認定されたものです。また判決は「被告が騒音による権利侵害を少しでも抜本的に解決しようとする努力を十分に果たしているとはいえない」として、騒音を放置してきた国の怠慢を厳しく指摘しました。

他方で、一審判決は、2005 年の国による航空機騒音区域指定の「見直し」により、W 値 75 未満とされてしまった地域に居住する原告らの損害賠償請求を排斥しました。国が一方的に縮小した航空機騒音区域指定を、漫然と受忍限度を画する指標として採用した不当な判断です。

### （２）差止請求・将来請求について

また一審判決は、米軍機の運航は国の指揮・命令が及ばない「第三者の行為」として、実体的な判断に立ち入ることなく差止請求を退け、自衛隊機の飛行差止請求についても民事訴訟としては認められないという理由をもって訴えを却下しました。さらに将来にわたる損害賠償請求をも退けました。

一審判決は従来の最高裁判決や過去その他基地訴訟の内容を無批判に踏襲して差止請求・将来請求を退けるものであり、長期にわたる深刻な騒音被害の司法的解決を実現してほしいという基地周辺住民の信頼に背くものと言わざるを得ません。

## 3 控訴審におけるたたかいと控訴審判決の内容

### （１）東京高等裁判所におけるたたかい

2017 年 10 月 24 日、第 2 次新横田基地公害訴訟原告団は、一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴しました。

控訴審においては、2018 年 9 月 27 日に現地見分を、同年 11 月 20 日に証人高橋美枝子氏と原告ら 8 名の尋問を実施しました。さらに 2018 年 10 月に横田基地に正式配備された CV-22 オスプレイによる被害や、低周波音による様々な被害について、重点的に主張立証を行いました。

### （２）控訴審判決の内容

控訴審判決は一審判決を維持し、W 値 75 以上の地域に居住する原告について過去の騒音被害に対する損害賠償を認めました。

また、上記 CV-22 オスプレイの危険性を認め、CV-22 オスプレイによって騒音が増加した可能性が

あること、多くの原告が騒音被害を訴えていることを認めるなど、周辺住民の訴えに応える姿勢を見せました。低周波音による被害の可能性についても認め、国に対して大規模な測定・調査を行うことが望ましいと指摘しました。

他方で、一審判決と同様、W 値 75 未満とされてしまった地域に居住する原告らの損害賠償請求を排斥し、また差止請求・将来請求は認めませんでした。

#### 4 たたかいの場は最高裁へ

第2次新横田基地公害訴訟原告団は、2019年6月19日、騒音被害のない生活をしたい、子や孫の世代にまで騒音被害を引き継ぎたくないというごく当たり前の願いを実現するため、最高裁判所に上告・上告受理申立をしました。

米軍基地の騒音問題に終止符を打つ判決を勝ち取り、「静かな空」を取り戻すまで、たたかいを続けていきたいと思います。

## 沖縄・高江への警視庁機動隊派遣の違法を問う 住民訴訟について

三多摩法律事務所 長尾 宣行

### 1 高江でのヘリパッド建設

(1) 1996年12月のいわゆるSACO合意によって、沖縄の米軍北部訓練場の一部の返還と引き換えに周辺地域に新たなヘリパッドを建設することが決定された。もとより、地元住民や多数の自然保護団体などから反対の声があげられたが、国（沖縄防衛局）は2007年東村・高江区において、これらの反対の声を押し切り、強引に工事を開始した。2014年までに2ヶ所のヘリパッドが完成して米軍に先行提供されたが、この間、資材搬入ゲート前で平穏な座り込みを続けていた地元住民に対し、国が、仮処分の申し立て、訴訟提起という方法で運動を弾圧しようとしたことは、よく知られている。

(2) 2016年7月の参院選後、沖縄防衛局は工事を再開した。当局は、一気呵成に工事を進めようと、沖縄県のみならず東京、神奈川等6都府県の機動隊を現地に集結させ、反対運動を力づくで弾圧するという暴挙にでたのであった。

機動隊は、平穏に座り込みをしている住民らを実力を用いて排除したり、住民の設置したテントや車両を強制的に撤去した。あるいは、まったく何の根拠もなく県道を封鎖したり、車両の検問を行ったりもした。さらには活動家と目される住民を理由も必要もなく逮捕したのであり、不当な被逮捕者はのべ50名以上にものぼった。このように、高江では、本当に無法地帯さながらの状態が現実のものとなったのである。

このような機動隊による乱暴狼藉は、16年7月から12月まで5ヶ月間にわたって継続的になされた。この間、東京都（警視庁）から派遣された機動隊員は約140人にのぼるものと推定される。

### 2 提訴と訴訟の状況

(1) 東京から派遣された機動隊が沖縄の人々に対して暴虐のかぎりを尽くしているということに対し

て、そのような機動隊の派遣元である東京都（警視庁）の責任を追及すべきだという思いを抱いた東京都民が結集し、派遣された機動隊員への給料の支給は違法であるとして住民監査請求の申し立てがなされた。その後ほどなくして監査請求は却下され、16年12月にはヘリパッドも一応完成してしまったものの、機動隊派遣の違法に対する責任追及を曖昧なままに終わらせてはならないとの見地から、同月182名の都民が原告となって東京地裁に住民訴訟が提起されたのであった（民事第3部（行政部）に係属。）。

- (2) 原告らは、東京都公安委員会による高江への機動隊の派遣決定が違法であることを理由として、派遣された機動隊員に支給された給料相当額（本給。約5ヶ月間、約140人分、合計約2億8100万円。）について、給料の支給権者である警視總監の賠償責任を追及しているものであるが、さらにこの間、高江派遣を原因として支給されたことが明確な特殊勤務手当や超過勤務手当について、その相当額を賠償の対象として追加した。

被告の東京都知事側は、派遣決定の如何と機動隊員への給料の支給は何らの関係もなく、財務会計上の違法についての主張がないから住民訴訟として不適法ということを中心に主張している。しかしながら、このような東京都側の主張は、財政民主主義の見地に立脚せず、地方財政に対する住民のコントロール手段としての住民訴訟制度の意義を過小評価するものであって、厳しく批判されるべきである。

- (3) 訴訟においては、一昨年12月の弁論期日まで、10回の弁論期日が開かれるなかで、上記のような東京都側の主張は完全に退けられ、証拠調べが実施されることとなった。昨年は3回の証人・原告本人尋問期日を経て、8月の弁論期日で結審し、12月16日判決が言い渡された。

### 3 判決の内容と今後のたたかい

- (1) 判決の結論は、原告ら側の全面敗訴であった。判決は、機動隊の派遣要請がなされた時点においては、沖縄県公安委員会として、ヘリパッド建設「工事が開始され、進行する場合には、座り込み等の抗議活動が再び活発化し、警備活動を要する事態が生じるものとの想定を立てることが不合理とはいえない状況」があり、広範囲で抗議活動が行なわれる可能性があること等からして、沖縄県公安委員会による機動隊の派遣要請に対する東京都公安委員会の「派遣決定の判断には、合理的な根拠があった」と判示した。しかしながら、他方で、判決は、現地の反対運動が非暴力を貫いていたことについて理解を示すとともに、工事の開始前から「抗議活動によって沖縄県警察の人員だけでは対応することが困難な状態が現に生じていたとまでは認められない」と判示している。このような判示内容を整合的に理解しようとするれば、結局のところ、判決は、工事を強行することになれば反対運動も活発化するが、工事を円滑に遂行するためには高揚する反対運動を押さえ込む必要があり、そのために大規模な警察力の投入も是認されるとの見地に立っているものと認めるほかない。判決は、ヘリパッド建設という国策遂行を第一義とする基本的立場に立脚しているのであって、きわめて不当と言わざるをえない。

- (2) もっとも、判決は、機動隊による個々の違法行為をすべて正当視して、機動隊を擁護しようしているわけでもない。判決は、派遣された機動隊員による「職務行為が必ずしも全て適正に行われていたとはいえないような状況が存していたことがうかがわれる」としたうえ、7月22日に敢行された、その後の工事の遂行にとって、きわめて重要となるN1ゲート前に置かれた車両とテントの強制撤去について、その「適法性については看過し難い疑問が残るものといわざるを得ない」とした。

ところが、これらの「職務行為は、飽くまでも沖縄県公安委員会の管理の下における行為であり」、

東京都公安委員会としては、派遣した機動隊員による「職務行為の適法性の確保については、挙げて沖縄県公安委員会及びその管理下にある沖縄県警察に委ねるほかない」と判示し、派遣元である都公安委員会・警視庁の責任をまったくもって不問に付すという、きわめて非常識な判断を示したのであった。

本件での機動隊の派遣にあたっては、警察庁が中心となり、沖縄県警と派遣元である6都府県の警視庁・県警との間でさまざまな連絡調整がなされていたということは明白であり、そうである以上、機動隊の乱暴狼藉について派遣元の警視庁等には何ら責任がないなどということとはありえない。判決は、事実から目を背け、警視庁を免罪したものと言うほかない。

- (3) 判決は、他にも、高江の住民や自然研究者の証言に依拠しつつ、ヘリパッド建設「工事が周辺住民の生活や周辺の自然環境等に多大な悪影響を及ぼす」と断じた点、あるいは住民監査請求を広く容認すべきものとする見地に立っているものと認められる点等積極的に評価できる判示内容もないわけではない。しかしながら、前記のとおり、基本的に機動隊派遣を是認するとともに、機動隊員による違法行為についての警視庁の責任を否定したことについては、到底容認できない。判決後に開かれた原告団集会においては、圧倒的多数を以って、控訴し、さらにたたかいを継続していくことが決定された。

今後も、法廷の場において派遣決定の真のねらいとその違法・不当性を明らかにするため、よりいっそうの奮闘が求められている。

## 「徴用工」問題の現状と解決方向

町田法律事務所 大森 典子

### 第1 はじめに・・・「徴用工」問題の現状

昨年の今頃、私は第47回の東京支部総会に向けた特別報告「「徴用工」問題についての論点整理と解決方向」と題する文章を書いていた。その時から1年がたって、日韓の軋轢は当時の想定をはるかに超えるところに行ってしまった。特徴的なのが日本政府の報復措置としての輸出規制である。これはいくら政府が今になって「報復措置ではない」と言ってみても、「韓国が信頼関係を破ったから」などの発言を安倍総理自身も当時の経産大臣も語っていたのであるから、徴用工問題に反応して出された措置であることは日本のメディアを含めてほぼ一致した見方であろうと思われる。

日本政府は2019年7月に韓国経済にとって致命的となる半導体3品目の輸出規制を強化し、8月にはホワイト国から外す決定をして現実に発動した。このために韓国経済は苦境に陥ったと思われるが同時に日本製品の不買運動や日本への観光旅行の大幅な減少で日本経済も大きな打撃を受けている。さらに韓国政府はこれらの輸出規制への報復として日米韓3か国間の安全保障の要である軍事情報の共有に関する取り決め(GSOMIA)の解消を打ち出した。

結果として、アメリカの強力な圧力もあり、韓国政府はGSOMIAの解消という宣言は一時停止するとの措置を取り、最悪の事態は回避された。またその後韓国側でこの問題の解決案がいろいろ検討され、一部の案は国会にも提案されているとの報道があり、徴用工をめぐる事態は解決に向けて動きつつあるかに見える。

しかしながら、日本政府の今日までの対応を見ると、日本政府はこの問題の基本を無視し、日韓の国家利益（あるいは面子）の突合せで外交的に「勝利」することのみを目指しているのではないか、と思われる。韓国の被害者や市民と日本の市民社会が本当の意味で歴史を乗り越え「解決」したといえる結果に到達するには、日本の市民が改めてこの問題の基本をしっかりと理解し、その基本にのっとった解決を要求し、その解決に向けた動きを支援していくことが必要である。

このような観点から、問題の基本は次の 2 点にあると考えるものである。

第 1 は、この問題の解決の基本になる日韓請求権協定の解釈として日本政府が依拠すべき解釈は日本の最高裁の西松判決であるが、この判決の眼目が無視ないし軽視されている、という点である。

第 2 は、この問題の解決のためには戦時強制労働被害者に対する加害国ないし加害企業がどのように被害者に向き合うべきかという対応が求められている、という点である。

## 第 2 日韓請求権協定理解のポイント

### 1 日本政府の韓国司法に対する非難の問題点

日本政府は、2018 年 10 月 30 日に大法院判決がでたその時から、この判決は「国際法に違反する」といい、韓国政府の態度についても「まず国際法違反を是正せよ」という言い方をしてきた。しかしながら韓国大法院は司法機関として、韓国の法制度の中でこの協定の規定する範囲を法的に判断したもので、その判断を日本政府としては受け入れがたいということであっても、日本政府の立場は完全に正しく、相手は「国際法違反」という言い方は、あまりに不遜である。正しくは「日本政府の協定に関する解釈ないし理解と異なる」というべきであり、それ以上ではない。

韓国大法院判決の要点は次の点にある。

- ① 本件請求は日韓会談の中で韓国政府が日本政府に請求した徴用工の未払い賃金や補償などではなく（この要求を含むいわゆる 8 項目請求は合意議事録で請求権協定締結以降韓国が改めて請求することはできないとされている）、非人間的な強制労働による慰謝料請求権である。
- ② 請求権協定の交渉過程で日本政府は植民地支配の不法性も強制動員被害の法的賠償義務も徹底的に否定した。このような状況下で締結された請求権協定で徴用工の違法な強制労働被害に基づく慰謝料請求権も協定で解決したと解釈することはできない。すなわちこの問題は協定で解決した問題ではないので、請求について理由があると大法院が判断すれば、被告企業に賠償を命ずることができる。

確かに、日本政府としては、あらゆる問題について、「請求権協定で解決済み」という立場であろう。しかし日本軍「慰安婦」被害者問題などでは、そのように述べながらも「日韓合意」をするなど（この合意内容が真に被害者の要求にこたえた解決かは別の問題として）外交的にも解決に向けた一定の行動をとってきた。

そうだとすれば、徴用工問題での韓国大法院判決の協定解釈は納得がいかないという批判はしても、この問題については大法院判決が「国際法違反」を犯しているという批判を繰り返すのは、日本政府がこの問題についての冷静な判断と客観的な立場を見失っていると言うほかはない。

## 2 日本政府の協定解釈の基本

日本政府の協定解釈について改めて確認しておく、現在の日本政府の解釈は、2000年ころに突然それまでの解釈を変更したものであり、協定成立後一貫してきたものではない。すなわち日本政府もその時々政治情勢や政治課題に即して解釈を変更してきたもので、韓国大法院判決を批判する際にあたかも日本政府の立場は一貫した客観的な権威があるもののようにふるまうのはおかしいのである。そのような前提で現在日本政府がとっている解釈を要約すると次のとおりである。

- ① 請求権協定で外交保護権は放棄された。
- ② しかし個人の請求権は残っている。したがって被害を受けた個人が日本の裁判所に訴え出ることはできる。
- ③ しかし「請求権放棄条項」（日韓請求権協定では2条1項）によって裁判で勝訴することはできなくなったので、つまり「解決済み」である。

ここで日本政府がどうしても明確に表明しないが重要なポイントは、この「請求権放棄条項」に関する日本の最高裁判決の重要なポイントである。すなわち最高裁2007年4月27日判決は（西松建設に対する中国人強制労働被害者の賠償請求事件。中国の場合は日中共同声明第5項が請求権放棄条項と解釈されたのであるが）③について、被害者は裁判で勝訴することはできないが、被害者は敗訴判決を受けても請求権本体は持ち続けているので、加害企業が任意に支払うことは弁済になる、との趣旨の判決を出したことである。

3 権分立制度のもとで、日本政府はこの最高裁判決の論旨を自らの協定解釈に据えなければならぬのに、安倍政権は一貫して③の「解決済み」という結論のみを、例外なく被害者が満足する道は完全になくなったかのように強調する。しかしながら、今こそ日本政府はこの最高裁判決の眼目を重視し、その基本的立場を明確にすべきなのである。すなわち最高裁は、事案によっては任意の解決が好ましいし、それは法的にも可能であるとの請求権放棄条項の解釈をし、現実には西松建設に対しては「付言」までつけて、上記の論旨にそった解決を促したという事実である。ここにこそこの問題解決のカギがあるというべきなのである。

## 第3 解決案の踏まえるべき原則

### 1 一致点を踏まえて

以上の通り、日本政府の立場と韓国政府あるいは大法院の立場は一見すると、とても解決のカギを見いだせないような開きがあると見えるかもしれない。しかしながら韓国大法院は不法行為に対する賠償義務を日本企業に命じたものであり、日本の最高裁の立場でも、強制労働被害者の損害賠償請求権は依然として残っているのである。最高裁判決によれば、被告企業が任意に支払うことは法的にも賠償金の支払いとしての意味を有するのであるから、改めて加害企業が賠償に応ずることについて、法的な障害はないのである。

### 2 戦時強制労働被害者問題解決の基本

国際社会は武力紛争下で人権を侵害された人々の被害回復について、多くの原則を打ち立ててきた。それは「慰安婦」として被害を受けた人々に対するのと同様に「被害者中心アプローチ」と呼ばれる方法である。人権を侵害されたと訴える被害者が何を望んでいるかを中心に被害回復の方法が検討されなければならない、ということである。

今回の問題についていえば、加害国である日本政府と加害企業が加害の事実を認めて謝罪をし、これに対する賠償の支払いと２度と繰り返さない、というための後世への事実の継承である。しかしながら日本政府の現状を考えると直ちにこのような理想的な解決構想を中心に据えることは現実的ではない。しかしそのような物差しをもってとりあえず現実的な解決構想を練ることは十分に可能であるはずである。

そこで韓国の被害者を代理している弁護士、支援している運動団体、日本の弁護士有志と日本の支援している運動団体が去る 2020 年 1 月 6 日、解決構想を日韓同時に発表した。（この原稿に続く呼びかけ文）

日本政府の現状をみるとこのような解決に向けて日本政府の柔軟な対応がすぐにできるとは思えないが、少なくとも日本の企業として将来展望を持った柔軟な対応は十分可能であると考ええる。日本政府がむしろ個別企業の解決を妨害しているような事態を大きく変えていくためには、両国の市民が共同で解決に向けた声を大きくしていくしかない、と考えるものである。この解決構想をぜひ日本社会にひろめていただきたいと思っているところである。

## 新宿区による公園利用規制等に対する取り組み等～昨年報告からの追加報告～

東京法律事務所 平井 哲史

### 1 はじめに～ことの起こりと 2018 年中の取り組み～

2018 年 6 月に、新宿区（吉住健一区長）は、①「デモ出発地として使用できる公園の基準」（以下、「基準」）を見直し 4 つの公園が使えていたのを新宿中央公園 1 つのみに絞ること、および、②区内 4 つの警察署に対して区が保有する 65 歳以上の高齢者の個人情報を提供することを発表した。

これは区民の反発を呼び、議会内では区議会野党（共産、立民、社民）のほか、維新系の会派や希望の党系の一人会派の区議も区に対し撤回を求めた。

また、東京弁護士会と第二東京弁護士会が、それぞれ 7 月に、区の措置に対して違憲または違憲の疑いが強いとの会長声明を出し、8 月には木村草太教授を招いたシンポジウムがおこなわれた。

そして、同年 9 月下旬から開かれた区議会に向けて区民の陳情署名が取り組まれた。これと平行して私と大竹寿幸団員、そして団外の複数の弁護士と早稲田大学の教授らの呼びかけで区内の法律家・大学教員 100 名を超える連名の陳情もおこなった。

陳情は、自民・公明の反対により全会一致を得られず不採択となったが、個人情報の提供は、区民の強い批判を受けて、10 月の提供前に、＜事前に提供を望まない届け出があった区民については名簿の提供をしない＞こととなり、実際には対象者の過半数が提供を拒否する事態となった。

11 月に実施された区長選では、区の方針の転換をかかげた候補が立ち、これを区議会野党が支援した。現職の壁を打ち破ることはできなかったものの、現職候補もヘイトスピーチ対策を掲げることとなった。

以上の経緯と区の措置の法的問題点については、昨年の団支部総会特別報告の補遺として詳細の報告をさせていただいたので、関心を持たれた方はそちらをご参照いただきたい。その報告にて、

以下のように書いたもので、続報をさせていただく。

「こうしていったん押し切られた格好になっているが、区長が公園の利用規制の正当化をはかる口実として一時期持ち出していたヘイトスピーチについては都条例に合わせて区でもヘイトスピーチ規制をおこなう方針が表明されている。このため公園の利用を規制する根拠は失われていると言ってよい。また、個人情報の提供は毎年おこなうため、今年の秋にはまた同様の問題が起きてくる。」

## 2 2019年3月、重税反対デモをめぐるトラブル

区長選後、運動は人も少し離れて停滞期に入ったが、12月区議会で野党側の質問に対し、区長は公約どおりヘイトスピーチ対策をおこなう旨回答をした。真実、これをおこなうのであれば、公園の利用制限をおこなった重要な口実がなくなることになる。

そこで、運動体は解散することなく、引き続き公園の利用規制の撤回を求める取り組みをしていくことを確認し、当面は区の出方を見ながら、使用制限を受けた公園を出発地とするデモ申請をおこない、不許可処分となりデモに支障が出たときには不服審査請求、さらに法廷闘争も想定することとした。

新宿では（都内の他の自治体でも同様と思われるが。）例年3月の確定申告の時期に、民商加盟業者と土建加盟業者がそろって、花園西公園を出発地として、新宿税務署と四谷税務署に向けて集団で重税反対、消費税増税反対等を掲げてデモをおこない、一斉に確定申告をおこなう取り組みがおこなわれている。花園西公園を出発地としているのは、同公園が花園神社の近くで新宿三丁目駅からあまり歩かずにすみ、かつ、新宿税務署と四谷税務署の間にあり、ほどよい距離のデモルートをとれ、かつ、新宿という人が集まるエリアを通りアピールすることができる、という高い利便性からであった。

ところが、区の基準見直しにより花園西公園をデモ出発地として利用することができなくなったため、デモの実行委員会は対応を迫られた。私は法律家として、また公園の利用規制の撤回を求める運動と一緒に取り組んだ仲間として実行委員会にゲストと呼ばれ、議論に参加した。議論の結果、区の措置を容認するわけにはいけないので、例年通り、花園西公園を出発地として申請し、これが許可されない場合は、新宿東口「アルタ」前の路上を出発地として申請することを確認した。

申請事務は新宿民商が担当したが、花園西公園については想定どおり不許可とされた。そこで、「アルタ」前を出発地とするデモ申請をおこなったが、所轄の新宿警察署はなかなか道路使用許可を出さなかった。申請事務を担った民商事務局からの応援要請を受けて、急遽、同じ事務所の岸松江団員に依頼して現地に向かっていたところ、ほどなくして道路使用許可が出ることとなった。

結果として、「アルタ」前を出発地とすることで、花園西公園を出発地とする従前のデモと大きくは変わらない規模と利便性でデモの実施が可能となったが、「アルタ」前をよくイベントで使用される場所でもあるため、なんらかのイベントや他のデモとバッティングするおそれも多分にあった。そうしたときに花園西公園を出発地として利用できないと、駅から遠く離れ、かつ四谷税務署まではさらに遠い新宿中央公園を出発地とするほかなくなり、デモ参加者は激減し、かつアピールするにも駅前から離れて通行人が多くない地帯の行進を余儀なくされるおそれもあった（新宿中央公園の最寄り駅は丸ノ内線西新宿駅であり、四谷税務署のある四谷三丁目駅までは4駅ある。）。

### 3 2019年9月議会への陳情

こうしたトラブルを経て、改めて公園の利用規制の問題が実感されたところ、6月の区議会において区がヘイトスピーチ対策として、公の施設の利用基準を見直すことを表明し、9月下旬から始まる議会に対し、公の施設の利用申請の段階で、①ヘイトスピーチがおこなわれる蓋然性が高く（言動要件）、②ヘイトスピーチに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる状態が予測される場合（迷惑要件）には、施設の利用を許可しないこととする利用基準を導入することを報告する予定であることを公表した。

これにより、十分かどうかは今後の検証を待たねばならないが、区長がデモ出発地としての公園の利用規制の理由としてあげていたヘイトスピーチ対策はとられたことになる。そこで運動体は、ヘイトスピーチ規制についての総合的な対策を推進する陳情と合わせて、規制の理由がなくなった公園の利用規制基準を撤回することを求める2つの陳情を9月議会に向けて集めることとした。

これらの陳情署名は、ヘイト対策が850筆、公園の利用規制撤回が637筆集められ、区議会に提出されたが、前年同様、自民・公明の反対で採択とはならなかった。もっとも、ヘイトスピーチ対策については、区は予定通り公の施設の利用基準を見直した。

こうして、公園の利用規制は未だ改まっていないが、ヘイトスピーチ対策で公の施設の利用基準を見直したことにより、デモ出発地としての公園の利用を制限する理由はさらになくなったことになる。今後の取り組みは未定であるが、2020年3月にはまた重税反対デモが実施予定である。そこで、運動体としては、引き続き世論喚起に努めながら、不許可処分が出た時の対抗策を検討していくこととなる。

### 4 個人情報の提供は中止

昨年、対象者の過半数から拒否された高齢者の個人情報の警察への提供については、当の警察署からも、回り切れないし、東京オリンピックの警備で手が回らないとしてお断りをされる事態となり、区は9月議会において2019年の名簿提供を断念したことを報告した。警察官だけで数万の高齢者宅を回り切ろうというのが土台無理な計画であったことが早くも露呈したと言える。提供を受ける警察からも嫌がられるような施策を多額の予算を割いて強行した区はきちんと反省を表明すべきであろう。

### 5 おまけ（個人情報の流出問題）

以上のほか、2019年9月、区が管理運営を委託しているスポーツ施設の利用者の個人情報を記載した登録申込書等が、個人情報が発見されているとの告発とともに複数の区議の自宅に投函され、個人情報が漏出したことが発覚した。

この告発の真偽はまだ明らかとなっていないが、なぜ利用申込書等が漏出したのか調査を進めるうちに重大なことがわかってきた。

区が個人情報保護審議会に報告をしたところによれば、個人情報が漏出した施設では、用済みとなった登録申込書等を段ボール箱に入れて事務所に置いており、鍵のかかるキャビネット内で保管する等の区と委託業者との管理委託契約で定められている事項を守っていなかった。のみならず、区は毎月業務報告を受託業者から受けることになっているが、その報告を受ける中に個人情報の管理状況は入っておらず、担当課は報告を求めることをしていなかった。また、担当課は年に1回立ち入り監査をすることになっていたが、個人情報の保護管理状況については何も監査をしていなか

った。さらに驚いたのは、区の個人情報保護条例では受託業者において個人情報保護管理責任者と担当者を定めて区に報告させることになっていたにもかかわらず、何年もそれを受けないで放置していた。要するに、個人情報の保護管理について区は受託業者に丸投げしてなんらの監督もしていなかったと言ってよい。

区が管理委託をしている施設は区内に96か所あり、このうち何らの監査もしていなかったのはある特定の課が所管する施設に集中していた。

今回の事態を受けて、区は早々に謝罪を公表し、また今後の対策を個人情報保護審議会に報告をした。しかし、なぜ特定の課が所管する施設においてのみこのようなことが起きたのかについての分析・反省は特段なく、ガバナンスを強化するためにマニュアル等を改正するという程度であった。いくらマニュアルを定めてもそれを守らねば意味がないのであり、今回の事態は個人情報保護管理に関するルールを守っていなかったところに問題発生の原因があったから、区としてはマニュアルの改正だけでなく、職員への周知・徹底、教育が必要不可欠と思われる。また、区の公表している対策には個人情報を漏出させられた人々に対する対応策は記載がなかった。個別対応をしていくのかもしれないが、区のずさんな監督に怒った区民が損害賠償請求をしてもおかしくない状況であり、今後の推移が注目される。

なお、自治体が保有する施設の管理委託は今や広くおこなわれているが、「任せっぱなし」にしてしまうと今回のような事件が容易に生じうる。今回の件は、行政による管理委託の問題点をはからずとも浮かび上がらせるものとなったとも言える。今回、たまたま新宿で問題になったが、他の自治体でも起こりうることであり、点検が必要であろう。



## 「東京法律事務所 9 条の会」 設立 15 周年を迎えて

東京法律事務所事務局 富田 柊子

2005年2月5日、事務所設立50周年記念として、郡山総一郎さんの講演会「平和の灯を連ねて～紛争・貧困・私の出会った人。そして子どもたち」を行いました。この時、事務所9条の会の立ち上げを決め、4月27日に設立総会を開きました。

設立から15年、原発や安保法制、沖縄と核、メディアと憲法など毎年様々なテーマで講演会を行ってきました。医師である日野原重明さんや俳優の宝田明さんなど、憲法9条について講演経験のなかった方々にも講師をお願いし、多くの人と9条を考える機会を設けました。



米軍の爆撃で鉄の破片が刺さり、意識が戻らない少年（マンスー  
ル地区病院） 撮影：郡山総一郎氏

毎月1回の「9の日宣伝」も15年。かえるやパンダと一緒に賑やかに宣伝しています。配る人の数多くて、なかなか手渡せないこともあります。

年に1～2回、シネマカフェを事務所の1階フロアで行っていますが、大学生や司法修習生など多数の参加で、楽しく行っています。

憲法委員会メンバーも様変わりし、20～30代の弁護士、事務員を中心に、「自分たちも楽しめる活動を」と、講演会や企画を考えています。近年は韓国にはまっている弁護士の影響で、映画『タクシードライバー』や『明日へ』を観たり、『アナザーストーリーズ～光州事件から学ぶ私たちの民主主義の行方～』の上映&ドキュメンタリーディレクターのジョンさんのトークライブ（2018年11月）を行いました。

9条の会のメンバーは約800名となり、皆さまと交流することは難しいですが、ニュースを発行したり、「ブログで憲法カフェ」と題して、所員が憲法への思いを綴ったり、フィールドワーク等を行い、交流できればと思っています。

2020年の年明けには、「wam女たちの戦争と平和資料館」を見学しました。wamには、慰安婦とされた女性の証言が壁一面にびっしりと展示されています。中には、7歳で慰安婦として連行された少女の記載などもあり、同じ年齢の娘を持つ親として、心が苦しくなりました。10代の少女が無理矢理連れて行かれ慰安婦とされる、このようなことは絶対に許せません。

慰安婦が教科書に記載され始めた1997年、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」が発足され、事務局長は安倍晋三氏でした。安倍さんが首相になり、平和を求める人たちを反日として



圧力をかける。このような政府をのばなしにしておけば、自由に発言できないかつての日本に戻ってしまうという危機感を強くしています。歴史認識、核兵器、自衛隊の戦闘地域への派兵など問題は山積みです。これからも一つずつ取り組み、9条を守り、平和を求める活動をしていきたいです。

(←wam女たちの戦争と平和資料館にて)

## 旬報9条の会 活動のご報告

旬報法律事務所事務局 船越 賢明

旬報法律事務所には、所員と依頼者を中心に構成された旬報九条の会があります。旬報九条の会では、毎月事務局会議を開催し、3000万署名の集約（2020.1.14 現在 2952筆）、平和に関する企画等に取り組んでいます。また、年に3～4回会報を発行して、会員に最新の情勢や企画の報告をお届けしています。

## 企画の報告

今年度は、2019年3月29日に、茨城大学准教授の佐々木啓先生をお招きして学習会「戦争と労働」を開催しました。佐々木准教授の講演の概要は次のとおりです。

「戦時において、労働者は『産業戦士』『戦力』として動員された。国は、戦争に突き進む中、『産業戦士』の意欲を高め、本来労働者にとって極めて負担が大きい侵略戦争という施策への『同意』を取り付けるために、現在にも引き継がれている様々な保険・賃金制度を実行した。

しかし、こうした生活や労働者の尊厳保障といった建前は、あくまで政策の目線のものであり、実際の労働者は理念と乖離した厳しい生活を強いられていた。戦争初期からの深刻な食糧不足、女性の権利の抑圧と労働強化、徴用工問題など、建前とは大きく異なり、戦時の労働は過酷さ、悲惨さにあふれていた。こうした歴史を振り返り、体験の深みに目を配らないと、過去は美化されてしまう。

平和憲法は、戦争をした『反省』の意味の大きさ、『戦力』ではなく『人権』としての諸権利を形にしている。労働者は、国家の役に立つからではなく、人であるから、人として尊重される。この時代だからこそ、平和憲法の意義は大きい」

労働という人々の生活に根差した観点から歴史、人々の体験を振り返ることで、平和憲法の意義に触れたとても良い学習会でした。当日は、約40名の参加がありました。

## 諸行動に参加して

安倍政権の改憲策動に対しては、市民による不断のたたかいが展開され、所員も多くの行動に参加しました。

私が参加したなかで印象的だったのは、2019年11月12日に開催された千代田九条の会学習会でした。「憲法擁護と民主政治の再生へ」とのテーマで法政大学の山口二郎先生にお話をいただきました。そのなかで、安倍政権を支持する民意について次のよう指摘されました。

「安倍政権がもたらした現状肯定ではなく、現状肯定によってもたらされた長期政権である。現実には悪くなっているのに、現状に対する評価基準が低下している。政治に対する不満や不信は高まっているのに、『変化』は望まない。未来への閉塞感が安倍政権を支えている。」

安倍政権はいずれ倒れるとしても、私たちは、これらの民意・国民の置かれた社会的基盤を変えることをしっかり土台に据えて、今後とも取り組み続けなければならないと考えさせられました。

子育て真っ最中の私は、なかなか平日夜の活動に参加できないのですが、休日の行動はなるべく子どもたちと一緒に参加したいと思います。

よりよい未来のために、今後とも事務所や地域の仲間、それから家族とともに微力を尽くします。

# 東京合同法律事務所の改憲阻止の取り組み

東京合同法律事務所 山崎 大志

弊所では、憲法委員会がおかれています。事務所での憲法の運動をどう作り上げていくのか等、毎月1回程度委員会が開かれています。

昨年（2019年）の主な取り組みは以下のとおりです。

- 1 前年に引き続き3000万人署名の呼びかけ及び宣伝の参加

- 2 他団体と協力して集会や学習会の企画、参加
- 3 講師活動の推進
- 4 自由法曹団本部・支部の要請に応えた行動・リーフの活用等

以下、順に詳述します。

#### 1 3000万人署名と宣伝

弊所では、3000万人署名用紙を毎年2回発行する事務所ニュースに同封して署名を呼びかけました。署名用紙は、弊所の各応接室にも用意して、署名を集めていました。

また、みなと総がかり行動と協力して毎月9日に「9の日宣伝」をしています。団本部の作成したリーフを持ち込み、他の団体の人にも配布をしてもらっています。そして、署名台も用意して毎回署名を集めてきました。

弊所では街頭での訴えを弁護士が担当したり、宣伝要員にもほぼ毎回参加しています。この行動で署名は毎回20筆前後が集まっています。宣伝場所も工夫して、港区内の主要な駅頭で場所を変えながらやっています。

総がかり行動として、港区内の大きな団地に、はがきサイズの署名の配布も行いました。

以上の結果、累計約3400筆を集めることができました。

#### 2 他団体と協力して集会を企画

弊所は、みなと総がかり行動には、構成団体として参加しています。戦争法反対の時から、その団体を解散せずに集会や学習会を開いてきました。

みなと9条の会と共催で11月21日「『2020 脱☆安倍改憲』一憲法をいかし未来をひらく道はここにある」と、題して講師に孫崎享さんと呼んで集会を行いました。

#### 3 憲法問題の講師活動を地道に推進

港区内だけでなく、種々の団体から要請があれば講師派遣に応じています。2019年は、25団体に講師を派遣しました。

#### 4 団からの要請に応えた活動等

6月10日の参議院会館での法律家6団体の院内集会に参加しました。

本部作成のリーフを今回も活用しようと約1万部を購入しました。事務所ニュースへの同封や様々な団体への配布、学習会に資料としての配布、総がかり行動の宣伝にリーフも一緒に配布することをしてきました。

今回、団支部の取組んだ自衛隊募集への情報提供に関するアンケートは、港区と文京区を担当して、お願いの郵送をしました。返信もあり、このアンケートの結果の分析が待たれます。

先日の会議では、宗教団体の方にリーフと署名を送ってみようとなりました。特に、真宗大谷派が「自衛隊中東派遣見直しを求める」と宗派声明を出したと報道されていたので、まずは港区内のこの宗派にリーフを送ることになりました。

#### 5 結び

今後も、あきらめない、懲りない安倍改憲を阻止するために、様々な活動に取り組んでいきます。

# 東京南部法律事務所の安倍 9 条改憲阻止の取り組み

東京南部法律事務所事務局 木村 秀幸

## 1 「安倍 9 条改憲 NO！オール大田区民アクション」

「安倍 9 条改憲 NO！全国市民アクション」の 3000 万人署名の呼びかけに対して、①大田区内の「安倍 9 条改憲」に反対する 3000 万人統一署名、②大田区民、諸団体による大小の集会や街頭キャンペーン、を中心とした活動をする「安倍 9 条改憲 NO！オール大田区民アクション」として活動をしてきました。

2019 年の取り組みは以下のとおりです。

2019/6/30 安倍 9 条改憲 NO！七夕大宣伝 蒲田駅西口 参加者 51 名 市民連合のパンフ 500 部配布

2019/11/3 国会前行動 大田区から約 100 名参加

2019/11/9 市民と野党の共闘で安倍改憲を止めよう街頭宣伝 蒲田駅西口 参加者 120 名 署名 56 筆

2019/11/23 「桜を見る会」問題続出安倍首相の私物化許さない！怒りの行動 蒲田駅西口 参加者 30 名 署名 13 筆

2019/12/6 市民と野党（立憲民主党、日本共産党、新社会党、生活者ネット、フェアな民主主義、緑の党）の懇談会 参加者 60 名

2019/12/21 「桜を見る会」問題続出安倍首相の私物化許さない！Vol2. 怒りの行動 蒲田駅西口 参加者 30 名 署名 12 筆

## 2 事務所独自の取り組み

東京南部法律事務所では所内の憲法 PT を中心に毎月 1 回、蒲田駅東口で 12 時 30 分から 13 時まで昼休み宣伝行動を行ってきました。2019 年は 1 月 17 日、3 月 12 日、6 月 24 日（雨天中止）、7 月 3 日、9 月 10 日、11 月 19 日の計 5 回行いました。ここ最近、署名の数が少なくなってきましたが、3000 万人署名に代わる「安倍 9 条改憲 NO！改憲発議に反対する全国緊急署名」が始まったので、気持ちを新たに署名活動に力を入れていきたいと思います。

11 月 26 日、東京南部法律事務所主催で大田区の主要な民主団体や日本共産党の区議に集ってもらい今後の憲法運動の取り組みについて意見交換を行いました。東京南部法律事務所としては、弁護士出前学習会の取り組みを強めていく旨を報告いたしました（興味をもってもらえるチラシを作成しましたので添付します）。

## 3 2020 年に実施検討中の取り組み

引き続き、東京南部法律事務所の独自の取り組みとして、宣伝行動や出前学習会などを実施していくとともに、今年は他団体との共催で、大きめの憲法集会を行うことを検討しています。

憲法を生かす一年とするため、より一層、頑張りたいと思います。

## 憲法・国民投票法



安倍首相は10月4日の所信表明演説で、憲法改正の議論をすることを「国民への責任」だと訴え、改憲への意欲を示しました。

そんな今、改めて憲法について学んでみませんか？

「憲法がどのように変えられようとしているの」から、「そもそも憲法ってどんなものだろう」まで、幅広い疑問に弁護士がお応えします。

- 大中小ミなど、どのような規模の会でも真剣にお話しします。
- 講演会形式から、参加者のみなさまがお話し頂く際のアドバイザー形式など、あらゆる形式にご対応いたします。
- 公共施設から、団体事務所、カフェなど、どのような場所へでも駆けつけます。
- 料金につきましては、お申し込みの際にご相談下さい。
- お電話の際には、ご希望の日時（複数の日程候補をご提案ください）、場所、テーマをご提案ください。当事務所は憲法に関する様々なテーマに対応できます。詳しくは裏面の一例をご覧ください。
- まずは下記連絡先まで、お気軽にお問い合わせください！

お気軽にお問い合わせください！！

〒144-8570 東京都大田区蒲田5丁目15番8号 蒲田月村ビル 4階

TEL 03-3736-1141 FAX 03-3734-1584

受付担当事務局:江口 木村



## 弁護士・テーマのお品書き

＊記載のない弁護士・テーマも多数取りそろえています！＊

☆海部幸造 あらゆる場所で憲法を語ってきた至高の大ベテラン、通称「大田区のミスター憲法」。

- ・「改憲を巡る最新状況」：ミスターが新聞記事など豊富な資料を用い、政府や国会の憲法議論の最新状況を明らかに。最近動きがない？NO！見えないところで動いているのが憲法議論です！

☆船尾徹 半世紀の弁護士経験、厚い議論を語り起こしたら止まらないブレーキなしの重機関車。

- ・「改憲の危険性と私たちの未来」：戦争の反省という歴史的経緯に遡り、戦後政治の中の憲法の役割と比較して改憲の危険性を語ります。こってり好きにはたまらない重厚な学びの時間をあなたに。

☆長尾詩子 ママの会・市民連合に深く関わるビッグネーム。ハマのドン？こちとら南法のドン！

- ・「憲法と市民運動」ママの会・市民連合のような成果を上げている市民運動、どのような組織なのか？どのようにして成功しているのか？最重要キーパーソンが全てを明らかにするときが来ました。

☆黒澤有紀子 あすわか発大田区行き、あらゆる場所へ軽やかに舞い降りる憲法定期便。

- ・「憲法カフェ・憲法居酒屋」：紙芝居で楽しい雰囲気、あすわか仕込みの親しみやすい語り口、ときには居酒屋でお酒を飲みながら。「憲法ってそういうことか！」という納得感をお届けにあがります。

☆大住広太 裁判長、当職こそ王道です！黒髪眼鏡理論派・正統派弁護士の弁護士語り！

- ・「弁護士会と憲法議論」：弁護士会の憲法委員会に所属し、全国の弁護士の憲法議論をその目で見てきた男。普段見られない弁護士達の憲法議論を、この機会に覗いてみませんか？

☆菊地智史 ありえない角度から曲げる変化球投手が投げまくる。ストライク？まさか大暴投！？

- ・「リベラル衰退の原因を探る」：改憲論が幅をきかせるようになったのはなぜなのか、サブカルチャー・身体論といった他にない視点から解説。取扱注意の劇薬、モヤモヤをすっきりさせる効能は大！

# 江戸川区と墨田区における活動

東京東部法律事務所 加藤 芳文

## 一 「戦争をさせない江戸川の会」の活動

江戸川では特定秘密保護法反対の運動を契機に、戦争させない江戸川の会が生まれ戦争法（安保関連法）阻止、共謀罪反対、安倍首相による改憲反対闘争を闘ってきましたが、当初から当事務所も構成団体の一員として積極的に参加しています。

### 1 構成

区内のさまざまな団体、個人が参加(清新町9条の会、葛西9条の会、松島・中央9条の会、平井・小松川9条の会、小岩9条の会、教育関係者9条の会、私学9条の会・江戸川、教組、新婦人、区労連、健康友の会、民商、一之江内科クリニック、東部法律事務所など)

その中で代表世話人、世話人、事務局員が決められ民主的な運営をしています。(代表 加藤他)  
なお、江戸川では別に総がかり行動実行委員会があり、会はその有力な構成団体となっています。

### 2 活動

3000万署名の取り組みを最重点の目標に据えて取り組んできました。(2万2000筆突破)

#### ①駅頭宣伝など

平井、小岩、新小岩、西葛西、船堀、瑞江等で毎月数回

区議会超党派宣伝行動(篠崎駅)

その中で、自転車に乗った少年が近寄り「僕は小学6年生ですが、憲法9条を変えると僕たちの時代が大変になりそう。署名をしないでいいですか。」と聞いてきたこともあります。

(逆に一部住民による署名活動に対する妨害、嫌がらせもあり当事務所の弁護士が警備のため駆けつけました。)

「安倍退陣、沖縄知事選勝利リレー行進」(新小岩、平井、西葛西駅他)

#### ②学習会、集会、デモ(パレード)

数ヶ月に一度集会を開催しています。

たとえば、

2018年「2, 18戦争させない江戸川集会」

(講師 清水雅彦日体大教授「憲法を変えて戦争のボタンを押しますか?」)・・・180名

第2回総会(講師 白神優理子弁護士「日本国憲法は希望」)

安倍改憲NO! 3000万署名推進江戸川集会(講師 今井文夫東京革新懇事務局長)

安倍改憲NO! 発議を許さない12・22江戸川集会

(新小岩) 雨の中パレード

## 戦争させない江戸川の会ニュース

2019年 12月号

〒132-0031 江戸川区中央 3-23-1 区労連内 電話: 03-3656-5577

### 「桜」問題徹底究明! アベはすぐにやめる!

#### 改憲発議を許さない

#### 12・8江戸川集会・パレードに170名

12月8日、「12・8江戸川集会実行委員会」の呼び掛けによる「桜」問題徹底究明! アベはすぐに退陣せよ! 九条改憲NO! 発議を許さない!」集会が開催され、170名を越す参加者が集まりました。

集会では、国会で「桜」問題を真っ先に取り上げ追及した、日本共産党参議院議員田村智子議員が参加し、国会論戦の報告をしました。

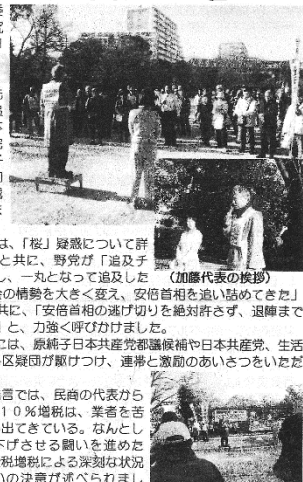
(田村議員の特別報告)

田村議員は、「桜」疑惑について詳しく説明すると共に、野党が「追及チーム」を結成し、一丸となって追及したことが、国会の情勢を大きく変え、安倍首相を追い詰めてきた」と報告すると共に、「安倍首相の逃げ切りを絶対許さず、退陣まで追い詰めよう」と、力強く呼びかけました。

また、集会には、原純子日本共産党都議候補や日本共産党、生活者ネットの各区賛同が駆けつけ、連帯と激励のあいさつをいただきました。

参加団体発言では、民商の代表からは、「消費税10%増税は、業者を苦しめ、廃業も出ている。なんとかして5%に下げさせる闘いを進めたい」と、消費税増税による深刻な状況と今後の闘いの決意が述べられました。

平和委員会からは、「なんとしても安倍政権を退陣におこめたい。そのことが、沖縄辺野古新基地



(加藤代表の挨拶) (民商代表)

2019年

第3回総会(講師 五十嵐仁法政大名誉教授)

「野党共闘と草の根からの闘いでストップ安倍政治」

9条改憲許すな！安倍退陣！江戸川大集会・・・360名

(講師 望月衣塑子記者「安倍内閣のウソ」)

リレートーク(小岩駅)・・・26名参加、14名トーク

「9条改憲許さない 安倍政治やめさせよう」

「桜問題徹底究明！アベはすぐにやめろ！改憲発議を許さない12・8江戸川集会パレード」(船堀 170名)

田村智子参議院議員も駆けつけ参加

③ニュース発行

## 二 「墨田革新懇」運動の再構築

墨田では以前、様々な民主団体及び、個人が結集して革新懇運動が活発に取り組まれていましたが、その後は築地市場移転問題で大きな集会を持ったくらいで、一部の方のみにより細々と維持される状態が続いていました。

しかし、以前のように広く区内の団体、個人に呼びかけ数ヶ月に1度は講演会を企画するなど運動を活発化しようとの提起がなされ、その最初の取り組みとして昨年12月9日(国会最終日)日本共産党の小池晃書記局長を呼び講演会がもたれました。

当日は会場満員の盛況で200名が参加、様々な質問も飛びかい意見交換がなされました。(テーマ「野党共闘から野党連合政権の実現へ」)

事務所としては長年取り組んできた墨田9条の会の活動と合わせ全力を尽くすつもりです。

12/11 しんぶん 赤 旗



講演する小池書記局長＝9日、東京都墨田区

### 「野党は連合政権を」の 声広げて

東京・墨田 小池書記局長呼びかけ

「進化」した野党共闘を野党連合政権実現に前進させよう」

日本共産党の小池晃書記局長は9日、東京都墨田区で開かれた墨田革新懇主催の集いで、市民と野党の共闘の進化と共産党の役割、野党連合政権への展望を語りました。

小池氏は、会期延長は実現しなかったものの自民党に閉会中審査を約束させたことについて、今国会で経済産業相と法相の辞任、英語民間試験導入の延期、自民改憲案の憲法審査会への提出阻止など、野党の結果が政治を動かした成果だと指摘。

「格を見る会」問題も「しんぶん赤旗」スタッフと共産党議員の質問が原動力だが、ここまでの大きな問題に発展させたのは野党共闘の力だと訴えました。

4月の衆院大阪12区補選、7月の参院選、11月の高知知事選での野党選挙協力の発展について紹介した小池氏は、野党共闘を連合政権として結実させる時期にきていると強調。その意義について「選挙は一括だが政権は別」では幅広い支持は勝ち取れないこと、安倍首相の野党共闘攻撃への一番の反撃は、野党共闘の連携を起している①立憲主義の回復②格差是正、暮らし支援の政治③個人の尊厳の尊重という方向での連合政権結成は、この間の政策合意からも十分に実現可能だと強調しました。

小池氏は、これを進める上で、日本同盟対、財界いなりを打破する共産党ならではの役割を紹介。「野党共闘はみなさんの声で発展した。連合政権の声を広げ、安倍政権を早く倒そう」と呼びかけました。

会場からの「消費税は？」中国への共産党の態度がまだ知られていないのでは、などの質問が出され、小池氏が丁寧に答えました。立憲民主の地方議員も参加しました。

## 「すみだ九条の会」の活動

東京東部法律事務所 坂本 隆浩

墨田区は、東京大空襲で区内の大部分が焼け野原となり、わずか2時間半の空襲で区民2万7千人以上の人々が命を奪われた悲惨な体験をしています。その為「悲惨な戦争を繰り返してはならない」という強い思いをもった方が多くいます。

「すみだ九条の会」はそういった地域の方々からの強い要望により結成されました。戦後60年目に当たる2005年10月13日に発足し、今年で15年目を迎えます。呼びかけ人は当事務所の後藤弁護士をはじめ、レストラン店主、女優、被爆者、お寺のご住職という多彩な顔ぶれです。事務局は当事務所におかれています。

毎月、9日あるいは19日に錦糸町駅前にて会を担う人たちで宣伝行動を行い、事務所のメンバーも可能な限り参加しています。毎回20人前後が参加し、宣伝ビラを入れたポケットティッシュを配布しながら宣伝を行っていますが、参加者が年々減っているのが悩みの種です。ハンドマイクを使つての訴えには、毎回事務所の弁護士がマイクを握っています。

宣伝行動終了後には、当事務所にて各団体の代表者が集まり、改憲をめぐる情勢の学習会や、今後の取り組みについての話し合いを行っています。

昨年までは3000万人署名にも取り組み、少ない数ですが毎回署名が集まっています。今年からは新しい緊急署名に取り組んでいます。

会としては、設立された10月に周年行事を行い、憲法9条を守ることの意義や現在の憲法を取り巻く情勢についての講演会等を行っています。結成14周年の昨年は、武蔵大学教授の永田浩三先生による「安倍改憲とメディア」の演題で講演していただきました。「あいちトリエンナーレの表現の不自由展」など永田先生の体験を踏まえたタイムリーな内容で、知らないことも話されて勉強になったと好評でした。周年行事の冒頭では、保育のうたごえサークル「どんぐり」による合唱もあり、こちらも好評でした。

会では、今後も毎月の宣伝行動、年1回の周年行事へ取り組むことが確認されています。15年目を迎えた「すみだ九条の会」は、9条改憲阻止のために緊急署名への取り組みや宣伝行動など地道な取り組みを今後も行っていきます。当事務所も事務局として全面的に支援するつもりです。

## 台東協同法律事務所の憲法運動の取り組み

台東協同法律事務所 金 竜介

狂い咲きの桜満開の話題で揺れる永田町。人の心を踏みにじり続けた安倍政治も時季外れの桜を見る会問題で、一挙に政権与党の根拠を揺るがしかねない一大スキャンダルとなってきました。しかし、この事態になっても何とか辻褃合わせようと、安倍首相はウソにウソを積み重ね、口から出まかせの答弁を続けています。しかも、その裏では日米F T Aなど深刻な課題も一挙に押し通そうとしています。

憲法改悪への企みも隠してはいません。一最長記録と言えども、後世には何の成果も誇れない安倍にしては、これしかないという人もいます。

台東区では、台東九条の会、台東総がかり行動、東京大空襲資料展、憲法下町のつどいなどの平和運動の取組みがあり、台東協同法律事務所も地域の人たちといっしょに活動をしています。

#### 1 台東総がかりスタンディング

毎月、浅草、上野公園下、吾妻橋などで3000万人署名などに取り組んでいるのが台東総がかりスタンディングです。毎回10名以上が参加し、これまで多くの署名を集めてきました。観光客も足を止めて署名してくれます。

この行動は特定の政党ではなく草の根の野党共闘であり、様々な団体が参加しているのが大きな特徴です。

#### 2 声を上げよう！憲法下町のつどい

毎年開催している「声を上げよう！憲法下町のつどい」は18回目となりました。2019年は、「世界から見た日本国憲法」とのテーマで、ジャーナリストの伊藤千尋さんによる講演が行われました。100名を超える参加者からは「非常にわかりやすく憲法のことを勉強できた」「日本だけでなく9条と同じ憲法が世界中にあることが理解できた」「自信が持てました」という感想が寄せられました。

小規模な学習会や街頭宣伝を重ねることとともに年1回の憲法集会を成功させることは重要な取り組みだと思います。

#### 3 東京大空襲資料展

今から75年前の3月10日、下町・浅草地域を中心に、東京が火の海に包まれた。「東京大空襲」と呼ばれるこの空襲で、実に100万人を超える人々が罹災し、その正確な数字はいまだ明らかになっていない。ふたたび、この惨禍を繰り返さないために、台東区の後援を受けて「東京大空襲資料展」が毎年3月に浅草公会堂で開催されている。

この資料展は、戦争の被害を後世に伝えるという点で大きな役割を担っている。

#### 4 平和を守るためにはまず地域の運動から

安倍自民党政権は、改憲発議に強い意欲を見せていますが、実現できていないのは、幅広い憲法運動があるからです。数では3分2を超える国会の改憲勢力に強行させなかったのは、全国で粘り強く続けてきた市民運動の成果だと自信を持ちましょう。

上野、浅草、蔵前、谷中、御徒町…台東区で平和を守るための運動をこれからも粘り強く取り組んでいきます。

## 三多摩法律事務所の憲法運動の取り組み

三多摩法律事務所事務局 川口 周地

三多摩法律事務所では、地域の方たちと力を合わせて、さまざまな場面で憲法改悪に反対する運動に取り組んでいる。

昨年一年間に取り組んだ主な運動については、以下のとおりである。

## 1 3000万人署名運動に関する取り組み

① 安倍政権のもとで改憲の動きが推し進められているなか、2017年9月に「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」によって3000万人署名運動が提起された。三多摩法律事務所は、弁護士一人につき100筆を目標に署名運動に取り組み、昨年末までに3452筆を集めた。

② 地域では、3000万人署名運動を盛り上げ推進するため、事務所と諸団体により「安倍9条改憲NO！三多摩市民アクション」を2018年1月に立ち上げ、これまで活動交流集会を4回開催した。三多摩地域で取り組まれている署名運動の情報や経験を収集し、それらをメールニュースとして各地の市民や団体に配信する活動を継続的に続け、現在46号まで発行されている。

本年1月からは改憲発議反対の新たな署名が提起され、署名運動の転機を迎えた。そこで三多摩市民アクションでは新署名の推進のきっかけとするため、「改憲発議阻止・安倍首相退陣をめざす新・憲法署名スタート集会」を企画し、2月26日の開催に向け、準備を進めている。

③ 立川市内の市民や団体で構成されている「平和憲法を守りいかす立川連絡会」では、ほぼ毎月9日には、立川駅での駅頭宣伝行動に取り組み、事務所からも所員が参加している。

## 2 憲法に関する地域での取り組み

① 事務所所員を中心とした三多摩憲法のつどい実行委員会では、毎年5月頃に「三多摩憲法のつどい」を開催している。昨年は、ジャーナリストの布施祐仁氏を講師に招き「日米軍事一体化と9条改憲～アベさん9条棄てるってよ～」と題し、自衛隊と米軍をめぐる何が起きているのか、9条改憲の危険性はどこにあるのかなどについて、布施氏の豊富な取材をもとに講演していただいた。約80名の参加者があり、たいへん好評であった。

② 地域の憲法運動の取り組みを交流している「三多摩憲法ネットワーク」では、ファックスニュースの発行やホームページ運営等を行っており、各地域の9条の会などのさまざまな憲法運動の状況を伝える重要な役割を果たしている。昨年5月には、所員弁護士が講師となって「自民党『改憲条文イメージ・たたき台案』を斬る！」と題する学習会を行った。

③ その他にも、所員が参加する「三多摩平和交流会」や「平和をめざす戦争展in立川」では、地域の市民や若者に平和を訴える取り組みがされている。毎年開催される「横田基地もいらない！市民集会」には実行委員会に幹事を送り、集会に所員が参加している。

憲法関連の学習会の講師依頼も多く、所員は、事務所内の憲法問題プロジェクトチーム中心に資料や講師のノウハウを共有し、地域の要請に応えるべく努めている。

これからも地域の憲法運動の担い手として、所員が一丸となって奮闘していくことが求められている。

# ◇労働

## 首都圏青年ユニオン顧問弁護団の現在の活動

東京法律事務所 笹山 尚人

## 1 顧問弁護団の活動は13年目に入る

どんな雇用形態でも、一人から参加できる。運営は青年自身が担い、自らたたかうことを基軸におく青年の一般労働組合。それが首都圏青年ユニオンである。

首都圏青年ユニオンの結成は、2000年12月1日。数々の労働者の相談にのり、団体交渉や労働委員会などの場で、青年労働者の要求を実現する活動を行ってきた。2004年11月からは、首都圏青年ユニオンを支える会の活動が開始され、同会の協力のもと、専従を配置し、さらに活動を発展させてきた。

組合の結成以降7年にわたり、私は、首都圏青年ユニオンの顧問として活動してきた。弁護士が関わる事件も多くなり、また、ワーキングプア、貧困問題に取り組む運動の更なる発展のために、弁護士を多数募って弁護団建設を考えたのが弁護団結成の契機。

2007年12月6日、弁護団は13名で結成した。2019年は12月に無事総会を終え13年目の活動に突入した。

結成以来、他県へ転出する弁護士などもあったが、参加を希望する弁護士も増え、現在弁護団は、69期を再若手として25名となっている。全員団員である（東京支部のほか埼玉支部のメンバーがいる）。

結成当初は、労働審判制度の開始ともあいまって、顧問弁護団の弁護士の多くに事件が配点される状況であったが、2008年のリーマン・ショック以降の時期から事件数が漸減した。しかし2016年ころから徐々に事件数が増え、現在弁護団が担当している事例は8件にのぼる。私は全事件に関与している。

私としてはまだまだ通過点という感慨である。しかし首都圏青年ユニオンの活動は、このところ質的にワンランクアップしたように感じる。全国の労働者が使用者に虐げられる状況はますますひどくなり、首都圏青年ユニオンのような労働組合の活動と発展はますます必要な情勢である。顧問弁護団の活動の必要性もまったく衰えていない。顧問弁護団の弁護士としては、これからも組合と共に奮闘していきたい。

## 2 2019年をふりかえって

### (1) 担当案件は6件

2019年は、本訴事件を中心に、激闘が続いている状況である。弁護団の担当案件は6件で、とりわけ馬場社労士スラップ訴訟は弁論や弁論準備での主張整理に一年を費やした。また、あらたに2件の重要事件の提訴があった。

### (2) 非正規差別を許さない～オートボックス20条裁判

2019年3月19日、オートボックスに加盟するフランチャイズ企業を被告として、労働契約法20条違反を問題にする裁判を東京地裁に提起しました。

当該店舗には30人近くの従業員（うち約半数が非正規）がいるが、原告Tさんは15年に月間売上が正社員も含めて5カ月間トップとなり、年間で3位に。16年には6カ月間トップで、年間売上も3位。オートボックス全体でも東日本でトップになったこともあった。13年の間に抜群の実績を残した。

これだけの奮闘をしても、Tさんは、期末賞与や達成手当などの手当を支給されず、また、慶弔休暇や病気休暇の適用も認められなかった。そのため、病気になるや会社は欠勤が続いているとして解雇に及んだ。

病気休暇制度の適用については、厚労省が定める「同一労働・同一賃金ガイドライン」でも付与されなければならないとされている。病気休職を非正規に認めない会社の対応が不合理で、差別にほかならないことに疑問の余地はない。

こうした非正規差別を許さない、新たな労働契約法20条裁判の新たな地平を切り開く裁判だと考えています。

### (3) 「職業人であるとともに、父親でありたい」～アシックス・パタハラ事件

職場のコンプライアンス違反を通報したところ報復してパワハラにあい、そのような中、第一子の誕生にともなって育児休業を取得したところ、復職した際、これまで経験したこともないまたキャリアに相応しいともいえない、子会社での倉庫勤務を出向で命じられたこと等をパタニティ・ハラスメントだとしてHさんが訴える、アシックス・パタハラ事件。こちらは2019年6月28日に提訴した。

パタニティ・ハラスメントは、法令上の用語ではないが、社会的には、男性労働者に対する育児休業等を取得したことを理由とする不利益取扱い乃至いじめ・嫌がらせ（略して「パタハラ」）と理解されている。

育児介護休業法は、「事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。」（第10条）と定めている。アシックスのHさんに対する、物流への出向などは、これに違反していると私たちは考えている。

本件提訴時にHさんは、記者会見で、「職業人であるとともに、父親でありたい」、と語った。日本では父親が育児に関する権利を主張する事例は非常に少ない。この言葉のとおり、仕事と家庭とを自然にいずれも同じく大切にす労働者の権利を確立するたたかいと考えている。

## 3 2020年の展望

2020年は、担当している弁護団の事件を勝利に導く活動を継続発展するとともに、弁護団として組合を支える活動も強化したい。具体的には、ニュースレターの担当コーナーの執筆や労働法講座での講師活動、首都圏青年ユニオンを支える会の拡大、そして現在ユニオン執行部と顧問弁護団事務局とが共同で進めている「組織化推進運動」の発展である。

首都圏青年ユニオンは、学生ユニオンの活動を発展させ、また、理美容師や飲食店などの労働者の組織化を目指して活動を継続中である。こうした活動に出前講座や宣伝物の共同制作などを通じて貢献する所存である。

同時に、今年は顧問弁護団のメンバーの若返りを推進したい。私も顧問になって今年で20年となる。首都圏青年ユニオンなのだから、青年の弁護士が、青年労働者と同様の肌感覚で仕事を進めるのが中心になるべきだろう。メンバーの中に、70期代の弁護士層に参加してもらうとともに、50期代の弁護士の役割はバックアップになっていく方向で調整を進めたいと考えている。

## 4 入団希望者歓迎します

というわけで、70期代の若手の団員の皆様を中心に、もし弁護団への参加希望があったらご一報願いたい。それほど多数の事件を配点できないかもしれないが、顧問弁護団会議や労働法講座への参加を通じ、勉強になりスキルを高める機会となることは請け合いである。また、配点の際は、熟練(?)の顧問弁護団事務局の弁護士を必ず共闘につけるので、その意味でも安心である。

# 社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在

東京法律事務所 中川 勝之

1 2010年1月1日、日本年金機構が設立され、社会保険庁廃止に伴い、2009年12月31日付けで525名の社保庁職員が分限免職処分を受けた。これに対し、全厚生労働組合に結集する元社保庁職員39名が人事院に審査請求し、2013年に全厚生闘争団を含め合計71名の請求者全員について判定が出された。結果は処分取消が25名（全厚生闘争団10名）、処分承認が46名であり、請求者全員における処分取消の割合は35.2%であった（人事院判定の意義については2014年の特別報告集参照）。

2 処分取消の裁判の経過は次のとおりである（○は判決・決定が出された順、□は小法廷）。

|   | 事案名            | 地裁                                     | 高裁                                     | 最高裁                                   |
|---|----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 北海道事案<br>(1名)  | ⑥2017年4月25日<br>札幌地裁・請求棄却               | 札幌高裁<br>控訴取り下げ                         | —                                     |
| 2 | 秋田事案<br>(4名)   | ⑨2018年1月10日<br>仙台地裁・請求棄却               | ⑩2019年5月17日<br>仙台高裁・控訴棄却               | ⑪2019年10月17日<br>上告棄却・不受理 <sup>1</sup> |
| 3 | 東京事案<br>(3名)   | ⑦2017年6月29日<br>東京地裁・原告1人処分<br>取消、その余棄却 | ⑫2018年9月19日<br>1人勝訴取消、請求棄<br>却、その余控訴棄却 | ⑬2019年3月28日<br>上告棄却・不受理 <sup>1</sup>  |
| 4 | 愛知事案<br>(2名)   | ⑤2017年3月16日<br>名古屋地裁・請求棄却              | ⑪2018年7月5日<br>名古屋高裁・控訴棄却               | ⑭2018年12月20日<br>上告棄却・不受理 <sup>1</sup> |
| 5 | 京都事案※<br>(15名) | ①2015年3月25日<br>大阪地裁・請求棄却               | ④2016年11月16日<br>大阪高裁・控訴棄却              | ⑧2017年11月21日<br>上告棄却・不受理 <sup>3</sup> |
| 6 | 愛媛事案<br>(3名)   | ③2016年3月30日<br>高松地裁・請求棄却               | ⑬2018年12月17日<br>高松高裁・控訴棄却              | ⑭2019年6月14日<br>上告棄却・不受理 <sup>2</sup>  |
| 7 | 広島事案<br>(1名)   | ②2015年12月21日<br>広島地裁・請求棄却              | ⑩2018年5月17日<br>広島高裁・控訴棄却               | ⑮2019年1月18日<br>上告棄却・不受理 <sup>3</sup>  |

※15名のうち3名は損害賠償請求のみ

3 全厚生闘争団について、最初に提訴したのは京都事案であり、2010年7月23日であったから、秋田事案の上告棄却・不受理まで約9年3か月であった。同じく最初の審査請求は、2010年1月18日であったから、それからは10年弱のたたかいであったといえる。裁判においては処分取消の確定判決は一つもなかった。

最初の京都事案こそ、高裁判決から上告棄却・不受理まで1年経過しているが、その後はわずか約5か月半から約8か月で上告棄却・不受理となっており、最後の秋田事案は最短のちょうど5か月であった。何かと話題の第1小法廷以外にも第2小法廷及び第3小法廷の決定もあり、戦後初の国家公務員に対する大量分限免職処分という大事件に対する判断としては全くの無責任というほかない。

各地の弁護団は人事院審理の段階から数か月に一度、全国弁護団会議を東京で開催して議論し、証人尋問にも相互に出席して協力し合った。人事院における厚労省職員の証人尋問が午後10時こ

ろまで実施されたこと等、様々な経験をした。東京事案における全国唯一の原告一人の勝訴判決は、全国の弁護士による成果である。他方で事件に全く向き合わないような司法の態度には怒りをこえて呆れるが、でもあきらめない。

- 4 この10年を振り返るということで、2019年11月28日、国公労連と全厚生がシンポジウムを開催した。弁護士からも、加藤健次弁護士がコーディネーターを務め、小部正治弁護士、萩尾健太弁護士、三澤麻衣子弁護士及び私が参加した（全体で参加者は100人）。

シンポでは、加藤弁護士が、自身が取り組んだ国鉄闘争と対比して、分限免職処分（解雇）しながら民間から1000人以上採用するという民間の整理解雇では到底認められない枠組みであったこと、そうした中で人事院審理の中で25人（全厚生闘争団の中では10人）の分限免職処分の取消しという成果を勝ち取ったこと、しかし裁判の中では懲戒処分問題等、さらに本質的な問題に踏み込んで判断されるべきところ、最高裁も含めて踏み込んだ判断をしなかったこと等、経緯を説明して、年金の問題や体制について職員には責任がないことが明らかになったことを発言した。

そして、日本年金機構発足後に、知識と経験ある職員が不足し、業務委託等が広がる中、不祥事があった際に、社保庁のマインドが払拭されていない等と言うのは、アベノミクスが上手くいかないのはまだまだ規制緩和が徹底されていないから等と言うのと同様の誤りと指摘し、公的責任放棄ではなく体制強化が求められることを強調した。

また、年金裁判の弁護士を務めている立場から、公的年金制度自体が改悪されていることも指摘した。

シンポジストは、春山一穂専修大学名誉教授、東海林智毎日新聞記者、吉田務全日本年金者組合中央副執行委員長及び平丸寿博全厚生中央副執行委員長であった。

春山名誉教授は、公務員が全体の奉仕者であること、判決はその身分保障に反する内容であったこと、最高裁の現在の裁判官自体が全て安倍政権下において任命されたもので権力擁護の本質は変わらないこと、こうした裁判所の姿勢も改めていく必要があること等を発言した。

東海林記者は、異常なバッシングを繰り返し、年金の問題を全て職員のせいにしようとした政府を批判し、そのやり方に反対してたたかった全厚生闘争団の、たたかうこと自体の意義を強調した。そして、東海林記者が新聞労連委員長時代において企画したJAL、IBM、ブルームバーク、そして社保庁の各事件を取り上げた集会（2011年4月14日の「許すな！乱暴な解雇・退職強要声をあげよう4.14集会」と考えられる）を紹介し、共同した取り組みの重要性も指摘した。なお、資料には、雇用選別の問題点を分限免職処分の約1年前に指摘していた、「許されぬトカゲのしっぽ切り」という2009年1月11日の毎日新聞の社説が掲載されていた。

年金者組合の吉田副委員長は、年金事務所では知識と経験不足の職員が多く十分に相談してもらえないこと等、利用者の立場からの発言をした。

全厚生の平丸副委員長は、正規と非正規の職員の割合が逆転して非正規職員の方が多数となっていること、しかも5年上限により、せっかく知識と経験を得た職員が雇止めにされていること、上司は方法も言わずに指示するだけであること、個人的な数値主義になっていて同僚らを助けるような雰囲気になっていないこと等から人材育成がされていない実態を発言した。平丸副委員長については、東京高裁で証人尋問の採用を求めたが、必要性なしとされた。東京高裁は実態をそもそも知ろうとしなかったが、そうであっても客観的には実態は存在するのである。

フロアーからは、国公労連の女性協議会の方が、育児休業中に分限免職処分を受けた愛知事案の女性について、本人の未来と子どもの未来も奪うものと批判し、また、愛媛事案の児島文彦元原告

が、支援のお礼等を発言した。

最後はいつも元気いっぱいの全厚生委員長の挨拶であった。今年の大会は組合員増勢の中で迎えたということで、今後も職場からたたかいを続けていくという決意表明がなされた。

日本年金機構発足で良かったことは何も発言されなかった。

私は、先輩から「弾圧」と「合理化」は一緒に来る旨の格言があると聞いたことがあるが、年金問題では職員バッシングと年金制度改悪は一体としてなされたということになる。折しも2019年は老後2000万円問題が大問題となり、生活できない公的年金制度の実態があらわになった。であれば、「公的年金制度に対する国民の信頼」の回復のためには、非解雇者（分限免職処分者）の解雇撤回・職場復帰、非正規職員の雇用安定・労働条件改善と公的年金制度充実・改悪反対を車の両輪として求めていくことが重要である。まずは懲戒処分を受けた職員を日本年金機構の職員としては採用しないという閣議決定である基本計画を、撤回するとまでは言わなくとも、「新しい判断」をしたとでも言って実質撤回すべきである。

## 外国人技能実習生問題について

東京東部法律事務所 岩本 拓也

### 1 技能実習生に対する労働基準関係法令の違反の状況

厚生労働省の調査によれば、技能実習生にかかわる2018年の労働基準関係法令の違反は、労働局や労働基準監督署が調査に入った事業所の70.4%に上り、主な違反事項は、①労働時間(23.3%)、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(22.8%)、③割増賃金の支払(14.8%)であった。

### 2 失踪実習生未払賃金弁護団活動について

2018年の臨時国会で、「失踪技能実習生」の問題が大きく取り上げられた。法務省が開示した資料によると、実習期間満了前に職場を離脱した技能実習生の多くが、最低賃金法違反や長時間労働等の、違法な労働条件が原因であることを指摘しており、こうした「失踪」技能実習生の権利回復と、実体の把握を目的とし、有志の弁護士が「失踪実習生未払賃金弁護団」を立ち上げ、相談や、労働基準監督署への申告等にあたった。私もこの弁護団に参加をした。

相談は、フェイスブックのメッセージ機能を用い、翻訳は、インターネット上の翻訳機能及び、ボランティアの協力を得て行った。相談を契機として、労働基準監督署へ申告を行い、是正勧告に結び付いたケースもあった。

外国人労働者が急増している中、言語の壁があり情報が不足しがちな外国人労働者に対して必要な相談や情報を提供していくためには、窓口や電話という直接の対面相談による対応だけでなく、SNSやインターネットが有用であることが確認できた。今後も、実習生たちに対するアクセスに効果的な方法を検討し、取り組みを続けていくことが重要であると感じた。

### 3 技能実習生除染・被ばく労働事件の提訴

2015年7月に来日したベトナム人技能実習生3名は、職種「鉄筋組立て」及び「型枠工事」の職種で採用され、雇用契約を締結していたが、技能実習計画に反して、郡山市と本宮市の住宅地や森林での除染作業、当時は避難指示区域内であった福島県浪江町での下水道配管工事に従事させられた。

3名は、労働組合に加入して団体交渉等を行ったものの、当該企業から誠実な対応を得られなかつ

たため、2019年9月3日、福島地方裁判所郡山支部に対象職種・作業遵守義務に違反して技能実習計画と異なる職種・作業に従事させたにもかかわらず、賃金差別をしたことや労働安全衛生法違反等を理由として、損害賠償を求める訴訟を提起した。

技能実習生が技能実習計画に定められた技能の修得機会及び修得することは、技能実習生自身の法的利益として保護されるべきである。それにもかかわらず、技能実習生を健康リスクのある除染作業等に従事させ、技能実習生の技能の修得機会及び修得を奪った当該企業の責任は重いといえる。

訴訟において、当該企業の責任を明らかにして、よい解決ができるように尽力をしていきたい。

## 外国人留学生就労難民詐欺被害事件の集団訴訟を提起しました

城北法律事務所 久保木 太一

### 1 訴訟の概要

2019年12月16日、新たな集団訴訟を提起した。原告は、日本に憧れ、母国から留学をし、日本語学校を卒業したベトナム人留学生7名である。被告は、一般社団法人日米国際投資振興機構という社団法人と、同法人の代表理事。被告法人に対して、不法行為に基づく損害賠償や不当利得返還を請求している。

なお、提訴当日には記者会見を行い、しんぶん赤旗や弁護士ドットコムといったメディアに取り上げていただいた。

### 2 本件の事実関係

本件の事実関係は以下のとおりである。

原告らは、将来日本で働くことを目標に、ベトナムから来日し、日本語学校などで勉強をしていた留学生である。就職活動に必死なのはどの学生でも同様かもしれないが、日本語学校等で学ぶ外国人留学生の場合には、日本人の学生にはないとある事情により、就職活動はさらに切羽の詰まったものとなる。その事情とは、就労ビザである。日本語学校を卒業するとともに、留学生は、留学ビザを失う。そのため、卒業後ただちに就労ビザを得なければ、日本に在留し続けることができなくなってしまい、ライフプランが大きく崩れることとなってしまう。外国人留学生にとって、就職が上手くいくかどうかは死活問題であり、彼らは日本企業からの内定を喉から手が出るほどに欲している。

その外国人留学生の心理に付け込み、違法に利益を得ようとしたのが被告法人である。

被告法人は、原告らに対し、(就労ビザが取れる)内定を保証する、と説明し、「JESP 就職訓練コース」と称する契約を締結させ、多額の入会金を支払わせた。

この契約は「訓練」をうたっているが、実際には、面接の練習や授業といった訓練を受けることはなかった。原告らは、被告法人の担当者の立会いの下、被告法人の指示どおりの企業の面接を受けることになった。面接に際しては、事前に「せっかく会社が面接してくれます。たくさんの留学生が仕事を応募します。もし内定をもらったら、必ず入社してください」などと書かれた確認書にサインをさせられる一方、詳細な労働内容や労働条件を聞かされることはなかった。内定を得ると、「内定成功コース費用」などとして、さらに多額の金銭を支払わされた(なお、企業が出すはずの内定通知書は、

なぜか被告法人から原告らに示され、なぜかいずれの企業においても同一のフォーマットが使われていた)。

しかし、実際には、内定先企業の業務内容は、接客や調理補助など就労ビザを取得することができない内容であった。もしくは、なんとか就労ビザが取得できたとしても業務内容や労働条件が希望とは合致しないものであり、勤務を継続できるようなものではなかった。

そこで、原告らは、被告法人に対し、他の企業を紹介することや返金を求めて連絡をとったものの、一部の原告に別の企業を新たに紹介したことはあるものの、返金には一切応じず、最終的には音信不通となった。

そこで、原告らの一部が首都圏移住労働者ユニオンに相談し、弁護士とつながり、集団訴訟の提起に至った。

### 3 被告らの違法性

#### (1) 職業安定法違反

「JESP 就職訓練コース」の実質は、職業訓練ではなく職業紹介（職業安定法4条1項）である。

しかし、被告法人は、会社を紹介するにあたり、具体的な業務内容や賃金などの労働条件を明示しておらず、職業安定法5条の3（労働事件等の明示義務）に違反する。

また、被告法人が紹介する職業は、原告らが日本の学校で学んだ内容とは全く適合せず、職業安定法5条の7（求職者の能力に適合する職業の紹介等）に違反する。

さらに、被告法人は、原告らから入会金をとって職業を紹介し、また、内定が出た場合に「内定成功コース費用」を支払わせている。これは職業安定法32条の3第2項に違反する。

#### (2) 不法行為責任

被告法人は、原告らに対し、ビザの更新期限までに就労先を見つけなければならないとの原告らの心理につけ込み、原告らが就職して日本の在留資格を取得できるような会社を紹介しその内定を保証すると信用させ、本件就職訓練コース契約を結ばせ、金員を騙取している。この行為は、不法行為（民法709条）に該当し、原告らは損害賠償を請求する。

#### (3) 不当利得（詐欺取消）

「JESP 訓練コース」の契約は、詐欺（民法96条1項）、消費者契約法違反（4条1項1号、2号、2項、3項3号イ）によって取り消されるものである。そこで原告らは契約を取消し、すでに支払った入会金、「内定成功コース費用」の返還を請求する。

そもそも、「JESP 訓練コース」の契約は、職業安定法に違反するものであり、公序良俗に反して無効である。そこで原告らは無効な契約に基づいて支払った入会金、「内定成功コース費用」の返還を請求する。

#### (4) 代表理事者の責任

役員の第三者に対する損害賠償責任（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律117条）を負う。

### 4 本件訴訟の目的

第1に、原告らの被害回復である。原告らの被害は、実際に支払った金銭にとどまらない。原告らは、日本語学校卒業から在留資格喪失までの就職活動のための限られた時間を浪費して、ビザの更新期限が迫る中で精神的に追い詰められることとなった。原告らには甚大な精神的損害が生じている。

第2に、外国人留学生が置かれた現状を伝え、問題提起をすることである。先般の入管法改正の流れからも顕著なとおり、日本は今、外国人を労働力として確保する政策に舵を切っている。しかし、他方で、本件の外国人留学生のように、日本で就労することを望んでも、その希望が実現しない実態がある。この国で外国人が置かれた状況は極めて不安定であり、日本にすでにいる外国人に対する待遇の改善がまず求められる。しかし、そこに目が向けられることはなく、使用者・大企業目線での「労働力」の確保のためのチグハグな政策が取られ、日本にいる外国人「労働者」の人権が蹂躪されている実態がある。

苦境に立たされた外国人留学生を食い物にする被告法人は断じて許されない。また、同時に、本件の背景にあるこの国の外国人政策にも目を向け、問題の所在を発信していく必要がある。

## メトロコマース事件・最高裁へ ～非正規労働者の尊厳回復のために～

東京法律事務所 青龍 美和子

### 1 メトロコマースにおける非正規差別と昨年2月20日の東京高裁判決

昨年の団東京支部総会の直前、2019年2月20日に東京高裁で判決が言い渡された。

(早出) 残業手当の割増率の相違のみを不合理とし、ほぼ全面敗訴判決であった一審の東京地裁判決から約2年、東京高裁は、住宅手当、褒賞の請求期間全額及び退職金の4分の1までの相違を不合理と認めた。

労働契約法20条は、無期契約労働者と有期契約労働者との労働条件に相違がある場合に、①職務内容(業務の内容及び責任の程度)、②職務内容と配置変更の範囲、③その他の事情を考慮して不合理であってはならないと規定する。なお、昨年6月、「働き方改革」一括関連法により、同条はパート労働法に吸収・改正され廃止となった。本年4月1日から(中小企業は2021年4月1日から)施行される。

一審原告らは、メトロコマース株式会社(東京メトロの100%子会社)で「契約社員B」という有期契約労働者として、正社員(無期契約)と全く同じ売店販売業務に従事してきた女性4人である。最も格差の大きい基本給と賞与の相違の不合理も主張していたが、東京高裁でも退けられた。

### 2 東京高裁判決の概要

#### (1) 比較対象について

控訴審では、約600名いる正社員の構成・勤続年数・賃金等について、徹底的に明らかにしようと、文書提出命令申立を行い、会社側は裁判所が提出を求めた資料を提出し、メトロコマースにおける正社員の特殊性を明らかにした。大企業にありがちな、入社直後からいろいろな部署を回って出世していく新卒正社員というのはほんの数名であること、多くの正社員が職種の転換なく固定した業務を行っていること等が、会社に資料を出させることで明らかになった。

#### (2) 本給の格差の不合理性について

本給の格差の不合理性について、高裁判決は、「(会社が)正社員は長期雇用を前提として年功的賃金制度を設け、短期雇用を前提とする有期契約労働者にはこれと異なる賃金体系を設けることには一

定の合理性が認められる」と判断した。しかし、一審原告ら契約社員Bは10年以上の長期にわたって雇用継続されており、高裁判決の判示は妥当しない。

許し難いことに、高裁判決は「比較対象者である互助会出身の正社員を契約社員に切り替えたり、賃金水準を切り下げたりすることはできなかったから、それまでの労働条件のまま定年まで売店業務のみに従事したとしてもやむを得ない」とも判断している。売店業務は正社員ではなく契約社員が行うべきで、売店業務の労務の対価はその他の業務の労務の対価よりも低くて当然という何の根拠もない売店業務への偏見を前提にしているのだ。

### （3）賞与の格差について

賞与については、「正社員に対し賞与の支給を手厚くすることにより有為な人材の獲得・定着を図るという目的」は、一定の合理性があるとして、賞与の格差は不合理ではないと判断した。しかし、この判断は、正社員は「有為な人材」であり、有期契約社員は「有為な人材」でないことを前提とする。多数の有期雇用契約社員を職務能力の優れた有為な人材として利用している近年の企業経営の観点からは、まったく当てはまらない。また有期契約労働者としては、自らの職務能力や企業への貢献を否定されるに等しく、尊厳を傷つけている。

契約社員Bの賞与額は正社員基準賞与額の25%程度でしかない。このような賞与の格差は、労働契約法20条が求める「均衡のとれた処遇」（2018年の2最高裁判決）とはいえない。

また、高裁判決は、本件における賞与を労務の対価の後払い的性格だと位置づけて、「1年の有期契約」や「時間給」を、労務の対価の後払いが予定されないかのように述べている。賞与も含めて格差是正を目的とする労働契約法20条の趣旨を正面から否定するに等しい。本件では、契約社員Bは正社員と同じく65歳定年で長期雇用を前提としており、正社員は東京メトロ退職者や契約社員からの登用者らが大半を占めて平均勤続年数は10年に満たないにもかかわらず。

高裁判決は、賞与の格差を不合理と認めない根拠の一つに、正社員組合との団体交渉で正社員賞与の支給内容を決定することや、「支給可能な賃金総額の配分という制約もあること」「経費削減」を挙げている。しかし、労働契約法20条は、そのことを理由として、有期契約社員の賞与を低く抑えることを許容するものではない。会社の業績によって賞与が支給されない場合もあり得ることは、正社員でも契約社員Bでも同じである。

### （4）退職金不支給の不合理性について

退職金については、①「一般に、退職金の法的性格については、賃金の後払い、功労報償など様々な性格があると解されるところ、このような性格を踏まえると、一般論として、長期雇用を前提とした無期契約労働者に対する福利厚生を手厚くし、有為な人材の確保・定着を図るなどの目的をもって無期契約労働者に対しては退職金制度を設ける一方、本来的に短期雇用を前提とした有期契約労働者に対しては退職金制度を設けないという制度設計をすること自体が、人事施策上一概に不合理であるということとはできない。」②「もっとも、Yにおいては、契約社員Bは、1年ごとに契約が更新される有期契約労働者であるから、賃金の後払いが予定されているということとはできないが、他方で、有期労働契約は原則として更新され、定年が65歳と定められており、実際にもX2及びX3は定年まで10年前後の長期間にわたって勤務していたこと、契約社員Bと同じく売店業務に従事している契約社員Aは、平成28年4月に職種限定社員に名称変更された際に無期契約労働者となるとともに、退職金制度が設けられたことを考慮すれば、少なくとも長年の勤務に対する功労報償の性格を有する部分に係る退職金（退職金の上記のような複合的な性格を考慮しても、正社員と同一の基準に基づいて算定した額の少なくとも4分の1はこれに相当すると認められる。）すら一切支給しないことについて

は不合理といわざるを得ない。」として、正社員と同一基準額の4分の1すら支給しないことは不合理と判断し、賠償請求を一部認容した。

しかし、賃金の後払いの性格からは、労務の対価は期間の定めの有無を問わず支払われるべきであり、功勞報償の性格からは、期間の定めの有無を問わず、退職金が支払われる正社員と勤続期間や功勞が同じである有期契約社員にも退職金が支払われるべきである。「契約社員Bは、1年ごとに契約が更新される有期契約労働者であるから、賃金の後払いが予定されているということとはできない」という判断も、根拠が不明である。賃金の後払いの性格を有する退職金については、無期契約か有期契約かを問わず、労務の対価としての退職金が有期契約社員にも無期契約社員と同一基準で支払われるべきである。

さらに、「正社員と同一の基準に基づいて算定した額の少なくとも4分の1に相当する」という根拠も何も述べていない。本件の退職金規程では、正社員は65歳定年退職等の場合は勤続1年からでも退職金が支払われ、自己都合退職の場合も勤続3年から退職金が支払われることになっている。契約社員Bに正社員と同一基準の定年退職金が支払われないことは不合理である。

### 3 最高裁へ

上記のとおり、東京高裁判決は地裁判決と比べて前進した部分はあるものの、問題点が多々あるため、最高裁に上告した。会社側も上告し、「労使自治と、企業の経営判断をもっと重視すべし」とする学者の意見書を提出している。

しかし、非正規労働者においては、実質的な労使対等が成り立たないからこそ、労働者の権利を守るために労働契約法20条ができたことを忘れてはならない。

原告4名は皆女性である。親の介護や成人した子ども、さらにはその孫を扶養しながら、賃金の手取りは月12～13万円。生活はギリギリ。ダブルワーク、トリプルワークをしている人もいる。彼女たちにとって、契約期間の定めの有無による賃金格差は、経済的な不利益だけではなく、それ以上に、全く同じ仕事をしているのに評価されず、人間性を否定され、人間の尊厳を踏みにじるものである。このように厳しい条件の中でも、皆個性豊かで明るく、労働組合の活動も多彩である。「メトロレディーブルース」というタイトルのDVDも発売し、全国各地で上映会が開かれている。傍聴席は毎回溢れるほど注目されている。彼女たちの尊厳回復を勝ち取り、非正規労働者の格差是正を実現するためにも最高裁でさらなる前進を勝ち取りたい。

## NHK地域スタッフ団交拒否事件 東京高裁判決 ～労働者認定を確定させ、NHKに誓約文書を 交付、揭示させる～

代々木総合法律事務所 鷺見 賢一郎

### 1 はじめに

東京地裁判決までの経緯は、2019年2月の自由法曹団東京支部総会への特別報告集に述べて

います。本稿では、東京高裁判決の内容、NHKによる誓約文書の交付、掲示、その後の新たなNHKの不当労働行為等について述べます。

## 2 事件の発端

事件の発端は、日本放送協会（NHK）が、2011年6月13日及び7月12日の名古屋駅前営業センターにおける、センター長の不当労働行為発言を追及する支部団交に、全日本放送受信料労働組合（全受労）の中央執行委員が出席することを拒否したことです。全受労は、NHKによる支部団交への中央執行委員の出席拒否を不当労働行為として、2011年11月11日、東京都労働委員会に救済申立をしました。この不当労働行為事件の中で、NHKは、地域スタッフは労働者でなく、全受労は労働組合法上の労働組合ではないと主張してきたのです。

東京都労働委員会は、2015年8月25日、全受労を労働組合法上の労働組合と認め、NHKに対し、「日本放送協会は、今後、全受労が申し入れる支部団交について、全受労の中央執行委員の出席を理由として拒否してはならない。」と命じ、後記の誓約文書を全受労に交付し、掲示することを命ずる命令を出しました。その命令が、2016年11月16日、中央労働委員会で維持され、2018年9月28日、東京地裁で維持され、2019年5月15日、東京高裁でも維持されました。

## 3 労働組合法上の労働者性を認めるにあたって東京高裁判決が判断を補正した諸点

東京高裁判決は、地域スタッフの労働組合法上の労働者性を認めましたが、次の諸点について、以下のとおり、東京地裁判決の判断を補正し、改めました。以下の東京高裁判決の補正後の判示を読むと、東京高裁が労働組合法上の労働者性の判断要素をどのように解しているかがうかがえて興味深いものがあります。

- (1)「をしているが、ほとんどの再委託先は地域スタッフの親族や知人・友人である。」に改める。
- (2)「毎年度の事務費単価や実施要領等について、控訴人と地域スタッフの間で個別の協議が行われることはなく、全ての受託者団体と合意に至らない場合であっても、最終的には控訴人において決定している。」に改める。
- (3)「控訴人からの個別的業務の依頼に応ずるべき関係があるとはいえないものの、目標数達成に向けた業務依頼に応ずるべき関係にあると認められる。」に改める。
- (4)「控訴人から、個別的な労務の提供について具体的な拘束を与え、指揮監督を行う関係にあるとはいえないものの、その労務の提供について日時や場所等について一定の制約を受けており、その指揮監督を受けていると認められる。」に改める。
- (5)「再委託は、目標数達成のために親族や知人・友人の助力を得るという域を出ないとみられること、控訴人が把握している兼業の地域スタッフ数はそれほど多数ではないこと」に改める。

## 4 「70歳定年発言」に関する交渉事項は義務的団交事項を含むと判断

NHKは、東京高裁で、東京地裁と同様、本件「70歳定年発言」に関する交渉事項は義務的団交事項ではないと主張しました。しかし、東京高裁判決は、「控訴人において、契約更新について年齢制限を設けておらず、70歳以上に達しても更新を可能とすることが確定的運用になっていたとしても、センター長という責任のある立場の者が、あたかも70歳以上では契約更新をすることができないというような発言をしたとすれば、（中略）現実の運用実態を確認し、場合によっては現実の是正を求めるなどのことも交渉のそ上に上ってくると考えられる。」などとして、「70歳定年発言」に関する交渉事項は義務的団交事項を含むものであると判断しました。

## 5 事前了解の成立を疑問視し、事前了解による労使双方を拘束する合意の成立を否定

NHKは、東京高裁で、東京地裁と同様、支部交渉（下部交渉）における中央執行委員（上部役員）の出席が制約されることを定めている「各級レベルの交渉について」を全受労が事前了解していると主張しました。しかし、東京高裁は、「上記交渉記録によれば、（中略）本件事前了解について『（参加人から）文書確認の段階では表現上の注文があり得る』（中略）などの当事者の真意は文書とは別にあるかのような間接的で曖昧さが残る表現が用いられており、端的に控訴人と参加人との間において本件事前了解について合意が成立した旨が記されているものではない。」などとして、「本件事前了解については、全4回の折衝の結果、『口頭確認』がされたとしても、その趣旨は、終局的に労使双方を拘束する合意の成立を意味するものではなく、控訴人と被控訴人との間で、本件事前了解によって直ちに支部交渉への中央執行委員の出席の制約について労使双方を拘束する効力を有する確定的な合意が成立したとまでは認められないというべきである。」と判断しました。

## 6 東京高裁判決の確定

2019年5月15日の東京高裁判決は、2019年5月29日の経過により確定しました。

全受労南大阪支部（旧全受労堺支部）は、大阪府労委命令、中労委命令、東京地裁判決に続いて、2018年1月25日の東京高裁判決で地域スタッフの労働組合法上の労働者性の認定を勝ち取り、最高裁第二小法廷は、2018年10月10日、この東京高裁判決に対するNHKの上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定を出しました。この最高裁決定により、地域スタッフ（受託者）の労働組合法上の労働者性は確定しました。このこともあり、NHKは、2019年5月15日の東京高裁判決に対して、上告及び上告受理申立てをしなかったものと解されます。

## 7 NHKの誓約文書の交付と掲示

NHKは、2019年5月21日、全受労に対し、次の誓約文書を交付し、同年5月23日から6月1日までの10日間、NHKの名古屋放送局名古屋駅前営業センターの事務室内に、次の誓約文書を掲示しました。

### 記

令和元年5月21日（掲示用は令和元年5月23日）

全日本放送受信料労働組合

中央執行委員長 ○ ○ ○ ○ 殿

日本放送協会

会長 上 田 良 一

当協会が、23年6月13日に貴組合名古屋駅前支部から申入れのあった「〇〇センター長の発言について」を議題とする団体交渉を、貴組合中央執行委員の出席を理由に拒否したこと、及び同年7月12日に行った「〇〇センター長の発言内容について」を議題とする支部団体交渉への貴組合中央執行委員の出席を拒否したことは、いずれも東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

以上

## 8 新たなNHKの不当労働行為

以上のとおり、NHK地域スタッフ団交拒否事件は、全受労の全面勝利のうちに終わりました。しかし、NHKは、NHK地域スタッフ団交拒否事件の反省にもかかわらず、再度、全受労に対して不当労働行為を行っています。

NHKは、2019年10月1日から『受持数削減』等の特別指導の実施に関わる地域スタッフ

本人の業績評価の基準」を改悪するにあたって、2018年12月4日から12月7日までの4日間、日本放送協会集金労働組合（N集労）と団体交渉を行い、上記「業績評価の基準」の改悪に合意しました。そして、NHKは、2019年4月、5月の全受労との団交で、N集労との合意内容を全受労に押しつけてくるという団交差別・不誠実団交・全受労無視等の不当労働行為を行っています。

全受労は、上記のNHKの不当労働行為について、2019年8月21日、東京都労働委員会に不当労働行為救済申立をしました。この申立は、現在、令和元年都労委（不）第63号不当労働行為救済申立事件として、東京都労働委員会に係属しています。

NHKに不当労働行為をやめさせ、地域スタッフの雇用と委託条件を守るため、引き続き力を尽したいと思います。

## 京王新労のたたかい

たちかわ共同法律事務所 小川 杏子

### 1 事案の概要～勝利解決と新たな差別の始まり～

この事件は、2000年、京王電鉄が、バス事業の分社化及び労働条件の大幅切り下げ等を内容とする「バス事業再生・勝ち残り策」を打ち出したことを契機に始まった。同策に反対した労働者らは、2001年、御用組合である京王電鉄労組（以下「電鉄労組」）から脱退し、京王新労組（以下「新労」）を組織した。会社は、新労結成当時から、一時金の不支給、自宅待機など、新労に対する様々な攻撃を続けたが、新労は、全日本建設交運一般労組（建交労）に加入し、団員たちからなる弁護団とともに法廷内外のたたかいを展開した結果、2004年12月、全員の職場復帰を含む勝利解決を実現した。しかし、それは、新たな闘いの始まりでもあった。

職場復帰した新労組合員は、全員、小金井営業所で就労することとされた上、自宅待機中に導入された評価制度に基づく恣意的な運用により低査定に追いやられ、電鉄労組組合員との間で、昇給昇格に大きな差がつけられた、また、定年後の再雇用制度においても、電鉄労組員であれば、引き続きバス運転士として働くことができるにもかかわらず、新労組合員は、バス清掃員としてしか再雇用されず、賃金も、バス運転士として継続雇用される電鉄労組員の約45%、月収は定年前の約3割もの減額となる。

私たちは、これまで、賃金差別及び定年後再雇用制度における差別等の不当労働行為救済を労働委員会に申立て（2009年10月）、3名の組合員について定年後再雇用のバス運転士としての地位確認、差額賃金及び損害賠償請求訴訟を裁判所に提訴し（2015年9月）、闘いを続けている。

### 2 労働委員会命令と取消請求訴訟（行訴）の提起

都労委及び中労委ともに、過去の定年後再雇用制度について組合間差別を認め、会社の対応は、新労組合員に対する不利益取扱いであるとともに、組合弱体化を企図する支配介入にも該当すると判断し、差別是正を求める救済命令を出した。

しかしながら、賃金等に関する差別については、手続的適正を欠く評価制度の適用、後述する評

賃制度の不合理性など組合が指摘した問題点について、一応の理解を示しながらも、結論として不当労働行為であることを認めなかった。

中労委命令に対しては、2019年7月に会社が、同年10月に組合がそれぞれ取消請求訴訟を提起し、現在、東京地裁民事第36部に係属中である。

### 3 地位確認等請求訴訟判決と最高裁への上告申立

東京地裁(民事第19部 春名茂裁判長)及び東京高裁(第14民事部 後藤博裁判長)ともに、入社以来30年前後にわたってバス運転士として働いてきた3名について、定年後のバス運転士としての労働契約上の地位を認めないばかりか、損害賠償請求をも認めない判決を下した。高年齢者雇用安定法の趣旨に反する不合理な差別であることを看過した理不尽極まりない判決である。とりわけ、本件において会社は、旧高年法のもとで定年後継続する雇用をバス運転士としていたものを2012年に同法が改正されて希望者全員の雇用が義務づけられるようになると、ひたすらバス車両の清掃業務に従事させる再雇用社員制度を設け、新労組員3名に適用したものであるが、判決はこのような著しい不合理も看過してしまった。このような判決は、到底容認できるものではなく、2019年11月に上告を行い、闘いの舞台は最高裁に移っている。

### 4 命令及び判決の問題点

上記いずれの事件でも、客観的に組合間格差のあることに争いはない。では、なぜ上記のように不当労働行為該当性や会社対応の違法性について見誤った命令ないし判決が下されたのか。それは、運行中のマイクアナウンス及び時間外労働を評価する評価制度のもと、新労組員の査定が低いことに原因があるとされ、「査定が低いことから、賃金格差や定年後再雇用の組合間格差があっても仕方がない」といわんばかりの判断がなされているからである。

この点について、組合は、バスの安全運行に反する運行中の画一的なマイクアナウンスと労働時間の多寡を評価の対象にするのは不合理であり、この査定に基づく異なる取扱い認められないと主張してきた。具体的には、車内では、必要とされるアナウンスは自動放送が流れるシステムになっており、具体的運行状況に応じて運転士による直接の声かけが必要となる場合を除けば肉声によるアナウンスを重ねて実施する必要はないこと、画一的なマイクアナウンスでは車内事故を防止できないこと、画一的なマイクアナウンスを義務付けることによって、かえって事故を誘発している事実等を主張立証した。

ところが、命令及び判決は、かかる組合の主張立証について十分認定・判断を行わず、査定の結果であるという会社の言い分のみを鵜呑みにしてしまったのである。

### 5 新たな不当労働行為と都労委への申立て

2019年11月、新労委員長が65歳を迎えると、定年後のバス清掃員としての雇用さえも雇い止めとされた。就業規則によれば、70歳まで契約更新できるとされており、慢性的かつ深刻な運転士不足の中、70歳を超えても運転士として働いている慣例があるにもかかわらず、である。このような会社対応は、新労委員長を排除することで組合弱体化を企図したものであることは明白である。そこで、同月、この件についても新たな不当労働行為として、都労委に救済命令申立てを行った。

## 6 本件たたかいの意義

京王新労の闘いは、仕事及び生活上の困難を強いられている新労組合員の救済にあることは第1であるが、それが全てではない。①バス運転士の生活を守るために労働条件の維持向上を求める組合活動に対する攻撃を許さず、②不合理な評価を是正させ、バスの安全運行と良好な職場環境を実現することを目指している。

上記3事件（地裁行訴、最高裁地位確認等請求、都労委）は、まだまだ続きます。皆様のご支援よろしくお願いいたします。

# ワットラインサービス争議について

代々木総合法律事務所 藤原 朋弘

## 1 はじめに

2016年1月28日に厚生労働省が「働き方の未来2035：一人ひとりが輝くために」懇談会を開き、AI新時代に向けて雇用によらない働き方を促進する方向性を打ち出して以降、政府は雇用によらない働き方を強権的に推し進めようとしている。昨今の「働き方改革実行計画」（2017年3月）でもテレワークやシェアリングエコノミーについての議論が盛り込まれ、現在進行中の「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」でも雇用類似の働き方について保護のあり方等の制度設計論の議論がなされている。

雇用によらない働き方とはその名のとおり、労働法の適用がない働き方である。業務委託契約や個人請負契約など名称はさまざまであるが、業務で怪我をしても労災を受けられない、解雇規制が存在しない、労働組合に加入して使用者と団体交渉できないなど労働者と比べて格段に保護が少ない働き方である。これが真に自由な働き方ができる人達であればまだ良い（公正な取引条件の確立や出産育児がとりにくいなど課題は山積みであることは付言しておく。）が、本来は労働者であるべきなのに労働法の適用を免れたい使用者等によって形式だけ個人事業主として扱われているような場合には問題が大きく顕在化する。すなわち、実態は労働者なので使用従属関係や経済従属関係は存在し、交渉力に格差があるにも関わらず、労働法、特に労組法の適用が受けられず、低廉な賃金など劣悪な就業環境で働かざるを得ないのである。

本件のワットラインサービス（以下、「本件会社」という。）で働いている労働者もまさにこの類型であり、労働者でない等の理由で本件会社から団体交渉を拒否されているため、現在東京都労働委員会で不当労働行為救済申立中である。以下では、本件事件について詳細を述べる。

## 2 ワットラインサービス事件

### （1）事案の概要

本件は、電気メーター（電力会社が各家庭や事業所の電気使用量を計測し、電気料金を請求するために設置する計器のこと）の定期的な取替工事を行っている労働者が結成した労働組合（以下、「計器工事関連分会」という。）を申立人、各労働者と請負契約を締結している本件会社を被申立人とする事案である。なお、本件会社は東京電力パワーグリッドから電気メーター業務を請け負っている。

計器工事関連分会の結成の経緯を簡潔に（多少語弊があるが）説明する。今年開催される東京五輪に備えて、電気メーターをデジタル化し、地域ごとの電力需要を可視化させようとする「スマートメータープロジェクト」が2014年に発表され、旧型の電気メーター（以下、「アナログメーター」）を新型の電気メーター（以下、「スマートメーター」という。）に交換することが彼らの主な仕事となった。スマートメーターはアナログメーターと異なり、定期的な交換業務が基本的には不要となるため、計器工事作業自体が今後は大幅に減少するということを意味していた。かかる背景がある中、一人の計器工事作業者が罰則の適用により雇止めになることが通告されたことから、その者を救済するため、また、今後の自分たちの作業の確保及び生活費の確保のために労働組合を立ち上げたのである。

## （２）現在の状況

### ア 1回目の不当労働行為救済申立

計器工事関連分会は、2018年12月7日、雇止めを通告された作業者の雇止め撤回や組合活動についての要求を掲げ、団体交渉を本件会社に求めたところ、計器工事作業者は請負契約であり労組法上の労働者ではないという理由で拒否された。そこで、2019年1月7日、団交拒否は理由がないとして都労委に不当労働行為救済の申立てに及んだ。

本申立ては現在、すべての調査審問を終え、本年1月中に出されるであろう命令を待っている状況である。

### イ 2回目の不当労働行為救済申立

1回目の不当労働行為救済申立において、審査の実効確保の措置の勧告申立（労委規則40条）に及んだところ、正式な勧告こそ出なかったが、三者委員より申立人・被申立人間での話し合いを要望するとの口頭での要望が出された。計器工事関連分会としては、これを機に2019年8月30日、再度の団体交渉を求めた（要求事項として新たに、2020年以降の作業量の確保、単価の引き上げ等を掲げた。）。しかし、本件会社はかかる団交についても労組法上の労働者ではないとの理由で団交拒否をしてきたため、2019年9月27日、別件として都労委に不当労働行為救済申立をした。

本申立ては、第1回調査期日が終わった段階である。

### ウ 雇止めされた作業者の雇止め無効訴訟

都労委での1回目の不当労働行為救済申立中、願いはかなわず雇止通告を受けた作業者が雇止めされたため、2019年10月24日、同作業者の雇止めは無効であるとの理由（主位的に労契法上の労働者性を、予備的に継続的契約の理論を主張。）で東京地裁に裁判を申し立てた。なお、併せて度重なる団交拒否があったことから組合が原告となり、団交拒否による無形損害に対する損害賠償請求も申し立てた。

現在、第1回口頭弁論期日が終わった段階である。

エ 以上からも明らかなとおり、本件争議に関して3つのたたかいが進行していることになる。以下では、そのうち労組法上の労働者性に絞って報告する。

## （３）明白な労組法上の労働者性

ア 計器工事関連分会で働く作業者はいずれも労働組合法上の労働者であることが明白である。以下で、組合法上の労働者の判断基準を挙げ、本件事案に当てはめる。

### イ 労組法上の労働者性の判断基準

労組法上の労働者性の判断要素としては、基本的判断要素として、①事業組織への組み入れ、

②契約内容の一方的・定型的決定、③報酬の労務対価性が、補充的判断要素として、④業務の許諾の自由、⑤指揮監督下での労務提供及び時間的場所的拘束性が、そして消極的判断要素として⑥顕著な事業者性が挙げられる（新国立劇場運営財団事件最高裁第三小法廷平成23年4月12日判決、INAXメンテナンス事件最高裁第三小法廷平成23年4月12日判決、ビクターサービスエンジニアリング事件最高裁第三小法廷平成24年2月21日判決、厚労省平成23年7月25日「労使関係法研究会報告書（労働組合法上の労働者性の判断基準について）」）。

ウ ①事業組織への組み入れ

i 計器工事作業者の多くが長年にわたって本件会社の受注した計器工事に従事し続けている、ii 本件会社が受注した計器工事のほとんどを計器工事作業者が担っている、iii 計器工事作業者は請負契約締結時及び年1回の研修を受けている、iv 計器工事作業者は本件会社から指定された制服、ヘルメットを着用し、本件会社の名刺や親会社である東電パワーグリッドの委託従事者証を携行することが義務付けられている、v 本件会社が指示する作業量からすると計器工事作業者は計器工事作業に専属する必要がある、vi 各作業者は工事所へ配属され、一定のエリアを担当している等の事実を主張している。

エ ②契約内容の一方的・定型的決定

i 本件会社が計器工事作業者との請負契約書を作成し、作業者には署名押印を求めるだけであること、ii 稼働日数や工事数をはじめとする業務遂行方法についても本件会社が一方的に決定する等の事実を主張している。

オ ③報酬の労務対価性

i 計器工事の作業時間と報酬が結びついていること、ii 本件会社が計器工事作業者に対して労務の対価の性質を持つ手当を支給していること、iii 業務状況に応じ報奨金を支給していること、iv 工事量が少なく、最低生活費を稼げない場合に備えて、最低補償額の保障をしたり、過去の水準に見合う年間報酬額を保障している等の事実を主張している。

カ ④業務の諾否の自由

i 本件会社が決定した工事数につき、各月92%を下回る施行しかできなかった作業者に対してリカバリープランを提出させたり、年間92%を下回る施行しかできなかった作業者に対して翌年度の工事数を減らすなどの不利益を課している、ii 本件会社は作業者に対し、「担当エリアで実施しない工事があると、次年度以降そのエリアの計器工事を落札できなくなる。」と説明し、全工事を行うよう指示、iii 新人に対するOJT指導、夕礼や研修への出席について本件会社から指示を受けた場合、拒否できない等の事実を主張している。

キ ⑤指揮監督及び時間的場所的拘束

i 本件会社は作業マニュアルを配り、夕礼・研修への出席を義務付けて指示していること、ii ハンディターミナル（バーコード等によりデータを収集し、本社に送る機器をいう。）による工事の登録や作業予定表、日報、スマートメーター管理表の提出を通じて、作業者の業務状況を把握し、口頭や電話、LINEなどで随時指揮監督している、iii 本件会社は稼働日、稼働時間を指定している、iv 本件会社が割り当てる工事数がフルタイムで働くことを予定するものである、v 計器作業が終了したら計器工事作業者の所属する工事所（関東近辺に何カ所か点在）への帰所を求め、日報の提出等の業務指示をする、vi 本件会社が各作業者の担当エリアを決定し、担当エリアで計器工事作業を行わせること等の事実を主張している。

ク ⑥事業者性の不存在

i 計器工事を第三者に委託している作業者がいないこと、ii 計器工事作業者が所有している工具類はドライバーなどの安価に市販されているものにすぎず、計器工事に必要不可欠な高額な器具は本件会社から支給されている 等の事実を主張している。

(4) 以上の事実はいずれも証拠が存在し、また、審問の際の証言に基づいているものであり、最終陳述書において主張されているものをまとめたものである。弁護団としては労組法上の労働者性は問題がないと確信している（労働者性が認められれば、他に団交拒否する理由はないので勝利となろう）。

### 3 おわりに

いまだ命令が出ている段階ではないので命令の詳細などは今後に譲ることになるが（本当はここで報告する予定だったが。）、弁護団としては負けるはずのない命令だと思っている。この特別報告が出る頃には勝利命令を勝ち取っているであろう。

なお、団交拒否の際の本件会社による回答文書のなかで、労組法上の労働者性について最高裁まで争う可能性があると読める文書があり、仮に勝利命令を獲得したとしても中労委、訴訟へと移行していくおそれがある。組合としては今後の方針について会社と対等に交渉したいだけであるのに話し合いのテーブルに着くまでに数年もかかってしまうという不合理な結論になりかねない。冒頭でもふれたが、ここがまさに個人事業主の保護されない部分であり、安倍政権による雇用によらない働き方の推進はこのような負の側面としっかり向き合わずして進めてはならないのである。

今後も引き続きたたかいは続くが、雇用によらない働き方を進めようとする安倍政権をなんとかしてでも退陣させ、併せてこのたたかいでも勝利を勝ちとれるようにこれからも奮闘していく所存である。

## 「NCNP・医療を守れ！ 手当廃止は許さない！裁判」の取組み

東京法律事務所 加部 歩人

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（略称：NCNP）を被告、同センター病院に勤務する看護師等の職員7名を原告として、2018年4月の就業規則不利益変更により廃止された「特殊業務手当」の支給を求める裁判を、2019年6月17日（月）、東京地方裁判所立川支部に提起しました。

NCNP病院では2010年から、筋ジストロフィーや重度心身障害の患者等が専ら入院する病棟など、就業規則所定の要件を満たす病棟に勤務する職員に対して「特殊業務手当」を支給してきました。同手当の支給対象者は、看護師だけでみれば全体の7割以上にも上ります。また同病院の臨床部門においてはランダムに配置転換がなされており、あらゆる職員が同手当の支給対象となる可能性があります。

ところが2018年はじめ、病院当局は給与制度見直しの一環として特殊業務手当の全廃を提案。原告らが所属する全医労武蔵支部は団体交渉を重ね、廃止理由の説明や裏付け資料の提出を求めましたが、当局は十分な説明・資料提供をしないまま手当廃止を内容とする就業規則の不利益変更を同年

4月に強行しました（ただし5年間の経過措置あり）。現在原告を含めた多くの職員が、従前より特殊業務手当を40%削減されて支給されている状態で、今後毎年20%ずつ削減され、2022年3月分の支給を最後に全廃される見込みです。当裁判では、労働契約法10条を根拠に上記就業規則不利益変更の無効を主張し、変更前の額の特殊業務手当を支給されるべき地位の確認等を求めています。

裁判は昨年10月18日に第1回口頭弁論、12月24日に第2回を終え、今年1月29日に第3回を迎えます。当方は「被告が2010年に給与規程を制定して8年経過した就業規則不利益変更時点でも、特殊業務手当が支給される業務は存在しており、原告らはその業務に現に従事している。このため、給与規程を変更して廃止する合理的必要性自体がそもそも認められないというべきである。その他の労使交渉の経緯等の事情からしても、最高裁判例が賃金など労働者にとって重要な権利、労働条件に関し実質的な不利益を及ぼす就業規則の作成又は変更について要求する『高度の必要性に基づいた合理性』（第四銀行事件最判平成9年2月28日、みちのく銀行事件最判平成12年9月7日）はとうてい認められない。よって、本件特殊業務手当を廃止する給与規程の変更は、労働契約法10条にいう『合理的なものである』とは認められない」と法的な主張を展開しています。これに対して被告は、「そもそも特殊業務手当は、前身である一般職給与法上の『俸給の調整額』制度（1948年頃～NCNPの前身である国立武蔵診療所の職員に適用）が前提としていた、病棟職員の職務の特殊性が解消されたために、被告病院の独立行政法人化に伴って制度変更されたものである（2010年～）。さらに2015年に独立行政法人通則法が改正されたことや、同年に厚労大臣が中長期目標において経営改善に取り組むよう提示したことを受けて、被告は業務の特殊性が解消されてから長期間が経過していること等を踏まえて特殊業務手当の支給の必要がないと判断した」から手当廃止は合理的である等と反論しています。

注目される争点は、特殊業務手当を支給すべき程の業務の特殊性が解消されているのか否かという点であると思われます。そのため、弁護団・原告団・支援団は協力して、手当成立の時代的背景を踏まえた上、労働契約法10条の考慮要素について多岐にわたる主張を組み立てる（総論書面）だけでなく、病棟業務の特殊性についての主張を特に厚く展開している（各論書面及び法廷での意見陳述等）ところです。

原告らにとっては多忙な業務を抱えながらの大変な裁判闘争ですが、就業規則不利益変更という最近珍しい類型である上、被告病院での廃止を許せば他の公的病院、ひいては民間病院にも影響が飛び火しかねない重要な裁判ですので、弁護団も力を尽くして闘っていきたいと思います。まだまだ裁判は序盤です。今後ともご注目・ご支援・ご指導の程よろしくお願い申し上げます。

## 明治乳業争議【賃金等差別事件】の現状 (明治を包囲するたたかいと東京高裁でのたたかい)

東京法律事務所 金井 克仁

### 1 東京高裁で1月30日判決予定の明治乳業争議とは

(1) 明治乳業争議とは明治乳業株式会社（現株式会社明治）で働いていた労働者に対する職分賃金差別の不当労働行為事件で、新職分制度移行に向けて会社が昭和 43 年に実施した移行格付試験（大半の申立人が不受験）による格付付与時から退職まで続いた賃金職分差別（いわゆる潮流間差別）である。2つの不当労働行為事件（昭和 60 年申立の市川工場事件と平成 6 年申立の全国事件）として争われてきた。

(2) 1つは昭和 60 年に申立てられた「市川工場事件」である。都労委（平成 8 年 7 月 2 日）、中労委（同 14 年 1 月 9 日）、東京地裁（同 16 年 5 月 31 日）、東京高裁（同 19 年 3 月 28 日）、と賃金等差別の不当労働行為は除斥期間を理由に救済しないという命令・判決が続いた（最高裁では同 21 年 2 月 17 日に上告不受理等となった）。

(3) もう 1つは毎年報告している「全国事件」で、平成 6 年に申し立てた全国 9つの工場で働いていた 32 人の申立事件である。

## 2 東京高裁までのたたかいの概要

(1) 全国事件について、都労委は平成 25 年 7 月 9 日に差別の救済を否定した超不当命令（大量観察方式を採用しない等）を出した。

(2) その後、平成 29 年 2 月 9 日に交付された中労委命令は結果的に職分賃金差別の不当労働行為の救済を認めなかったが、命令は「附言」において過去における会社の不当労働行為を認め、会社に話し合い解決を求めた。

(3) そこで争議団は地裁での早い段階での和解解決をめざし、東京地裁に行訴を提起した。春名裁判長は第 3 回期日（2017 年 9 月 7 日）及びその後の進行協議期日（同 10 月 2 日）と 2 回にわたり会社に和解勧告をした。しかし会社は一顧だにせず拒否した。結局、行訴は証人調をしないまま結審し、平成 30 年 11 月 29 日に中労委命令を維持する労働者敗訴の判決がでた。

(4) 東京高裁では 4 月 16 日、7 月 6 日、10 月 15 日と 3 回の口頭弁論が行われ、争議団は除斥期間・継続する行為問題について道幸哲也北大名誉教授の意見書等を書証で追加等したが、一審の東京地裁と同様に証人調をしないまま結審し、判決は今年の 1 月 30 日となった。そして昨年末まで和解が試みられたが、成立しなかった。

## 3 明治を社会的に包囲して和解に応じさせるたたかい

(1) こうした経緯の中、和解に会社を応じさせるために、争議団はこれまで以上に会社を社会的に包囲するたたかいを展開している。2016 年 1 月から毎月継続している本社（京橋エドグラン）での「座り込み行動」、経営者に和解を迫る毎月の役員宅要請行動の継続、「筆頭株主」であるみずほ銀行への争議解決への役割要請、明乳の商品についての不祥事・不正行為の告発運動の継続、食品ユニオンを中心とした「ILO」対策などの運動を強化した。本社（京橋エドグラン）前での「座り込み行動」については、ユーチューブにアップして世界に発信するようになった。

(2) とりわけ昨年強化したのは、オリパラ組織委員会への情報提供と要請の継続・強化であった。組織委員会の前で座込運動の後、要請抗議を毎月 1 回行った。

また東京オリンピック・パラリンピックについて、明治は五輪組織委員会との間で「ゴールドスポンサーシップ契約」を締結している。そして契約のための食材調達基準は「食の安全」や労働者の労働安全など高いハードルのクリアが求められている。そこで明治の企業体質はこの基準に達しておらず、主な食品事故だけでも 36 件（2000 年の雪印集団食中毒事件以降）、死亡災害 7 件（1970 年代以降）、労働争議 12 件（約半世紀）など異常企業体質が明らかになっていること、さらに争議の和解解決に応ぜず学校給食牛乳異臭事件を隠蔽し、薬事法違反宣伝のチョコレート宣伝を続けている明治の

実態を明らかにし、明治はオリンピックのパートナーシップ契約に相応しくないとの追及をしている。

さらに明治と同様にオリンピックのパートナーシップ契約を締結している他の企業の争議（例えばJALなど）と連帯して、争議解決を訴えた。

#### 4 明治製品の「不買運動」を鮮明にした取組

一昨年から争議団は、明治が争議を話し合い解決して食の安全と社員の人権を守るまっとうな企業になるまで明治製品の不買をすることを、消費者や支援者等に訴えはじめた。そして昨年からは、働く人の人権を守れない明治は「食の安全・安心」も守られないとして、明治の製品は「買わない・食べない」運動を本格的に取組（明治への不買宣言のFAX）はじめ強化した。

こうした運動の成果か、明治の昨年4月から9月の連結決算は純利益が17%も減少し、機能的株価は低迷（最高時の約7割）したままになっている。

争議団は今、働く人の人権を守れない明治、明乳の商品（R-1ヨーグルトやチョコレート）について不祥事を隠したり不正行為を行っている明治は、オリンピックのパートナーシップ契約者に相応しくないことを広げ、不買運動を強化し広げ、争議解決のため最後の奮闘をしている。

## ◇貧困

### 生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟 （通称：はっさく訴訟）について

城北法律事務所 木下 浩一

#### 1 本件訴訟について

2013年から3回にわたり実施された生活保護費の大幅引き下げによって、生活保護世帯の96%にあたる200万人以上が生活扶助費を減額された。3年間で、1世帯あたり平均6.5%、最大10%もの生活扶助費が引き下げられることになり、もともと厳しい生活を送っていた生活保護世帯が、さらに追い詰められている。

本件は、東京都内に住む原告約30名が、減額支給決定が違憲違法であるとして、各市区町村に対して保護費減額処分を取り消しを求めるとともに、違法な生活保護基準を策定したこと自体の厚生労働大臣の過失を問い、国に対して国家賠償を求める裁判である。なお、本件訴訟のことを、通称「はっさく訴訟」と呼んでいるが、これは、第1回の引き下げが2013年8月1日に行われたことから、旧暦の八月朔日にちなみ、同日を決して忘れないという意味で名づけられた。

#### 2 本件引き下げに至る経緯

2012年12月の衆議院議員総選挙に際して、自民党は「給付水準の原則1割カット」をマニフェストに明記し、選挙の結果、自民党が大勝をして政権を奪還し、奪還直後には、これに符合する最大10%の生活扶助基準引下げの方向性が示された。このような経緯からすれば、今回の引き下げは、

当初から引下げ自体を目的とした政治的意図により実施されたことは明らかである。

また、国は、専門家による客観的な検証のために設置された基準部会の審議内容を見・軽視し、生活扶助相当CPIという独自の基準を用いて引下げの根拠としている。政治意図に沿った、極めて恣意的に作られた基準を用いて引下げを正当化するものであり著しく不合理である。

### 3 訴訟の進行状況

2020年1月1日時点で、訴訟は第14回口頭弁論期日が開かれた段階であるが、生活保護バッシングが吹き荒れる中、意を決して立ち上がった原告の方々の生活実態を訴える悲痛な意見陳述に、他の原告、傍聴人および弁護団は心を打たれている。

また、弁護団では、生活保護基準が策定された経過、特に、どうしてこのような引き下げ幅になったのか、その根拠、計算方法等を明らかにするよう被告らに対し繰り返し釈明を求め続けていることは、昨年の特別報告で述べたとおりであるが、現時点でも被告らは具体的な回答を拒否し続けている。

弁護団としては、これまでに明らかにされた材料から（あるいは被告らが求釈明に対する回答をしないこと自体から）要考慮事項の不考慮あるいは不可考慮事項の考慮など厚生労働大臣の裁量権の逸脱濫用があったことなどを専門家意見書等の提出と合わせて主張立証していく予定である。

### 4 生活保護を取り巻く状況

このような訴訟が全国で訴訟提起され、引き下げの違憲・違法性が争われている中で、また、多くの反対意見、反対運動にもかかわらず、厚労省は、2018年から、更に生活扶助基準の大幅な引き下げを強行している。

かかる引き下げについても、全国で審査請求が行われているが、当弁護団の当事者も2018年及び2019年の審査請求を行っているところであり、本件訴訟の勝訴を目指すだけでなく、本件訴訟の内外で闘っていく決意である。

## 社会保障裁判としての 「年金引き下げ違憲訴訟」

東京法律事務所 本田 伊孝

1 2015年2月、先陣を切って鳥取県が24名の原告団で提訴に踏み切った「年金引き下げ違憲訴訟」は、現在、全国で5000名を超える原告団を組織し、39地裁提訴、昨年の秋以降、各地で証人調べが実現している。

一方で、不当判決を言い渡した札幌事案は、札幌高裁でのたたかいが始まっている。全国で100名を超える団員が年金引き下げ違憲訴訟に結集している。

違憲訴訟の意義を述べる。

2 2000年から2002年の3年間、国は経済デフレ局面下の高齢者の生活に配慮し、物価スライドを適用せず、年金を据え置いた。以来十数年、高齢者の生活状況は低下するばかり。ところが、国は2012年、据え置いた年金を「本来水準」に戻し、年金支給額を2.5%減額した。

さらに、国は、「少子高齢化が進む中、年金制度を維持するため」と言い募り、毎年1%前後、年

金を引き下げる「マクロ経済スライド」を発動し、際限なく年金を引き下げる政策を押し進めている。

原告団は憲法で保障された生存権、財産権、幸福追求権が侵害されたとして、憲法違反を正面から問うている。

国は年金をはじめとする社会保障政策に関して、「財政難」、「制度の維持」、「世代間の公平」などという決まり切ったワンフレーズで通してきた。

しかし、裁判の中で、なぜ年金を減額しなければならなかったのか、筋道だった説明をしなければならない立場に追い込まれつつある。裁判では、以下のような問題が論争されている。

#### ① 年金減額に対する司法審査基準

国は堀木訴訟最高裁判決を持ち出して、立法府の広範な裁量を主張している。しかし、本件はいったん決められた年金支給額を後になって減額することが許されるかどうか問われている事件である。憲法25条2項が「社会保障の向上及び増進に努めなければならない。」と定める以上、厳格な主張立証が求められる。

#### ② 国は説明責任を果たさなくてよいのか。

国際人権規約A規約（社会権規約）は、国が減額などの後退的な措置をとる場合には、その必要性や合理性について主張立証しなければならないとされている。

#### ③ 公的年金は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しなくてよいのか。

国は公的年金だけでは暮らせない高齢者がいることは認めたが、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」は社会保障制度全体で保障すべきもので、「年金だけで生活できなければ、生活保護を受ければよいではないか」と主張している。しかし、生活保護は生活困窮者を助け、自立を助長することを目的としているが、稼働能力がなくなった高齢者に「生活保護を受ければよい」というのは、高齢者の実態を無視したものといわざるを得ない。月額10万円にも満たない年金生活を強いられている高齢者が年金受給者の4割を超え、高齢無年金者の総数は国も十分に把握できていない。

公的年金制度は、それ自体として高齢者の健康で文化的な最低限の生活を支えるに足りるものでなければならない。

#### ④ 減額は年金受給権の侵害ではないのか。

公的年金の受給権は、高齢者の生存権を実効あらしめるための財産権であり、憲法29条1項により保障されている。

最高裁判例（昭和53年7月12日判決）に照らし、高齢者の生活に直結する年金を慎重な審議を経ないまま減額し、重大な生活上の不利益を被らせることは、財産権を侵害する。

#### ⑤ 国の弁明

国は「世代間の公平」をあげるが、なぜ特例水準を維持すると現役世代との「世代間の公平」に反するのかについて、国はまともな論証をしていない。

さらに国は「特例水準の解消」による「マクロ経済スライド」の実施を減額の理由にあげるが、そもそも、「マクロ経済スライド」は年金の実質的価値を損なうものであり、憲法違反の制度である。

### 3 各地で原告側から証人申請した証人尋問が始まった。東京年金裁判でも、昨年9月下旬、10月上旬と2期日での証人尋問が実現した。

全労連副議長には、現役世代が年金引き下げを望んでいないことを証言してもらい、被告国の「支

給額高止まりで現役世代に不満が生じている」と言い分を弾劾した。そして700名を超える原告団の中から、一人一人の思いを語ってもらう10名を超える原告が年金引き下げによる被害を証言した。

- 4 貧しい年金制度のもと、「下流老人」に追い込まれた高齢者の怒りが、ここまで運動を広げたといえる。原告一人ひとり、年金額に違いはあるが、自らの老後の生活を、自らの手で支えようと思い、長年にわたって保険料を納めてきた。そこには年をとってからの自らの生活を自らの力で守ろうとする思いが強くある。裁判運動の広がりの中で、最低保障年金制度の実現をはじめ、社会保障政策がより良い方向に進むよう取り組んでいきたい。

## ◇教育

### 1 年単位の変形労働時間制ではなく、 「せんせいふやそう」の実現を！

東京法律事務所 加藤 健次

#### 1 誰も否定できない教員の長時間労働の実態

教員の長時間労働の実態が大きな社会問題となっている。2016年の文科省勤務実態調査によれば、平日の在校勤務時間の平均は、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分である。2006年調査時に比べ、所定労働時間は1日8時間から7時間45分に短縮されているにもかかわらず、労働時間は増えている。小学校の3割、中学校の6割が月80時間という過労死基準を超える労働を行っている。この調査結果は、学校が「ブラック企業」化していることを示しており、教員のなり手が減る、学校現場で教師が足りない、という深刻な事態をもたらしている。

#### 2 根本問題を回避した文科省の方針

文科省は、調査結果に示された実態は、わが国の公教育の「持続可能性」に関わる深刻な問題であるとして、中央教育審議会（中教審）で解決策の検討が行われた。中教審は、2019年1月25日、中教審は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」という答申を発表した。

この答申を受けて、2019年臨時国会に、①教育公務員に1年単位の変形労働時間制を導入することを可能にする、②教育公務員の「在校等時間」の上限を定める、ことを主な内容とする給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）改正案が提出された。

長時間労働の根本原因は、いうまでもなく業務に比して教員の数が不足していることにある。にもかかわらず、中教審答申と今回の改正法は、教員の定数増という根本問題を最初から除外している。これでは、どのような「改革」を行ったところで、教員の長時間労働を解消することはできない。この点をまず指摘しておきたい。

### 3 1年単位の変形労働時間制は「百害あって一利なし」

政府は、教員が夏休みにまとめて休暇を取得しやすくするために1年単位の変形労働時間制を導入すると説明している。これによって、少しでも教員現場の「ブラック」なイメージを払拭したいというのだ。

しかし、所定労働時間が延長されることは、教員の生活サイクルに重大な影響を与える。長時間労働の解消といいながら、学期中の所定労働時間を増やすなどというのは、本末転倒の議論にほかならない。

また、夏休みにまとめて休暇を取得するために変形労働時間制を導入する必要は全くない。教員の有給休暇取得の平均日数（2016年度）は、小学校で11.6日、中学校で8.8日である。5日以下が小学校で9.6%、中学校で20.8%もいる。「夏休みに休暇を」というのであれば、まず有休を確実に取得できるようにすべきである。また、自治体によっては、8月に閉庁日を設けることによって勤務時間を軽減しようとしている試みも始まっている。

そもそも、公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条件はない。

第1に、厚労省は、1年単位の変形労働時間制は、恒常的残業がある職場には適用できないと説明してきた。また、1年単位の変形労働時間制では、1日10時間、週52時間を超えて労働させてはならないという要件がある。実態調査の結果からは、およそ要件を満たせないことは明白である。

第2に、実態調査によれば、8月にも超過勤務をしているという結果が出ており、8月にまとめて休暇を取得できる保証はない。結果的に、学期中の所定労働時間だけが延長されるということになりかねないのである。

第3に、労基法では、1年単位の変形労働時間制を導入するためには、労使協定が必要とされている。しかし、公務員は不当にも労働基本権が制約されており、地方公務員法58条では、1年単位の変形労働時間制を明確に除外している。ところが、改正案では、労使協定を条例と「読み替え」て変形時間制を導入するというのである。しかし、労働者の同意の重要性から考えて、このような「読み替え」には無理がある。このようなやり方で労基法の要件を改悪することは、労働の最低基準を法律で定めるとする憲法27条、労働基本権を保障する28条に違反するものといわざるを得ない。

結局、1年単位の労働時間制は、結局のところ、長時間労働の解消の役立たないどころか、その実態を覆い隠す「いちじくの葉」となりかねない。まさに「百害あって一利なし」なのである。

### 4 実効性のない「在校等時間」の上限規制

今回の改正法のもう一つの柱は、「在校等時間」の上限を画する「指針」を設けることである。上限は、原則月45時間、年360時間であるが、昨年の労基法改正による残業時間の上限規制と同様の例外規定が設けられている。

さらに、労基法のような違反に対する罰則規定はなく、労働基準監督署のような第三者的監督機関もないから、その実効性はきわめて疑問である。

さらにいえば、「在校等時間」は、本来労働時間であり、所定労働時間を超えて労働している以上、時間外割増手当を支払うべきである。

にもかかわらず、「在校等時間」という、ごまかしの言葉を使って、あくまでも時間外労働を認めないのが、現在の政府・文科省の姿勢である。このような立場に立つ限り、有効な労働時間規制は期待できない。

## 5 法案審議をてこに教員の長時間労働の抜本的解消の運動を

今回の改正法には重大な問題があるが、国会審議の内容や付帯決議を活用して、今回の法改正を教員の長時間労働解消のための契機とすることは十分に可能である。

### ① 教員の長時間労働の抜本改正の世論を広げる

教員の長時間労働がもはや放置できない実態にあることは明らかである。このことを学校内や教育関係者だけでなく、保護者や地域の労働者の共通認識としていく努力がまず必要である。そこから「せんせいふやそう」の世論を広げていくことができる。

### ② 1年単位の変形労働制導入をやめさせる

1年単位の変形労働制を定める条例の具体的内容や条例作成の手順は全く具体化していない。法改正をしても、実施までにはいくつものハードルがある。とりわけ、現場の教員の意見を反映させることは不可欠であるし、それなしに実施することは不可能である。また、萩生田文科大臣は、現在の労働時間の削減が変形労働時間制導入の前提問題であると繰り返し答弁している。

職場の議論を活性化させ、変形労働時間制を導入させないだけでなく、業務の削減や定数増の要求を強めていくことが求められている。

### ③ 給特法の抜本改正を

教員の長時間労働が蔓延している原因の一つに、給特法が労基法37条の適用を排除して、時間外労働を一切支払わないとしていることにある。文科省は、この規定を楯にとって、時間外労働を「在校等時間」とごかまして、不払い残業を正当化しているのである。働いた時間を労働時間として認め、残業には割増手当を支払う、この当たり前のことを認めさせることが重要である。

### ④ 日本の未来のために教育予算の抜本増を

「子どもたちと向き合う時間を増やしたい。」これが多くの現場の教員の切実な願いである。教員の定員増はこの願いを実現し、子どもたちの教育条件の改善につながるものである。

GDPに対する日本の教育予算は、先進国の中でも低水準にあると言われ続けてきた。このことが教員の定数増を妨げ、高い学費と劣悪な奨学金制度をもたらしている。子どもたちの教育を受ける権利を保障し、未来の展望を切り開くためには、教育予算を抜本的に増額することが待ったなしの課題となっている。

この間、安倍首相が高額兵器を「爆買い」し続けているが、その際、「財源」が問題とされたことはない。戦争のためではなく、人を育て活かすためにこそ税金は使われるべきではないのか。教育予算の抜本増を求める世論を大きくして、教員を大幅に増やし、長時間労働を解消することを呼びかけたい。

## 新宿区における教科書採択の取り組み

東京法律事務所 長谷川 悠美

### 1 教科書・新宿ネット

新宿区では、「教科書・新宿ネット」という団体を作り、教科書採択運動を行っている。

「教科書・新宿ネット」とは、子どもたちの教育と教科書について関心をもつ保護者などの区民や教職員、弁護士などをつくる新宿内のネットワーク組織であり、市民の声を新宿区の教育行政に

届けるという趣旨で作られた団体である。教科書・新宿ネットには、新宿区民や教職員OBに加え、あかしあ法律事務所から2名（大久保佐和子団員及び赤川理恵氏）、東京法律事務所から3名（長谷川悠美団員、川口智也団員及び富田布由子氏）が参加している。

## 2 道徳教科書採択に関連する活動の内容

### （1）新宿区における教科書採択の手続きの流れ

従前より新宿では、教職員や保護者等の意見を反映して教科書を採択する仕組みが取られてきた。新宿区の教科書採択までの手続きの流れは、下記のとおりである。

①各校で教科書をABCでランク付けして、全校分合計した「学校報告」と、調査委員会（区から委嘱された数名の教員と各教科担当校長で構成される）がABCでランク付けした「調査委員会の報告」を作成し、審議委員会に提出する。

②審議委員会（12名で構成、校長・教員、指導主事、PTA代表・学識経験者が4名ずつ）が、各教科書をABCでランク付けをして教育委員会に答申する（「審議委員会の答申」）。

③教育委員会は、「学校報告」・「調査委員会報告」と「審議委員会の答申」を踏まえ、教育委員自身でも調査研究を行った上で、教科書採択を行う。

### （2）教科書・新宿ネットの教科書採択に対する取り組み

教科書・新宿ネットでは、教科書採択の年には必ず、

- ・教育指導課長と面談し要望書を提出する
- ・展示会アンケートを記入する
- ・教育委員会を傍聴する

という取り組みを行っている。

2019年は小学校教科書採択の年であったため、6月11日に教育指導課長と面談し要望書を提出し、その後6月末までにかけて、所員や知り合いを誘って教科書展示会に行き見本本を閲覧の上アンケートを記入し、事実上の教科書採択をする教育委員会を傍聴した。

### （3）今後の団東京支部に求められる取り組み

2020年は、中学校教科書採択の年なので、新宿・教科書ネットでは、引き続き取り組みを行う。

中学校の社会科の教科書には、「つくる会」系の育鵬社の教科書が出版されるので、教科書採択の対象となる。

そのため、とくに重要な年として位置づけており、上記の毎年の取り組みに加えて、学習会企画等も行いう予定である。

近年、各地域では、新宿のみならず、教科書採択の取り組みを継続的に行っている。そのため、東京都内の各区や各市では、育鵬社の教科書が採択されているところは少なくなってきた。

しかし、都立の中高一貫校や特別養護学校の教科書は、都の教育委員会で採択されている。そして、近年、都の教育委員会では、育鵬科の社会科教科書が採択されている。

新宿・教科書ネットでは、これを重大な問題であると考えており、これに対する取り組みが必要であると考えている。

そこで、新宿・教科書ネットでは、2020年2月25日（火）午前11時～12時、東京法律事務所において、全教の方を招き、まず都の教科書採択制度の学習会を行う予定である。ここで、制度上どの点に問題があるのか、どの局面でどのような運動を作る必要があるのかを共通認識にし、都の教科書採択に対する運動を作りたいと考えている。ぜひ、多くの団員の参加を呼びかけたい。

# 元日大教授らが日大理事長らに対する 損害賠償請求訴訟を提起

東京法律事務所 中川 勝之

1 2018年5月6日の日大アメフト部の選手による危険タックル・反則行為の事件に端を発したいわゆる日大アメフト問題は、事件に関する事実関係だけではなく、特に事後対応において日大として必要な措置が講じられなかったこと等から、日大自体の体制・管理運営の問題として、大きく社会問題化した。その後の他大学でもあった医学部不正入試問題ともあわせて、アメフト問題のため、日大の2018年度の補助金（助成金）は、前年度に比べて割合で35%、金額で約33億円の減額となった。

事後対応の中心となるべきであった田中理事長は、日大の最高責任者であり、その人事等に対して事実上絶大な権限と影響力を持っていたにもかかわらず、適切な事後対応として、監督らアメフト部関係者の影響を排除し、迅速かつ公正な調査をして事実確認・認定をし、これを評価して原因を分析・究明し、関係者への説明、適正な処分、再発防止策、広報等を行うべき善管注意義務及び忠実義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

それどころか、アメフト問題は当時の監督である内田氏に対する過剰な権限の付与それ自体及びその継続並びに内田氏らに対する指揮監督等の懈怠が原因であり、それは田中理事長自身の任務違背であることが白日にさらされたことから、文科省からも何度も指導がなされていたにもかかわらず、体制維持・自己保身のため、田中理事長は故意に事後対応を怠ったともいえるのである。田中理事長に次ぐ大塚学長や常務理事らも同様である。

新体制の下、再建の道を歩んでいると報じられている日大アメフト部とは異なり、日大自体の組織、体制等は基本的に維持され、その下で管理運営も従前のままであるが、入学志願者も減少しており、日大がアメフト問題やその他の問題で失った信頼を回復したとは到底言えない状況にある。

2 そうした中、日大の様々な関係者が2018年9月3日、「新しい日本大学をつくる会」（以下「つくる会」）を立ち上げ、日大理事長らを始めとする日大執行部に対し、運営上の問題点を質し、責任を問う等の活動を行ってきたが、日大執行部は何ら対応せず、学校法人日本大学としても、日大執行部に対して責任を問うこと等は行ってこなかった。

そこで、つくる会としては、日大執行部の責任を問うべく、今般クラウドファンディングを呼びかけ、無事目標額を達成し、東京地裁に対し、民事訴訟を提起することになった。

原告は「つくる会」及び元日大教授らから成る同会会員14名で、被告は日大理事長、学長及び常務理事6名（離任した内田元常務理事を含む）の合計8名である。

その請求は、概要、被告らが、連帯して、①学校法人日本大学に対し、3億5000万円を支払うこと、②原告ら各人に対し、慰謝料として5万円及び弁護士費用5000円を支払うことである。

①の本件補助金減額に対する被告らの損害賠償責任については、アメフト事件に対する日大の事後対応等について、善管注意義務違反・忠実義務違反（民法415条）及び不法行為責任（民法709条、719条）、医学部入学者選抜における不適切な事案の存在に対する日大の対応等について、善管注意義務違反・忠実義務違反（民法415条）及び不法行為責任（民法709条、719条）を問うものである。便宜上、本件当時のその余の理事らは被告らとせず、事案に鑑み、請求額

はその金額の1割程度である3億5000万円とした。ただ、原告らが日大理事長らである被告らに対して、法人である日大に損害賠償をせよという請求であり、当事者適格として、いわゆる許容規定がない場合の任意的訴訟担当等が問題となっている。

また、②のつくる会の個人原告らに対する被告らの損害賠償責任については、田中理事長の反社会的勢力との交際をうかがわせる報道に対する適宜適切に反論等を行うことに対する義務違反、アメフト事件、医学部入学者選抜における不適切な事案の存在に対する前記理事らの善管注意義務違反及び忠実義務違反の不法行為責任（民法709条、719条）を問い、愛校心ないし母校愛に対する侵害を主張している。これについても、「権利又は法律上保護される利益」であるかが問題となっている。

3 提訴した2019年10月4日は、日大創立130周年の記念日であった。

つくる会としては、被告らに対しては、本訴の推移を待つまでもなく、速やかに日大の管理運営等を改めることを求めており、法廷外での取り組みも進めている。

ご注目いただければ幸いです（弁護団は、小部正治団員、加部歩人団員と私）。

## 水面下で行われている女性差別 ～医学部の大学入試の点数操作～

あかしあ法律事務所 倉重 都

### 1 概要

2018年8月、耳を疑うニュースが入ってきた。大学の入学試験の採点の場で、水面下でこっそりと、女性受験生は性別が女性であるという理由だけで、男性受験生より、一律に一定の点数を低く抑えられる、という操作が行われている、というニュースである。

最初、言っている意味がわからなかった。公平に行われていると、信じて疑っていなかった最高学府である大学という教育機関の入学試験のことである。そんなことがあるのか？と驚愕し震撼した。

8月に発覚したのは東京医科大学だったが、その後、調査をするうちに、そのような水面下での操作を継続的に行ってきた大学が、ぞろぞろと出てきた。相当複数の大学が、「女性」という性別に対して、点数を「減点」、あるいは、「男性」という性別に対して、点数を「加点」してきたというのであった。びっくりしすぎて言葉がでなかった。

そのうちのひとつである順天堂大学が、下記のように言い訳をしたのが記憶に新しい。

「女性は、男性に比べて、コミュニケーション能力が高いから、男性受験生への救済として、女性の点数を一律下げた。けっして女性差別のつもりはありませんでした。」

医者であるお偉方が会見でこのように言ったのである。

この会見の模様をテレビを見て、テレビにリモコンを投げつけたくなかったが、壊れるからやめた。

確かに、就職活動では、事実上、男性が女性より有利に扱われたり、就職してからも、出世や給料で、事実上、男性が圧倒的に優遇されているというのは、残念ながら現在でも、当たり前のようにある事象である。

（いやいやそんなことはない、今は平等で、そんなのは過去の話だ、という声も聞こえてきそう

だが、いつの時代も、優遇されている側は、差別に鈍感であり、自分がされていない差別は見えな  
いし感じとれないものである。)

しかし、この大学入試における女性差別は、そんな「事実上」のものでもなく、「気のせい  
かもしれない」ものでもなかった。

同じ日に同じ試験を受けて同じ「素点」を獲得した受験生が、男性受験生なら加点され（大学に  
よっては女性受験生なら減点され）、最終的な評価点数に男女で差を出し、その評価点数の順の上  
から「合格者」を決めていくという方法をとっていたのである。

ドラえもんが登場する優秀ツートップの静香ちゃんと出木杉君が、テストで二人とも80点をと  
ったとしよう。答案返却の前に、先生が、こっそりと水面下で、「出木杉君は男の子だから10点  
プラスして90点、静香君は女の子だから10点減らして70点」という評価をして通知表に記入  
してから、二人に返却するということである。どれだけとんでもないことか理解していただきたい。

さらに、恐ろしいことに、今回発覚したことは、先生個人の裁量などではなく、大学が組織ぐる  
みで、男性加点（女性減点）の計算式を採用した入試選抜システムを作り、長年の間、それを毎年  
毎年継続してきた、というのである。

司法試験を受験し合格してきた法曹の皆様には実感していただけたと思うが、受験生は、1点2  
点をもぎとるのに膨大な努力をし、1点2点で泣くこともあれば安堵することもある。みんな等し  
く必死なのである。受験生のはかり知れないところで、裏でこっそりと、不公平が行われていたの  
である。司法試験なら法務省前での暴動確実である。機動隊も真っ青であろう。

この不公平システムで、いったい何人の女性受験生が泣いてきただろうか？本当は合格していた  
女性受験生が、点数操作のせいで不合格扱いとなり、もう浪人できないからと医師の道を諦めた者  
や、あるいは、それでも来年こそは！と再浪人し、もっともっと努力し親に頭を下げ高い予備校  
代を出してもらい、次年度も受験し、しかし、また水面下の不公平システムにひっかかり不合格扱  
いとなった者もいる。私には、彼女たちにかかる言葉がみつからない。ただ、一緒に悔しがらだけ  
が精いっぱいである。

## 2 弁護団の活動

私たちは「医学部入試における女性差別対策弁護団」を結成している。この弁護団に関わってい  
る弁護士は、全国で40名である。そのうち男性は5名である。ここまで男性弁護士の割合が低い  
弁護団が他にあるだろうか？この数字だけでも、いろいろ物語っている。

2018年秋、訴訟を見据え、クラウドファンディングで資金を全国から集めることを決めた。  
おかげさまで、当初に思っていたよりはるかに多くの皆様から支えられ、最終的には700万円以  
上もの活動費を得させていただくことができた。これは、この問題に対する世間の関心の高さと、  
大学への怒りを感じてくださった人が相当多くいたことをよく表している。そして、何より、実際  
に理不尽に直面し悔しい思いをたくさんしてきた多くの女性達が、被差別当事者として、私達の活  
動に賛同してくれているのである。

2019年3月に、東京医科大学に対して33名の原告が提訴し、6月には、順天堂大学に対し  
て13名の原告が提訴した。

難しいのは、法的構成だった。原告の全てが、大学の不公平な得点操作によって不合格となつた  
わけではないからである。

しかし、当初から私たちは、教育機関である大学がそのような不公平な入学試験を行ったこと自

体の責任を追及したいと考えていた。

仮に、受験生が、不公平な入学試験を実施することを事前に知っていたら、そのような大学なんて最初から目指さなかったであろうし、その大学のための受験勉強なんてせず、他の大学に合わせた受験方針（科目や傾向と対策など）をとることができたはずだからである（医学部の入試は、各大学に特色があり、目指す大学に合わせた受験勉強をするようであり、予備校も細分化している。）。

そのためにどのように構成するかを議論した。法的構成の案として、受験契約の不履行などというものがあつたが、最終的には不法行為で追及することとした。

さらに、次は、何を大学側の不法行為と捉えるか、であつた。

議論した末、「女性というだけで点数を不利に操作するような著しく不公平な試験を行うことを、大学側がすでに決定していたにもかかわらず、そのことを隠して、あたかも公平な試験を実施するかのように装って、受験者を募り、受験させ、予定どおり著しく不公平な試験を行った一連の行為」を大学側の不法な行為と捉えることにした。

現在、2つの訴訟が係属中である。

### 3 不公平な入試が露呈したあと

東京医科大学の男女差別入試の発覚をきっかけとして、複数の大学が、組織的に男女差別入試を継続的に行ってきたことが、社会に露呈した。

そのため、露呈後の2019年度の入試の動向に興味深く見ていた。

案の定、2018年度までは、男性の合格率が、女性の合格率よりもだいぶ高かった複数の大学が、2019年度は、男女の合格率がほぼ同じという結果になり、逆に女性の合格率の方が高かった大学もあった。

男女差別入試が発覚してしまい、各大学がしぶしぶ差別を無くして男女を平等に扱っただけの結果である。

是正されたのは喜ばしいことではあるが、いかに今まで、水面下でこっそりと女性の足を引っ張り、男性に高い下駄を履かせてきたかが、あまりにもわかりやすかったので、さらに暗く悔しい気持ちになった。

### 4 結び

今回、たまたま、大学医学部の入学試験が、裏でこっそりと男女差別を行ってきたことが発覚したが、私たちは、これは「氷山の一角」にすぎないと認識している。残念ながら、2020年の日本社会においても、まだまだ発覚していない明らかな男女差別が相当あるだろう。少なくとも、司法試験はそうでないことを願いたい。

# ◇刑事

## 今市事件の現況

東京合同法律事務所 横山 雅

### 1 控訴審判決の言渡しと上告

今市事件の控訴審判決は、2018年8月3日に言い渡された。弁護団は、即日上告し、執筆時点において最高裁の判断は未だ示されていない。

上告趣意書の提出は、2018年12月17日であったため、1年以上にわたり最高裁での検討が続いている状況となっている。

これまで繰り返し報告の場をいただいて来ましたので以下では簡単に最高裁破棄されるべき原判決（控訴審判決）の内容を振り返り、上告審での弁護団活動及び勝又拓哉さんを巡る市民の運動状況についても報告します。

### 2 控訴審判決の概要について

結論としては、原判決は破棄されたものの、無期懲役の有罪判決であった。原判決が破棄された理由は、一審からの訴因であった自白された日時を犯行時間とし遺棄現場である山林を犯行現場とする主位的訴因が認定できず、控訴審の終盤で追加された犯行時刻を被害女兒失踪時点から翌日の遺体発見時点まで拡張、犯行現場を遺棄現場から栃木県内、茨城県内またはその周辺までと大幅に拡張した予備的訴因により有罪とされたためです。

控訴審判決は、自白を含めずに間接事実のみで勝又さんを犯人と認定できると判断しました。

間接事実の中でも、勝又さんが母親に宛てた謝罪の手紙（こんなことになってしまったが、お母さんは悪くないという趣旨が書かれた手紙）が殺人犯人であることことを極めて強く推認できるものであると認定し、遺棄現場から直線距離にして約40キロメートル離れたNシステムの通行記録を次に推認力のある間接事実として認定し、その他の間接事実（勝又さんの飼い猫と遺体に付着した猫の毛のミトコンドリアDNA型の一致等）は、犯人であることと矛盾しないというレベルでの認定にとどめながら、間接事実を総合すれば犯人であると認定できるというのが控訴審判決の認定であった。

一審判決は猫の毛のミトコンドリアDNA型を控訴審判決よりも重視する一方、謝罪の手紙については多義的解釈が可能で、間接事実のみでは犯人とは言えないという認定だったため、控訴審判決は、極めて手紙を重く見て犯人性を認定したことになる。

また、控訴審判決は自白について、殺害犯人を自認する部分を超えた犯行状況等の供述は信用性がないとしました。この評価がこの判決の中でもっとも私が個人的に納得の行っていない部分になります。

控訴審判決は自白をこのように評価した理由として、より大きな刑事責任を免れるための虚偽供述と認定していますが、そもそも勝又さんの当初の自白は殺人のみの自白ではなく強姦殺人の自白でしたが、客観的に強姦の形跡がなかったため猥褻行為に修正された自白になっていったという経緯があ

ります。

強姦殺人を自白していたにもかかわらず、その点は何らの評価もせずにより大きな刑責を免れるための虚偽自白というのを具体的な証拠による認定もなしに一方的に認定した控訴審の判断に全く納得がいかないというのが個人的感想である。

さらに、被害女児の頭部に付着していた粘着テープから採取された核DNA型は、被害女児のものでも勝又さんのものでも関係捜査官のものでもない型が発見されていた点については、その付着状況が不明であり犯人性の認定を覆すものではないという評価のもと簡単に一蹴されてしまった点も、事実認定の在り方に疑問を抱かざるを得ないものであった。

なお、注目された取調べの録音録画については、実質証拠としては利用しない旨の公判前整理手続等の経過がありながら、供述の信用性の補助証拠として採用し、再現された被告人の供述態度等から、直接的に被告人の犯人性の事実認定を行ったことは刑法317条に違反するという認定であった。

### 3 上告審での弁護活動について

前述のとおり、上告趣意書は2018年12月17日に最高裁に提出している。上告趣意書提出後、記者会見を行ったが、かなりマスコミや世間の関心は薄れて来ているというのが率直な感想です。

上告趣意書の内容は、各論点の問題点を指摘するにとどまらず、いわゆる大阪母子殺害事件(最判平成22年4月27日「認定された間接事実中に被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない(あるいは、少なくとも説明が極めて困難である)事実関係が含まれているとは認められない」)を引用し、事実認定上の根本的な問題点を指摘し、裁判員裁判における控訴審での訴因変更の問題点等を指摘するものとなっています。

また、本件の控訴審判決に対しては学者や元裁判官等の多数の専門家から批判的な論文が多数執筆されているため、かかる論文を全て証拠として提出し、原判決の問題点を繰り返し指摘している状況である。

さらに、手紙を含む全供述経過について、浜田壽美男奈良女子大学名誉教授に改めて鑑定を依頼し、鑑定意見補充書を作成していただき、昨年末に提出する等している。

残された課題として、Nシステムの問題があり、現在、事件現場を含む北関東全域のNシステムの分布状況を調査し、改めて証拠開示を求めていくことを検討しているところである。

### 4 市民の運動状況について

控訴審判決後、マスコミの関心は薄れている状況にはあるが、この間、茨城、栃木、千葉において勝又拓哉さんを守る会が次々と発足し、遺棄現場の調査バスツアーや学習会等が活発に行われており、マスコミの関心とは反比例に市民の関心は強まっている状況にある。守る会の各地の会員は東京拘置所で勝又さんに接見したり、励ましの手紙を送る等、積極的な支援を行ってくれています。

本件については、団員の皆様からは物心両面での多大なご支援をいただいておりますので、是が非でも良いご報告ができますよう今後も弁護団一同奮闘していきます。

# ◇原発

## 福島原発避難者訴訟のご報告

渋谷共同法律事務所 高橋 右京

### 1 はじめに

2011年3月11日に発生した東京電力・福島第一原子力発電所の事故により、近隣地域は多量の放射性物質で汚染され、避難区域の内外を問わず、多くの住民がふるさとからの避難を余儀なくされるなど、多様かつ甚大な被害を被った。このような被害は、事故からまもなく9年が経過する現在においても続いている。

私が所属する「福島原発被害弁護団」（通称「浜通り弁護団」）は、同年10月に結成され、原発事故によりふるさとから強制的に避難させられ、ふるさとを奪われた住民による集団訴訟である「福島原発避難者訴訟」、避難区域には指定されなかったが、事故により様々な被害をこうむり続けているいわき市在住者による「いわき市民訴訟」など、原発事故の被害者による多くの集団訴訟を手掛けている。本稿ではこのうち、「福島原発避難者訴訟」について、現在仙台高等裁判所に係属する同第一陣訴訟を中心に報告する。

### 2 福島原発避難者訴訟の概要

#### （1）経過

ご存じのとおり、原発事故以来、全国の裁判所で、原発事故の被害者による多くの集団訴訟が提起されているが、私たち弁護団が担当する「福島原発避難者訴訟」（以下「避難者訴訟」という。）は、避難指示により強制的にふるさとから避難させられた原発の近隣地域の住民が原告となり、東京電力を被告として、損害賠償を請求している訴訟である。

原告はいずれも、原発事故発生当時、避難区域である南相馬市、浪江町、川俣町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川内村に居住していた住民であり、多くは現在も福島県内外において避難生活を強いられている。また、一部避難指示が解除された区域の住民で、避難元に帰還した原告についても、長期間の避難指示や放射能汚染により元のふるさとの姿は失われ、事故前の生活を取り戻すことはできていない。

2012年12月3日、福島地裁いわき支部において第1次提訴が行われて以降、複数回の提訴が行われてきたが、2017年10月に、第1次～第2次原告（第1陣、原告数216名）と、川俣町山木屋地区住民を中心とした第3次以降の原告（第2陣、現時点で374名）につき弁論が分離され、2018年3月22日、第1陣原告につき判決が言い渡された。この判決の内容は、後に述べるとおり、原発事故被害者の救済・東京電力の責任追及、いずれの観点からも非常に水準の低い、極めて不当な判決であった。そのため、第1陣原告は、直ちに仙台高裁に控訴した。

他方、現在も、前述の第2陣訴訟の他、富岡町住民を中心とした第3陣訴訟（原告数162名）、南相馬市住民を中心とした「南相馬訴訟」（原告数151名）が、福島地裁いわき支部に係属中である。

## （２）請求内容

原告らは、原発事故によりある日突然、住み慣れたふるさとから強制的に避難させられたことにより、ふるさとでの生活をまるごと奪われた。その被害の特徴は、地域生活の破壊にある。原発事故は、その周辺の広大な地域において、そこで生活していた多数の住民全員に全面的・長期的な避難を強いることにより、地域での平穏な生活を奪った。そして、大切な家財や住宅、生業の基礎である農地などの資産を損傷するだけでなく、そこでの家庭生活、職業生活、地域生活も破壊した。その結果、住民たちの「包括的な地域生活利益」というべき地域の諸機能を破壊し、住民たちに有形無形の財産的損害を与えたことが、放射能公害の特徴である。

またこのような被害とは別に、原告たちは、避難先において、仮設住宅などでの不便な生活や避難先住民との軋轢、避難者への差別・偏見など、避難生活による様々な精神的被害を被り続けている。

このように、原発事故により避難を余儀なくされた原告らが被った損害は、非常に多種・多様に及ぶ。このため、避難者訴訟において原告らは、以下のような損害の賠償を請求している。

### ① 避難生活に伴う慰謝料（避難慰謝料）

1 人月額 50 万円

### ② ふるさと喪失（剥奪）慰謝料

1 人 2000 万円

### ③ 居住用不動産の賠償

当該不動産の「時価」ではなく、事故前と同等の住居の再取得に必要な価額

### ④ 家財

当該家財の「時価」ではなく、事故前と同等の生活の再取得に必要な価額

＊ただし、東京電力に対する直接請求により受領済みの慰謝料・賠償金は既払い金として控除。

## （３）第 1 陣・第一審判決

第 1 陣訴訟の原審で、原告・弁護団は、ほぼ全世帯の原告本人尋問、3 回にわたる現地検証、環境経済学者の除本理史教授の証人尋問など、被害の実相を立証するため、万全の主張・立証を尽くしてきた。

しかし、2018 年 3 月 22 日に言い渡された第 1 陣・第一審判決の内容は、不当極まりないものであった。同判決は、本件の「被侵害利益」がいかなるものであるかについて、一切の検討と考察を放棄した。さらに、「避難慰謝料」と「ふるさと喪失慰謝料」が、損害として全く性質の異なる損害であるにも関わらず、この 2 つを全く区別することなく、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を避難元とする原告については 1 人一律 150 万円、緊急時避難準備区域を避難元とする原告については 1 人一律 70 万円という、非常に低額の慰謝料のみを認容した。

このように、同判決は、その内容においても極めて杜撰であり、結論（認容額）という点においても到底原告らを救済しうるものではなく、極めて不当な判決であった。そこで原告らは、2018 年 4 月 4 日付で、仙台高等裁判所に控訴した。

## 3 控訴審における審理

仙台高裁における控訴審においては、原告らは、原判決に誤りを十分に指摘・批判するとともに、あらためて損害の正当な評価及び責任の所在を基礎づける控訴理由書を提出し、さらにそれぞれの重要な争点について、多くの準備書面を提出した。

並行して、損害の立証、とりわけ事故後の時間の経過や避難指示の解除によっても損害は決して回

復していないことを立証するため、代表原告 15 名の原告本人尋問を実施した。

また、現地の状況は今も回復していないことを立証するため、現地進行協議を実施した。

さらに、原判決において決定的に欠落していた、本件における被害の性質、「故郷喪失損害」の本質を裁判所に理解させるため、環境法学者の吉村良一教授、環境経済学者の寺西俊一教授、環境社会学者の関礼子教授の意見書を提出し、さらに寺西教授、関教授については、証人尋問も実施した。なお、これらの尋問は、「フリー・ディスカッション方式」という新しい形で実施された。証言の後半は、裁判官と双方代理人が、順番や時間配分を固定しないで、適宜質問を重ねていくことで、裁判所の理解を深めていくという成果を得ることができた。

以上のような審理を経て、昨年 11 月 22 日の口頭弁論期日において、本件は結審した。弁護団としては、限られた期間の中で、とりわけ損害論の主張・立証については万全を尽くしたと自負している。

#### 4 控訴審判決の重要性

控訴審判決は、2020 年 3 月 12 日に言い渡されることとなった。

3 月 12 日とは、いうまでもなく東日本大震災が発生した 3 月 11 日の翌日であり、福島第一原発の 1 号機が最初に水素爆発を起こした日でもある。裁判所が、このような重要な日を判決の言い渡し日に指定したことには、重要な意味があると期待したい。

そして、本判決は、全国各地で提起されている原発事故被害者の集団訴訟において初めて言い渡される高裁判決であり、今後の全国の訴訟、ひいては今後の原発被害者救済の在り方に重大な影響を及ぼすものと思われる。原告団・弁護団としては、何としても勝訴判決を勝ち取り、同判決を梃に、今だ 5 万人近くもいる避難者の早期かつ全面的救済につなげていきたいと考えている。

同判決が言い渡される 2020 年 3 月 12 日から、原発事故から 10 年目を迎えることとなるが、被害者たちが事故前に暮らしたふるさと、そこでの豊かな暮らしは、全く回復せず、今も肩身の狭い避難生活や、変わり果てたふるさとでの孤独な生活を強いられている。また、多くの被害者が高齢であるため、この間、多くの避難者がふるさとへの帰還も叶わず避難先で命を落としている。本訴訟においても、判決を待たず亡くなられた原告も数多くいる。よって、一刻も早い救済が必要であり、そのためには、本訴訟での勝訴判決のみならず、世論の後押しが不可欠である。

団員の皆様には、ぜひ、本年 3 月 12 日の判決にご注目いただくとともに、引き続き、原発事故被害者の全面的救済に向け、ご支援・ご協力をお願いしたい。

## 「原発と人権」ネットワーク活動報告 特に、第 5 回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島開催

「原発と人権」全国研究交流集会実行委員会 柿沼 真利

はじめに

今回は、「原発と人権」ネットワークの活動、特に、本年開催する予定の、第 5 回「原発と人権」全国研究交流市民集会 in 福島などについて、報告いたします。

## 1 東電福島第一原発事故と第1回～第3回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島

2011年3月11日、東日本大震災、大津波、そして、東京電力福島第一原発の爆発、放射性物質漏れ事故……。この原発事故による被害は未曾有のものとなり、今なお、多くの方々が、故郷に帰ることができず、従来の生活環境、生活基盤など奪われ、苦境に立たされています。また、今後どのような健康被害などが生じるかも未知数です。

「原発と人権」全国研究・交流集会は、反核法律家協会、国際法律家協会、自由法曹団、青法協、日民協などの各法律家団体、日本科学者会議、日本ジャーナリスト会議、などが参加団体となり、2012年4月7日（土）、8日（日）の2日間、福島大学キャンパス内で、第1回目が、開催されました。その名の通り、「原発と人権」は両立しないと言う観点から、多様なテーマを取り上げ、原発問題に取り組む法律家、科学者、ジャーナリストなどが学習交流を行うものでした。

初日全体会の基調講演では、長年、原発関係訴訟（高速増殖炉「もんじゅ」訴訟、浜岡原発運転差し止め訴訟など）に携わってきた海渡雄一弁護士に、「福島第一原発事故の原因と責任」と題して、今回の東京電力原発事故の被害実態、原子力発電の持つ危険性、従来の原発関係訴訟における裁判所の誤り、そして、今後あるべき、被害者救済、脱原発の道などをお話いただきました。

次に、「現地首長は訴える」と題して、今回の原発事故で、全村避難となった福島県飯舘村の菅野村長をお招きし、全村被害によって、村の住民の方々が分散し（同じ家族でも分散せざるをえなくなった現状）、村が分断されてしまった状況などについてお話いただきました。また、東電福島第一原発立地自治体である双葉町の井戸川町長（当時）からは、「国と東電の説明を信じて来たことを悔いている、お詫びを申しあげたい」旨お話いただきました。

二日目分科会では、以下の通り、6つの分科会が行われました。

第1分科会「放射能の影響とどう向き合うか」

第2分科会「傷つき、破壊されたコミュニティの回復のために」

第3分科会「被災者救済のための『完全被害回復』・『完全賠償』を」

第4分科会「脱原発の司法判断を求めて」

第5分科会「原水爆被爆者の運動に学ぶ—広島・長崎から福島へ—」

第6分科会「原発報道を考える」

このような多様な観点からの分科会が行われ、結果、500人の方々にご参加いただき、大成功の内に終了致しました。

その後、2014年4月5日（土）、6日（日）の2日間、同じく福島大学キャンパス内で、第2回目が、さらに、2016年3月19日（土）、20日（日）に、第1回、及び、第2回と同じく、福島大学キャンパスにて、第3回目が開催されました。

## 2 第4回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島の開催

さらに、一昨年（2018年）7月28日（土）、29日（日）には、4回目となる「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島が、今までと同じく福島大学のキャンパスにて開催されました。

内容は、

### 【第1日目 全体会】

#### I 報告「福島第一原発の現状」

東京新聞・原発取材班キャップ 山川剛史さん

#### II 被害者・被災者の声

- Ⅲ 報告「現在の被害補償、復興政策の問題点と検討されるべき課題」  
福島大学名誉教授・元福島県復興計画策定委員会委員長 鈴木浩さん
- Ⅳ 記念講演「フクシマは何を問うているのか」  
東京大学教授 高橋哲哉さん
- Ⅴ 報告「原発被害者訴訟判決の成果と課題」  
弁護士 米倉勉さん
- Ⅵ 報告「原発差し止め訴訟判決の成果と課題」  
元裁判官・弁護士 井戸謙一さん

#### 【第2日目 分科会】

- 第1分科会「福島第一原発の後始末と脱原子力社会への転換」  
日本環境会議・原子力市民委員会
- 第2分科会「原発災害と政策転換」  
日本環境会議
- 第3分科会「原発事故賠償の課題と展望」  
日本環境会議福島原発事故賠償問題研究会
- 第4分科会「核兵器と原発」  
日本反核法律家協会・日本国際法律家協会
- 第5分科会「原発政策の転換とメディア」  
日本ジャーナリズム会議

というもので、最終的に、「事故の原因究明と情報公開、責任を明らかに」、「事故原発についての対応、被曝線量の確認」、「原発のない社会への実現と組織」など、合計9項目の要求を掲げた、「福島原発事故7年を経過して、私たちの訴え 国、東電が責任を持ち、地域と住民を守り、『原発のない社会』への転換を」と題する集会アピールを採択しました。集会には、300名を超える方々に参加いただきました。

### 3 今後の活動—特に、第5回集会、そして、本年3月28日（土）プレ企画

現在、安倍自民政権は、本年2020年の東京オリンピックに向け、この原発事故の問題を、あたかも「過去のこと」にしてしまおうとしています。

「原発と人権」ネットワークは、これまでの集会の成果を糧に、この状況に楔を打ち込むべく活動していきます。

具体的には、まず、本年10月頃に、5回目となる「原発と人権」全国研究交流市民集会 in 福島の開催を予定しております（具体的な開催日程などは調整中です。）。

また、本年3月28日（土）には、14:00～16:30、東京・白山の東洋大学白山キャンパスにて、第5回集会のプレ企画として、「福島原発事故から10年目を迎えて～核エネルギーとどう向き合うか」と題し、宇宙物理学者で、理学博士の池内了さん、原子力工学者で、元内閣府原子力委員会委員でもあった鈴木達治郎さんをお招きし、講演会、パネルディスカッションを開催する予定です。

今後も皆様のご支援、ご協力をお願い致します。

# ◇環境・公害

## 首都圏建設アスベスト訴訟のたたかい

渋谷共同法律事務所 森 孝博

### 1 建設アスベスト訴訟の概要

建設アスベスト訴訟は、石綿被害が建築業に集中的に現われているという状況のなかで、元建築作業従事者とその遺族が、「謝れ、償え、なくせアスベスト被害」を合言葉に立ち上がり、石綿建材の製造・販売メーカーと国の責任を追及し、甚大な被害を救済させるため、全国各地で提起して闘っている。現在、5最高裁、2高裁、5地裁に係属し、被災者原告数は合計 732 名（2019 年 9 月 16 日時点）である。

#### 【全国建設アスベスト訴訟の概要】

- ① 首都圏建設アスベスト東京第 1 陣訴訟（2012 年 12 月 5 日東京地裁判決、2018 年 3 月 14 日東京高裁第 10 民事部判決、最高裁に係属）
- ② 首都圏建設アスベスト神奈川第 1 陣訴訟（2012 年 5 月 25 日横浜地裁判決、2017 年 10 月 27 日東京高裁第 5 民事部判決、最高裁に係属）
- ③ 関西建設アスベスト京都第 1 陣訴訟（2016 年 1 月 29 日京都地裁判決、2018 年 8 月 31 日大阪高裁第 4 民事部判決、最高裁に係属）
- ④ 関西建設アスベスト大阪第 1 陣訴訟（2016 年 1 月 22 日大阪地裁判決、2018 年 9 月 20 日大阪高裁第 3 民事部判決、最高裁に係属）
- ⑤ 九州建設アスベスト第 1 陣訴訟（2014 年 11 月 7 日福岡地裁判決、2019 年 11 月 11 日福岡高裁第 5 民事部判決、最高裁に係属）
- ⑥ 北海道建設アスベスト第 1 陣訴訟（2017 年 2 月 14 日札幌地裁判決、札幌高裁に係属）
- ⑦ 首都圏建設アスベスト東京第 2 陣訴訟（東京地裁に係属）
- ⑧ 首都圏建設アスベスト神奈川第 2 陣訴訟（2017 年 10 月 24 日横浜地裁判決、東京高裁に係属）
- ⑨ 関西建設アスベスト大阪第 2 陣訴訟（大阪地裁に係属）
- ⑩ 関西建設アスベスト京都第 2 陣訴訟（京都地裁に係属）
- ⑪ 北海道建設アスベスト第 2 陣訴訟（札幌地裁に係属）
- ⑫ 九州建設アスベスト第 2 陣訴訟（福岡地裁に係属）

### 2 建設アスベスト訴訟の到達点

#### (1) 国の責任

このような全国各地での裁判の闘いのなかで、2017 年 10 月以降、5 つの高裁判決が言い渡され、いずれの高裁判決も国の責任（規制権限不行使の違法）を認めた。現在、国は建設アスベスト訴訟において 11 連敗であり、もはや国の責任を認める司法の判断は揺るぎないものとなっている。

しかも、東京高裁 10 民判決で、石綿粉じん作業に従事する労働者だけでなく、一人親方や中小事業主（以下、まとめて「一人親方等」という。）との関係でも国の責任が認められ、続く大阪高裁

4 民判決、大阪高裁 3 民判決、福岡高裁判決でも一人親方等に対する国の責任が認められ、一人親方等に対する国の法的責任も明確なものとなっている。

## (2) 企業の責任

2016 年 1 月 29 日の京都地裁判決で、初めてシェア 10%以上の企業 9 社の共同不法行為責任（警告表示義務違反）の成立が認められ、2017 年 10 月 24 日の横浜地裁判決（神奈川第 2 陣訴訟）でも企業の責任が認められた。

そして、高裁レベルにおいては、東京高裁 5 民判決、大阪高裁 4 民判決、大阪高裁 3 民判決、福岡高裁判決と、4 つの高裁判決で企業の責任が認められ、国の責任とともに建設アスベスト被害に対する企業の法的責任も明確なものとなっている。

## 3 建設アスベスト訴訟の勝利と全面解決に向けて

(1) 本年 5 月で 2008 年の首都圏建設アスベスト訴訟の提訴から丸 12 年となるが、建設アスベスト訴訟の原告 732 名（患者単位）のうち 531 名（73%）が解決を見ずにお亡くなりになった。生存している原告はわずか 27%であり、原告らの「生命あるうちの解決を」の声は極めて切実である。

そして、現在、建設アスベスト訴訟は最大の山場を迎えている。神奈川第 1 陣訴訟、東京第 1 陣訴訟、京都第 1 陣訴訟、大阪第 1 陣訴訟、九州第 1 陣訴訟の 5 事件が最高裁に係属しており、本年中に最高裁が判断を示す可能性もある。

こうした状況の中、来たる 4 月 17 日に東京地裁民事 1 部で東京第 2 陣訴訟の判決が言い渡される予定となっている。この間の高裁判決で築いた到達点をさらに前進させて、かつてない規模の最高裁闘争を構築し、一日も早い全面解決を実現したい。

(2) 泉南国賠訴訟最高裁判決、建設アスベスト訴訟の各地裁判決、そして 5 つの高裁判決により、建設アスベスト被害における国とメーカーの法的責任は一層明確となった。また、東京高裁、大阪高裁、福岡高裁で、一人親方等に対する国の責任とメーカーの共同不法行為責任が認められ、大きな勇気と確信がもたらされた。このような、建設アスベスト訴訟の流れに確信をもち、これらの判決を武器に、さらなる大きな運動を構築していけば、「建設石綿被害者補償基金」制度の創設をはじめ全面解決に向けて大きな前進を勝ち取ることができると確信している。これから出される判決も武器にさらなる大きな運動を構築し、建設アスベスト問題をこれまで以上に「政治問題化」し、「建設石綿被害者補償基金制度」を創設させ、建設アスベスト問題の全面解決を勝ち取るつもりである。皆さまには、これまで以上のご支援をよろしくお願いいたします。

# リニア中央新幹線訴訟の現状

弁護団共同代表弁護士 関島 保雄

## 第 1 ストップ・リニア中央新幹線訴訟の提起

2016 年 5 月 20 日、リニア中央新幹線沿線住民を中心とする北は北海道から南は九州までを含む原告 759 名が、国を被告にして、2014 年 10 月 17 日に国土交通大臣が全国新幹線鉄道整備法（以下全幹法という）に基づいて行った J R 東海に対するリニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画（その 1）（主として土木工事）の認可取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に提

訴して約3年半が経過した。JR東海も国側の参加人として訴訟に参加した。

その後、国土交通大臣が、2018年3月2日、JR東海に対し、全幹法に基づいて、リニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画（その2）（主として電気設備関係工事）の認可を行ったので、この認可取消を求める訴訟を2019年3月13日第2次訴訟として原告67名で提訴した。

この二つの訴訟は現在併合され原告数781名として、いずれも東京地方裁判所民事第3部（行政部）で審理されている。

この裁判は、リニア中央新幹線計画が、ネットワーク性、鉄道事業の営業の健全性、輸送の安全性、工事の安全性、環境保全の対策等がいずれも不十分であるにも拘わらず、工事計画を認可したことは、全幹法及び鉄道事業法並びに環境影響評価法に違反しているとして、その取り消しを求めるものである。JR東海も被告国の参加人として参加し実質的にはJR東海を相手にする闘いでもある。

裁判は、これまで17回の法廷を開き、東京から愛知県まで1都6県のリニア沿線住民の被害の予測と環境影響評価手続きの杜撰さを裁判所で明らかにしてきた。

現在、静岡県知事は、リニア中央新幹線トンネル工事でトンネル内に湧水する全量を大井川水系に戻さない限り工事着工に同意しないという立場でJR東海と対峙している。

JR東海は静岡県に対し全量を戻すと約束しながら、山梨県側と静岡県側の先進坑が接続するまでは、静岡県の水は山梨県に流れるのは認めてもらいたい等と主張するなど曖昧な対応を続けている。このためJR東海は静岡県内のトンネル工事に着手できない状況が続いている。其の他の都県でも残土置き場の確保が進んでいないため、工事の進行は予定より大幅に遅れている状況で2027年までの名古屋開業は困難な状況である。残土捨て場の確保は容易ではない。今回の台風による深刻な被害など具体的な残土置場が提起されたときに崩落の危険性など静岡県のような戦いを他の県でも取り組めば、リニア計画が白紙になる可能性は高い。

## 第2 工事費の負担問題

工事費用約10兆円はJR東海が全額負担するという前提で工事計画は認可された。しかし、その後2016年に法改正をして名古屋大阪間の工事を8年前倒しするというを理由に国の財政投融资から3兆円がJR東海に低利子で貸与された。全額JR東海が工事費用を負担するという前提が崩れた。リニア中央新幹線は国の工事と同列となった。

## 第3 裁判での法律的争点

### 1 原告の主張

工事計画認可手続きの違法性と環境影響評価手続きの違法性。

（1）リニア中央新幹線の工事計画の認可など諸手続きは鉄道事業法によるべきで全幹法に基づく手続は違法である。具体的には①既存の新幹線とネットワークを形成できず全幹法の対象事業ではない②民間のJR東海が建設を進める点で「新幹線」とは言えない③経営の健全性、需要供給の見通し等本来鉄道事業法に基づく厳格な諸手続きをすべきにも関わらず全幹法の簡易な手続で認可をしている④輸送の安全性を欠く。超伝導方式自体未確定な技術で安全性が確保されていない上に、トンネル構造の為、直下型地震の際の危険性、事故及び事件発生時の乗客の避難対応など安全性の確保が不十分

（2）環境影響評価法違反

- ① 施設などの具体性を欠いたまま環境影響評価が行われている点で不十分な環境影響評価であり違法である。駅などの構造、非常口の構造等も抽象的、車両基地、保守基地も抽象的で具体的な構造は不明である。
- ② 環境影響評価の段階では工事計画を明らかにせず、認可後に具体的な計画を明らかにし、計画を一方的に変更して事後アセスで済まそうとしている。全体で約6358万m<sup>3</sup>もの巨大な残土が発生するが、重大な環境への影響を与える残土処分場は殆ど決まっていないのに工事計画を認可した点で手続きが違法である。

#### 具体的事例

ア 相模原市の車両基地の具体的概要を示されたのは認可後。

イ 大井川源流部の毎秒2トンの減水対策は、環境アセス段階はトンネルからの湧水のポンプアップ案で大井川に戻すから環境影響はないとしていた。工事計画認可直後に導水路で約12km下流の大井川に自然流下で約7割復水し、残り3割はポンプアップするという案に一方的に変更。

ウ 大井川源流部での360万m<sup>3</sup>の残土置場は、環境アセス段階は扇沢、燕沢等7か所としていた。工事計画の認可後に燕沢に高さ約65m、幅300m、長さ約600mの巨大な盛り土をする案を提示して事後アセスで済まそうとしている。

## 2 国やJR東海の主張

(1) 原告らに原告適格が無いので訴えを却下すべきと主張している。

輸送の安全性や南アルプスの自然の保護を要求する権利は、個別原告の権利ではなく、国民一般公益の問題ありで原告適格を有しない。不動産の権利者も、工事認可段階では不動産の権利を侵害するものではないので原告適格が無い。生活環境等人格的利益の影響に関しても、全幹法の手続きには沿線住民の生活環境を配慮する手続規定が無いので、原告適格が無い。

(2) 輸送の安全性、経営の健全性、需要見通しについては、JR東海を建設主体及び営業主体に指名し、整備計画を作成しJR東海に建設を指示した過程で、リニア方式の輸送の安全性、経営の健全性、需要見通し等鉄道事業法の営業許可と同種の審査が行われているので問題はない。

(3) 施設の特定性について

新幹線の工事計画の認可の段階で要求される施設等の特定性は、新幹線は長大で、施設等の熟度が至っていない段階で計画を認可することから、特定性は鉄道事業法のように詳細なものは要求されていない。

(4) 環境影響評価における施設等の特定性について

環境影響評価において、施設等の特定性は法律で要求されておらず仮定の施設の形状等で必要な範囲の環境アセスを行っているので問題はない。環境保全措置に関しても国土交通大臣の広範な裁量が認められている。

## 第4 裁判所は原告適格に関して中間判決を下すと決定

裁判所は昨年12月20日の弁論で3月30日に原告適格に関する中間判決を出す旨を決定した。

中間判決で原告を絞ることで立証範囲を狭めようとしている。

どのような中間判決になるのか、例えば輸送の安全性や南アルプスの自然を護る原告だけを切り捨てるのか、土地立木等不動産の所有者も切り捨てるのか、生活環境の影響を受ける原告の中で一定の距離範囲以外の原告まで切り捨てるのか、今後の裁判の闘いは重大局面を迎えた。

# ノーモア・ミナマタ

## 第2次国賠東京訴訟の状況

さいとう法律事務所 齊藤 園生

### 1 水俣病訴訟、証拠調べ段階へ

熊本、大阪、東京、新潟で争われているノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟は、今年、いよいよ証人調べの段階に入る。2020年1月からは熊本で、7月からは大阪で証人調べる期日がすでに指定された。

東京訴訟は、裁判官の忌避を行った関係で、半年以上審理が空転したため、最も進行が遅くなっている。しかし、昨年11月に裁判長が交代(通常の異動と思われる)。新しい裁判長の下で判決を取ると決め、少なくともあと1年で主張を終え、証人調べの段階に入りたいと考えている。主張は大詰めを迎えているが、現在の論争点は大きく分けて2つあると考えている。

1つはメチル水銀汚染と症状との因果関係をどのように認定するのか。特に疫学的知見をどう活用するのか。新潟水俣病についての平成29年11月29日東京高裁判決は、疫学的知見を有力な間接事実として、因果関係を判断している。しかし、これに真っ向から反する平成30年3月23日東京高裁判決も併存している。原爆訴訟等では活用された疫学的因果関係の考えは、こと水俣訴訟ではなかなか裁判所に認めてもらえない。ここをどこまで認定させるか。

2つ目は原告らの症状が確実にあるとの心証を取らせること。この点国は、日本神経学会に意見照会を求め、神経学会からの回答を証拠として提出した。回答の内容は、神経系所見は神経内科の認定医でないと困難であるとか、遅発性の水俣病というのは医学的に考え難いとか、症状が変動するのは水俣病では考えにくいなど、従来の国の主張そのままの回答である。それもそのはずで、国からの意見照会「(国は)・・・と考えていますが、貴学会はどう考えますか」式の照会で、要するに国の見解にお墨付きを与えろ、と言わんばかりの照会であった。怪しげな神経学会意見書よりも、原告らの症状を診断した医師の所見のほうがよっぽど信用性があるという立証は必要不可欠である。

### 2 水俣病をめぐる最後の闘い

歴史的に見れば、水俣病問題は、被害者が加害企業、国・県に賠償をもとめて裁判を闘い、救済制度を作らせ、原告以外の被害者にも救済制度を適用させる、ということの繰り返しだった。いったん救済策を作っても、国や県はその制度を骨抜きにする抵抗を繰り返してきたからである。今回の特別措置法による救済も、わずか実質2年半で申請窓口を閉じて新規申請を打ち切り、しかも国の検診は極めて雑であるうえ、決定に不服申立制度もない。

結果として、特措法の申請はしても理由もよくわからないままに却下された者、水俣病の症状があるのに、特措法の存在自体を知らないで申請をそもそもしなかった者が取り残された。確かに症状は初期の劇症患者とは違い軽症であるが、確実に被害がある。この被害をどこまで救済するのか、少なくとも加害者である国が被害者の対象範囲を決めるなどという矛盾を解決しないと、解決には至らないと考えている。

この訴訟は、「すべての被害者救済」を合言葉に、取り残された水俣病被害を救済するため提起した訴訟である。個人的には水俣病をめぐる、今度こそ最後の闘いになると思っている。

# 江戸川区スーパー堤防差止等訴訟報告

東京東部法律事務所 大江 京子

## 第1 はじめに

2014年11月12日、東京都江戸川区北小岩地域（「本件地域」）に居住する地権者ら4名が、被告国に対して、スーパー堤防事業にかかる盛土工事の差止を、被告国及び被告江戸川区に対して、国家賠償請求を求めて提訴した裁判（江戸川区スーパー堤防差止等訴訟）の控訴審において、2019年7月16日、東京高等裁判所民事第19部（裁判長都築政則）は、控訴人らの控訴をいずれも棄却する不当判決を言い渡した。

文書提出命令を国に対して認めるなど期待されていた東京高裁の裁判体も、結局は一審同様、国を負かすわけにいかないという結論ありきの判決であり、行政追従の裁判所の姿勢に対して強く抗議をし、控訴人ら4名は、上告申立及び上告受理申立を行った。現在訴訟は最高裁に係属中である。

## 第2 控訴審判決の問題性

### 1 国の法的権限について

#### （1）控訴人らの主張

控訴人らは、土地区画整理事業に基づき住民を立ち退かせた上で、その空白を利用して、区画整理事業の主体ではない国土交通省がスーパー堤防の盛土工事をするという本件事業で国土交通省・江戸川区が用いた手法について、法律上の権限を欠く違法な工事であると一貫して主張してきた。

工事について規定する土地区画整理法80条が、仮換地指定処分の対象となった土地上において許容しているのは、施行者又はその命じた者若しくは委任した者による土地区画整理事業の工事であるから、国が実施するスーパー堤防事業についての法的権限を80条に求めることは不可能である。国土交通省と関係の深い財団のリバーフロント研究所による研究論文も「そもそも河川管理施設を設置し（通常の河川区域よりは弱いにしても高規格堤防特別区域でも）、その保全のための公法上の制限をかけるにも関わらず、民法上の土地の権原を不要と考えること自体に無理がある。」「高規格堤防整備は、土地収用を前提としない任意の事業であるため、河川管理者としては高規格堤防整備の盛土や盛土に伴う移転について土地所有者の同意が必要である。」などと指摘している。

これに対し、被告国は、土地区画整理事業の施行者である被告江戸川区は、本件地区について、土地区画整理法100条の2に基づく広範な管理権を有している。その管理権に基づき、江戸川区は、国に盛土工事を行わせる内容を含む本件基本協定書を締結し、国は、この合意に基づき工事を行っているから適法と主張する。1審判決も、被控訴人江戸川区は、被告国に対して、土地区画整理法100条の2の管理権に基づき、本件区域内の土地に本件盛土工事を行わせる権限を有しているから、被控訴人国は、本件基本協定に基づき、被控訴人江戸川区から、本件盛土工事を行う権限を付与されており、被控訴人国による本件盛土工事は法的権限に基づいてなされたと結論した。

しかし、区画整理法100条の2は、国の工事権原の法的根拠になりえないことは、条文文言からも、区画整理法の構造からも、立法者の意思からも明らかである。行政が私人の権利を侵害する場合には、法律の根拠がなければならない（法律の留保原則）。法律の留保原則は、行政活動に関する国民への予測可能性を確保し行政による恣意を排除することによって国民の自由を確保することを目的とし、法の支配・民主主義社会にとっての不可欠の原理である。本件においては、国が、私人の所有地上において、所有者の同意なく、大規模な土地の形質変更をともなう盛土工事を行う権限の有無が問われている。まさに、法律の留保原則が問われる場面であった。

## （2）控訴審判決

しかし、控訴審判決は、①道路法や河川法など他の公物管理法においては「工事」が「管理」に含まれていること、②土地区画整理法の「管理」には土地の改良等の権限を含み、土地区画整理事業の工事以外の工事を含む行為を施行者に認めているなどとして、国土交通省による明文の規定に基づかないスーパー堤防工事にお墨付きを与えた。この点の控訴審判決はほぼ第一審判決の丸写しであり、すでに控訴人らが控訴理由書やその後の準備書面ですでに徹底的に反論を尽くした点である。それにもかかわらず、控訴審判決は、第一審判決をそのままぞり、控訴人らの反論についてはほとんど言及せず、黙殺した。控訴審の意義を失わせるきわめて遺憾な判決である。同時に、控訴人らの論理について、控訴審が理由を付して排斥をすることができなかった事実は、われわれの法解釈が正当であることの証左でもある。

## 2 地盤の安全性について

### （1）判決の問題点

本判決では、原告側が指摘した、①千葉街道と第2街区が接する付近の第2街区北側部分の脆弱性、②その他の部分の盛り土部分に軟弱層がみつかったこと、③地盤に強度のバランスが取れていない箇所がみられ、不同沈下を生じさせ、また、大地震時での揺れ方（振動特性）にも差が出て、建造物への悪影響が懸念されること、④プレロードの結果の沈下から判明する不同沈下の危険性、⑤雨水は、本件施工区域の地盤改良されていない部分に浸透して、水が溜まり続け、地盤改良していない盛り土地盤内を選択的に流れ、次第に盛り土の粒子間の間隙を埋めていた泥質物を洗い流して水みちを開通させ、パイピング破壊につながる可能性もあること、また、豪雨に見舞われるたびに道路の舗装と盛り土表面との隙間に水流が発生し、次第に盛り土を洗い流して道路舗装の下に空隙を生じさせて突然の陥没事故を引き起こす可能性があることなどの点について、①と②については、地耐力の調査結果と沈下の収束が見られることから問題なしとし、③、④、⑤については、具体的な主張立証がないとして否定した。

地盤の危険性について現実的な問題点を指摘したにも関わらず、判決はこれに対して正面から答えることを避けた。排斥理由も全く説得力を欠くものであり、遺憾としかいいようがない。

### （2）本件訴訟の成果

#### ① 地番の安全性に関する情報と文書提出命令

もっとも、本件訴訟では、地盤の安全性についての情報は、自分の所有地以外であっても、すべて公開すべきであるという文書提出命令が出されたことは、成果と言える。従前、行政は、地盤の安全性に関する情報については、個人情報であるとして、地点を特定できる情報の開示をすべて拒んできたので、極めて画期的な判断であり、今後に与える影響は大きい。本件訴訟でも、これを契機に、具体的な分析を進めることが可能となった。

② 盛り土整備について宅地としての安全性を全く考量していない実態

さらに、本件訴訟では、国土交通省の河川部門には、スーパー堤防整備は、宅地の整備でもあるという視点が欠けており、宅地整備としての、スーパー堤防整備の方法について検討分析・ガイドライン作成などをしてこなかったし、いまだにそれができていないことや盛り土部分の安全性欠落について、きちんとした検討分析をしていないことが明らかとなった。宅地の整備であるという視点が、国土交通省の河川部門には欠けていたという本質的な欠陥が明らかになったことは、本件訴訟の大きな成果といえる。

③ 地盤の安全性の判定には、地耐力の測定と沈下の収束が必要

本件判決は、国土交通省の担当者の判断だけに依拠して、沈下の収束が認められると認定した点で重大な問題があるものの、他方、地盤が安全だとするためには、30 KN/m<sup>2</sup>の地耐力が認められることと、沈下の収束が認められることの二つが必要と判示した。この点は重要な判断といえる。

今後は、地耐力の確保と沈下の収束が客観的科学的に認められるかをきちんと分析していくことが重要なポイントとなっていくことと思われる。

3 スーパー堤防の必要性・公共性について

(1) 控訴人らの主張

スーパー堤防に必要性・公共性が認められないことの根拠として、控訴人らは、以下の3点を主張した。

① 本件地区（北小岩地点）では越水しない

スーパー堤防は、洪水が堤防を越えてあふれても決壊しにくくする（耐越水）ための技術である。江戸川（約70 km）の河川整備状況を見ると、上流・中流は下流と比較して整備が遅れている。このため、上流で発生した大規模な洪水は、上流・中流で相当程度あふれ、最下流（河口からの距離13.5 km）の本件北小岩地点では越水しないことは明らかであること。

本件地区は、江戸川区の中でも最も標高が高い場所にあり、かつ、国が整備計画で今後30年かけて（策定が2013年なので今後4半世紀かけて）達成すべきとした毎秒5000トンの治水安全度をすでに達成し、それを上回る現況流下能力があることから、整備計画が目標とする5000トン規模の洪水が来ても越水の危険性はない。さらに、右岸左岸ともに本件地区より上流において河道目標流量を下回る区間が多数あることから、上流でまず越水が起これば流量が減少することから、本件地区では二重に越水の危険がない。スーパー堤防が超過洪水（越水）対策というなら、本件地区に超過洪水の危険はなく、スーパー堤防を作る必要性は全く存在しない。これらのことを、控訴人らは、専門家の意見書並びに、証人尋問により明解に主張立証した。

② つながらない堤防は役に立たない

スーパー堤防の整備は、「まちづくりとの共同実施」ですすめられるため、まちづくり計画がなければ一切すすまない。整備費も高額であるため、これまでも整備はほとんどすすんでいない。スーパー堤防が整備されていない部分は、越水すれば決壊するとされており、完成する見通しのないままほんの一部だけを整備しても治水対策として役に立たない。

③ 必要な治水対策が阻まれる

記録的な豪雨により、洪水が堤防を越えると水害が発生する。この際、堤防が決壊すると、大量の水が急激に氾濫し、被害が深刻化する。洪水が堤防を越えても決壊しない（耐越水）ための整備をすすめる必要がある。耐越水の技術としては、堤防の法面（のりめん）を連結ブロックと

遮水シートで保護するなどする「アーマーレビー」が確立している。ところが、国はスーパー堤防計画を維持するため「耐越水堤防の技術はスーパー堤防以外に存在しない」としている。河川行政を歪めるスーパー堤防計画に必要性・公共性はない。

## (2) 判決内容とその問題点

### ① 北小岩地点で越水する可能性はまったくないとはいえない

判決は、建設技術研究所の報告書（乙16）に「年超過確率1／300以上の規模の洪水が起これば氾濫被害が起きる」旨の氾濫シミュレーションがあること等を根拠として、「堤防が決壊する可能性がまったくないということはできない」とした。

しかし、この氾濫シミュレーションは、実際の河道（平成24年時点）を前提としていながら、北小岩地点以外で氾濫も堤防決壊も発生しないというまったくあり得ない条件のもとでされたものであり、「北小岩地点で現実的に越水する可能性があるかどうか」の判断根拠たりうるものではない。

客観的科学的にみて、年超過確率1／300以上の規模の洪水などでは、上流・中流で相当程度溢れ、最下流（河口からの距離13.5km）の本件地点の流量が減るので、本件地点で、破堤が起きることはありえない。そうした客観的科学的な事実と反するこの判断には重大な事実誤認がある。

### ② つながらない堤防でも役にたつ

判決は、スーパー堤防の「全体の完成がおおよそ不可能であるとはいえない」、一部の整備でも「高台の上の浸水しにくい住宅地をつくることができる」、「水没しやすい低地と比較すれば高台がより安全である」から避難場所として活用されることがありうる、等とした。

しかし、治水対策は、洪水から流域住民の生命・財産をまもるための政策である。「おおよそ不可能とはいえない」という対策では流域住民の生命・財産をまもれない。スーパー堤防は堤防であって高台整備事業ではないし、堤防が避難場所として役立つという判断は、国がスーパー堤防の必要性として苦し紛れに主張していることで、これをそのまま採用した裁判所（1審判決も然り）は、一般常識から著しく乖離するもので、住民の安全を著しく軽視するものである。

### ③ 必要な治水対策が阻まれるとはいえない

判決は、アーマーレビーはスーパー堤防と同程度の強度を有しないから、スーパー堤防を推進することが不合理とはいえないとする。しかし、アーマーレビーは越流水深60cmの洪水に3時間耐えられる技術である。現実の河川整備の課題に対し、「おおよそ完成が不可能とはいえない」レベルの対策に固執し、実現可能な対策をとらない河川行政は明らかに権限を濫用・逸脱している。昨年の記録的な大雨で日本全国の河川の増水、堤防決壊により大勢の方の命が奪われ、甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しい。失われなくてもよい命が失われた。治水行政の無策による人災といった生易しい総括では済まされない問題である。

## 第3 スーパー堤防訴訟が明らかにしたことと今後の課題

これまで、原告らは、2011年11月11日に江戸川区に対して、土地区画整理事業計画決定の取消訴訟（第1次行政訴訟）を、2013年11月26日に、仮換地指定処分取消訴訟（第2次行政訴訟）をそれぞれ提起し、今回、東京高裁で判決が出された本件の差止め等請求訴訟（民事訴訟）は、スーパー堤防事業に関する第3次訴訟となる。二つの行政訴訟については、すでに、最高裁決定により敗訴が決定し、差止等請求訴訟が現在、最高裁に係属中である。

昨年の報告でも述べたが、これまでの一連のスーパー堤防裁判によって、またしてもわが国の治水行政の深刻な問題点が露呈した。

すなわち、第1に、住民無視の強引な推進手法による地域コミュニケーションの破壊と個人の生活破壊の実態。しかも、住民の任意の同意がなければ、現行法上、国には、スーパー堤防盛り土工事を行う権限がないということが本件訴訟の中で、明らかにされた衝撃は大きかった。これに慌てた国は、原告らが訴訟内外で根拠を求めたにもかかわらず、半年以上これに答えることができず、ようやく出てきた主張が、前述の区画整理法100条の2の「管理権」であった。法律の留保原則にのっとり私人の権利保障の守り手であるはずの裁判所は、これに対して一片の抵抗もみせることなく、唯々諾々と行政の言い分に追随した。今に始まったことではないが、公共事業をめぐる訴訟における司法の役割が根本的に問われている。

第2に、スーパー堤防事業が治水事業として意味がなく、完成の計画もない著しく不合理な公共事業であるにもかかわらず、いまだに見直しができない、止まらないということ。それだけでなく、すでに1980年代に開発され実用化されていた堤防の越水洪水対策技術が、技術的にも費用の点でも問題がなかったにも関わらず、ダム事業やスーパー堤防事業推進の妨げになると言う理由で、お蔵入りにされて存在しなかったことにされていること。スーパー堤防事業は現在の治水行政を大きく歪め、国民の命や財産を危険にさらす元凶になっていることを裁判の中で明らかにした意義は大きいといえる。

これらのことは、公共事業一般、あるいは、都市再開発などの半公共事業にも共通する問題でもある。わが国の公共事業の在り方や法に基づく行政の原理を今一度真剣に考えさせる重要な契機としなければならない。

# ◇市民

## マイナンバー違憲訴訟について

東京合同法律事務所 瀬川 宏貴

### 1 違憲訴訟の現状

マイナンバー制度の施行に先立つ2015年12月1日、全国でマイナンバーの利用等の差止めを求める違憲訴訟を提起した。追加提訴した地裁を含め、仙台、新潟、東京、金沢、横浜、名古屋、大阪、福岡の8地裁に訴訟が係属し、全国で500人以上が原告となった。

この間、2019年8月に横浜地裁、同年12月に名古屋地裁で判決が出され（いずれも原告敗訴判決）、その他の訴訟でも判決を予定しているところが出ている。東京訴訟でも、本年2月25日に判決を予定している。

マイナンバー違憲訴訟の争点は多岐にわたるものであるが、本稿では、マイナンバーの利用が政令により極めて広範に認められている点について紹介したい。

### 2 番号法の定め

番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）は、19条本文で特定個人情報（マイナンバー付き個人情報）の提供を原則禁止し、その例外を1号から16号まで列挙して提供可能な場合を限定している。また番号法20条は、19条各号の場合を除いて特定個人情報の収集、保管を禁止し、収集・保管についても提供と同様の規律を定めている。

そして、番号法19条14号は、「議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が・・・行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき」と定め、刑事事件の捜査における提供のほか、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」にも特定個人情報の利用を認めている。

### 3 番号法施行令が定める利用

この規定を受けて、番号法施行令25条及び同施行令別表は、26の手続で例外を認めている。その中には、破壊活動防止法による処分の請求、審査、調査等（同別表9号）・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律による調査等（同17号）といった公安調査、国際捜査共助等に関する法律による共助等（同11号）といった外国の刑事事件への協力、少年法による調査（同7号）などが含まれている。しかも、番号法36条及び同施行令34条は、上記26の手続のうち13について個人情報保護委員会の監督が及ばないとしている（上記で例示した分野はすべてこの13分野に含まれる）。

### 4 憲法13条及び41条違反

このように、番号法は特定個人情報の提供、収集、保管を原則禁止としながら、極めて広範な抜け穴を定めており、現に政令で番号法の目的とはおよそ関連性のない手続で特定個人情報の利用を可能としている。

訴訟では、この点について、憲法13条違反（自己情報コントロール権違反）、憲法41条違反（政令への白紙委任、及び政令の委任範囲逸脱）を主張している。

### 5 マイナンバー制度の現状

マイナンバー制度の施行から4年が経過したが、制度が広く普及しているとは言えない状況だろう。制度の目的の一つに災害時での利用が挙げられているが、昨年の台風等の災害時にマイナンバーが使われたという話は一切報道されていない。個人番号カードの取得率も14.3%（2019年11月時点）にとどまっている。

しかし、国は、マイナンバーの普及に躍起になっている。個人番号カードの普及のためポイント還元制度を設けるとしたり、国・地方の公務員にその家族も含めカードの取得の有無を調査して取得を半ば強制しようとしている。

マイナンバーの利用がさらに様々な分野に広がり、あらゆる情報とマイナンバーが紐付けされるようになれば、国家機関がマイナンバーをあたかも強力な磁石の如く用いて市民の個人情報を収集し、分析・保管・利用することが可能となる。そのような事態になることを防ぐためにも、制度をこれ以上広げないためにも、違憲判決を取ることももちろんであるが、マイナンバーを使用しない、提供しない取り組みをしていくことも重要であると考えます。訴訟へのご支援をお願いするとともに、使用しない・提供しない取り組みを呼び掛けたい。

# N国とのたたかい

東京合同法律事務所 山崎 大志

馬奈木厳太郎団員と私が代理人を務めている選挙ウォッチャーちだい氏（以下「ちだい氏」という。）が、NHKから国民を守る党（以下「N国」という。）、N国の党首である立花孝志（以下「立花氏」という。）及び現職の立川市議員である久保田学氏（以下「久保田氏」という。）から名誉棄損訴訟を提起された事件について報告する。

## 第1 VS久保田氏

### 1 訴訟の経緯

- (1) 2018年06月11日 ちだい氏による記事（以下「本件記事」という。）がハーバー・ビジネス・オンラインに掲載

「居住実態のほとんどない元AV男優のニコ生主」との記載

- (2) 2018年11月20日 久保田氏が本訴提起

「居住実態のほとんどない原告」と読むことができ、事実に反し、名誉を棄損すると主張

- (3) 2019年05月10日 久保田氏が「請求の放棄書」を提出

- (4) 2019年06月18日 ちだい氏が反訴提起

本訴の提起は、正当な表現活動を委縮させる目的のもとになされたスラップ訴訟だと主張

- (5) 2019年09月19日 判決言渡し

本訴について、ちだい氏に故意過失は認められないとして請求を棄却し、反訴について、ちだい氏が居住実態がないと信じることに付き相当な理由があることを久保田氏は知っていたにもかかわらず本訴を提起したことは、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものであり、本訴の訴え提起自体が不法行為となる

### 2 問題の所在と本判決の意義

- (1) ちだい氏の記事の目的と内容について

ちだい氏は、どんなメディアよりも早くN国について批判的な視点で取材を続けてきたN国についての第一人者といえる。

そして、今回の記事も、松戸市長選において、N国党首である立花氏をはじめとするN国議員たちの記者たちに対する「私人逮捕」等による無秩序なふるまいを取り上げて、ネットを通じて、国民に対してN国の体質を伝えようとして書いたものである。そのなかで、久保田氏の居住実態がほとんどないにもかかわらず、立川市議選に出て、当選していることにも触れている記事である。

- (2) 久保田氏による訴えの提起自体が不法行為だと認定されたことの意義

判決では、立花氏が動画において、本訴がスラップ訴訟であることを話していることを認めた上で、久保田氏は、少なくとも居住実態がほとんどないことを真実と信じたことについて相当な理由があることを知りながら、あえて訴訟を提起したことを認定している。

また、反訴で請求した慰謝料の一部と弁護士費用のほとんど全額が認められたことから、訴訟により表現者に経済的負担を与え、表現活動を委縮させるスラップ訴訟の特質が考慮されたとい

える。

したがって、実質的には、久保田氏による本訴がスラップ訴訟であることを認めたといえ、意義のある判決である。

そして、昨今世間を賑わせているN国議員の実態について、社会全体で考えてもらう良いきっかけになった判決ともいえよう。

### 3 今後について

#### (1) 本件の今後について

久保田氏による控訴があった。しかも、控訴審から代理人を選任している。こちらも附帯控訴をして、応戦しているところである。

久保田氏は、一審では、自らの居住実態があることについて、何らの立証活動もしなかった。それだけでなく、こちらが提出した書面や証拠も一切見ようとせず、訴訟に臨んでいたのである。このような一審での訴訟活動が、控訴審でどう評価されるか、また、控訴審での判決がどうなるか注目していただきたい。

#### (2) 居住実態の問題について

本訴では、久保田氏の立川市議選での居住実態があったかについて、かなり疑義が残るものとなっているため、ちだい氏は、立川市民に久保田氏の公職選挙法違反について追及してほしい旨記者会見で述べていた。

今後の久保田氏の議員としての地位の帰趨も注目したい。

## 第2 V S N国&立花氏

### 1 訴訟の経緯

ちだい氏の本件記事中の一部である「傷害事件を起こした立花区議」との記載（以下「本件記述」という。）を取り上げ、当初、原告としてはN国がちだい氏に対して名誉棄損訴訟を提起していたところ、立花氏本人も原告として名誉棄損訴訟をちだい氏に対して提起した事件であり、現在訴訟進行中である。

### 2 同内容の別訴の先行

ちだい氏がN国から訴えられる前に、ハーバー・ビジネス・オンラインのサイト運営をしている株式会社扶桑社が立花氏から上記と同様に本件記述について名誉棄損訴訟を提起されていたが、既に判決が下されていて、立花氏の請求が棄却されている。

判旨の概略としては、本件記事のとおり、立花氏やN国党の議員が実際にフリーランスの記者に対して「私人逮捕」として腕を掴む等して暴行しており、N国党議員は、実際に記者を怪我させていること等から、本件記事記載の事実は真実であり、違法性が阻却されるとして、立花氏の請求が棄却されている。

なお、立花氏は控訴をしているとのことである。

### 3 今後について

私たちの訴訟は、次回期日で結審の予定であり、近々判決が下される予定である。

別訴での勝訴に続けるように、気を引き締めて最後までたたかいたい。

# ◇都政

## 市場問題

東京法律事務所 中川 勝之

- 1 東京都は、18年10月6日に築地市場閉場、同月11日に豊洲市場開場（同日に築地市場解体工事開始）をそれぞれ強行した後、19年3月に築地市場跡地を市場用地から一般行政財産に移すための補正予算案が都議会に提出し、可決された。共産党や自民党だけでなく、合計50人もの都議会議員が反対した。同月29日、東京都は築地市場跡地再開発の素案をほぼ踏まえた築地市場跡地（約23ヘクタール）の再開発の方針である「築地まちづくり方針」を決定したが、卸売市場の再整備はしない方針が明記された。

小池都知事の「築地は守る」との公約からすれば、築地市場閉場は公約違反であり、また、「食の安全・安心を守る」との公約から見ても、豊洲市場開場も公約違反である。豊洲市場の地下水・土壌汚染や地盤沈下等の問題が改善される展望が全くないからであるが、開場当初から、スペースが少ない、悪臭がある、周辺の大気汚染悪化等の問題が報じられている。都議会でも小池都知事は「民間主導の築地再開発」と発言しているが、所有地が都民のために活用されると保証されないことは、「晴海選手村土地投げ売り」からも明らかである。カジノが誘致されるのではないとも言われている。

まだ遅くはない。東京都は、改めて「築地を守る」、「食の安全・安心を守る」見地から、築地市場の再整備を行うべきである。

- 2 ところで、18年通常国会で卸売市場の民営化を促す卸売市場法等の改悪がなされた。その内容は、①中央卸売市場の認可制が認定制に変えられ、卸売業者の営業も同大臣の許可が不要、②全国の中央卸売市場について、民間企業による卸売市場も中央卸売市場として認定するとされ、卸売業者を国が監督するのではなく、開設業者が監督するにとどまる、③卸売業者と仲卸業者の取引を通じるという原則を廃止し、直接取引を合法化するとともに、市場内では他の業務も可能とする、というものであった。

卸売市場法等の改悪は、消費者の要求ではなく、企業利益を代弁する規制改革推進会議が提案したものであり、一部の企業のもうけ本位に市場が一変する恐れがある。利益本位ではコミュニティや商店街の崩壊、買い物難民化が急速に進んだり、輸入食品が増えたりといった恐れもある。

農林水産省は、「卸売市場法改正により期待されるビジネスモデル」として輸出促進、産地直送及び市場間ネットワークを挙げ、食品等の流通の合理化を競わせようとしているが、それは卸売市場の機能・役割を弱め、業者は弱肉強食の世界となりかねない。卸売市場の取引ルールは卸業者と仲卸業者とのバランスで公平・公正な価格形成を行う役割を持っているのである。卸売市場は雇用、地域経済を守るとりでの一つであり、その「民営化」を許してはならない。

しかしながら、卸売市場法改悪を受けて、19年12月、取引ルールを規制緩和する都中央卸売市場条例、地方卸売市場条例の改定案が都民ファーストの会、公明党、自民党等の賛成多数で可決

された。条例改定案が盛り込んだ「仲卸・売買参加者以外の第三者への販売」の解禁で卸売業者が大手スーパーや外食産業への直接販売、全国展開が可能となり、また、「商品の直荷引き（仲卸業者が卸業者以外から商品を買入れ販売すること）」の解禁で、卸売市場の仕組みが形骸化する危険性がある。

豊洲市場においては、市場自体の問題とあわせて規制緩和とのたたかいを進めていく必要がある。

## 都立病院・公社病院の 一般地方独立法人化問題

東京南部法律事務所 大住 広太

東京都病院経営本部は、「都立病院新改革実行プラン 2018」において、「行政的医療の安定的かつ継続的な提供」や「地域医療の充実への貢献」を都立病院の役割として掲げる一方、経営形態に課題があるとしてその見直しを図る方針を明らかにした。しかし、2018 年 1 月に発表された都立病院経営委員会報告において、「一般地方独立行政法人が制度的に最も柔軟であり、今後の都立病院にふさわしい経営形態である」としているとおり、独法化ありきで進めようとしているのが実態である。これを証するように、小池都知事は、2019 年 12 月 3 日、突然、都立病院及び公社病院を独法化する方針を表明し、「東京都病院機構（仮称）」を設立し 14 の都立病院と公社病院を一体運営する方針を同月中に明らかにした。

かかる動きは、経済的合理性を理由とした、全国的にみられる公的サービスの民営化の一環である。このような民営化は、国が率先して進めているものであり、公的病院については、2019 年 9 月、厚労省が「再編統合について特に議論が必要」と 424 病院を実名で名指ししている。

しかし、他の公的サービスにも増して、都立病院の独法化は、都が担うべき行政的医療（経済的採算性の低い分野や医療過疎地域における医療、民間医療機関では困難な特殊医療等）の責務を放棄して都民の健康や生命をないがしろにする上、その根拠も薄弱である。

都立病院独法化の根拠として挙げられるのは、都立病院において毎年 400 億円もの「赤字」が出ていることや、職員定数、人事などが柔軟でないことであるが、いずれも根拠がない。

前者については、「赤字」というのは不正確であり、正確には東京都一般会計からの繰入金が年間 400 億円である。かかる繰入金は、地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項 1 号「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」又は同項 2 号「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」として、法令及びその委任を受けた省令に基づき東京都一般会計から支出されるものである。かかる繰入金は、正に民間病院では対応困難な不採算分野等を担う行政的医療に不可欠の支出であり、都民の命と健康を守るためになくてはならないものである。東京都病院経営本部経営企画部長も、都議会における質問に対し、「単なる赤字補填というものではないと認識している」旨回答している。

人事等の柔軟性についても、行政的医療を担う病院として当然に求められる人員配置を実施するために必要となる制約であり、経営効率化のためにないがしろにすることが許されるものではない。また、さいたま市立病院や富山市民病院など、公営企業という組織のまま、逆に人員の大幅な増員等を

行って収益改善につなげた例も全国には複数ある。公営企業では制度的な制約があるとするのは、柔軟な運用のための努力を怠ってきた自治体当局の体のいい言い訳に過ぎない。

そもそも、都立病院の経営適正化を掲げて東京都からの支出を減じるということは、行政的医療と担う都立病院職員や都民にその負担を強いることを意味するのであり、断じて許されない。設立団体（自治体）は、地方独立行政法人に対し、必要な交付金を支出できると法定されているものの（地独法 42 条）、2008 年に独法化された東京都老人医療センターでは、法定病床数 711 床から 161 床も削減したり、原則徴収していなかった差額ベッド代について、25%を個室として 1 万 1000 円から 2 万 6000 円の差額ベッド代を徴収し、かつ、有料個室使用には保証金 10 万円の支払いを求める等、利用者の負担が著しく増やされている。また、採算を重視するあまり、不採算部門とされる小児医療や周産期医療、救急医療等が縮小・後退する可能性が高い。

さらに、独法化により職員は地方公務員の地位を失い、賃金の切り下げ等労働条件の悪化は容易に予測され、それによってさらに行政的医療の質が低下するおそれがある。

以上のとおり、都立病院の独法化は、その根拠も薄弱であり、行政的医療を提供する都立病院の機能を失わせるとともに、その負担を都立病院職員及び都民に押し付けるものである。既に、石原都政時代から、「効率化」や「生産性の向上」を旗印に、都立病院改革と称して、16 あった都立病院は 8 に半減させられるなど、東京都は、行政的医療を担う役割を縮減させてきた。これ以上、都立病院の機能を失わせ、都民の命と健康をないがしろにすることは許されない。

かかる横暴な独法化に対しては、全国で反対の声が挙げられているものの、上記のように国が主導して進めていることもあり、特に影響が大きい地方では既に独法化が進められ、運動が追い付いていない実態がある。このような全国的な動きに対して、都立病院等の独法化を阻止することは、大きな楔になりうる。都内では、8 つの都立病院で守る会を設立し、何度も共同で学習会やシンポジウムを開催するなど、独法化を阻止しようとする運動が広がっている。これらの市民の運動と一体となり、都立病院独法化を何としても防がなければならない。

## 晴海選手村土地投げ売り住民訴訟

渋谷共同法律事務所 淵脇 みどり

### 第1 はじめに

2016（平成28）年12月、東京都は晴海選手村用地（13.4ha）を相場の1割弱（1平方メートルあたり96,700円）の129億6000万円で特定建築者（三井不動産レジデンシャル代表の11社の共同企業体）に売却した。この問題を巡り、2017（平成29）年5月、住民監査請求を起し、同年8月には都民33名が住民訴訟を提訴し、東京地方裁判所で審理中である。

### 第2 金額の不当性

- 1 本件の住民訴訟で、重要なのは、東京都民の重要な資産である本件敷地の価格が、周辺の時価の10分の以下の廉価で不当に売却されたという点である。これに対し、被告東京都が、この価格の正当性の根拠とする資料は唯一、日本不動産研究所作成の「調査報告書」（以下本件調査報告書という。）だけである。しかし、原告らが、情報公開請求で本件調査報告書を開示させたところ、重

要な情報のほとんどは黒塗りの「のり弁」状態であった。

## 2 正式な不動産鑑定価格は1611億1800万円

原告らは、訴訟では、原告の1人である榎本行夫不動産鑑定士により、正式かつ詳細な不動産鑑定作業を行い、本件土地の正式な鑑定価格は1611億1800万円と主張した。

被告東京都は、これに対し「原告の鑑定はオリンピック要因を反映させていない。本件土地は鑑定評価基準に則ることができない事案なんだ。正式な鑑定価格は出せない。」と反論した。

## 3 オリンピック要因を反映させた価格

そこで、原告は、被告が主張する、土地取得時から、販売時までに長期間を要すること等のオリンピック要因を反映させ、『開発法』による算定手法も用いて、再度価格を算定した。原告は、「本件敷地の譲渡契約書によると、不動産取得時には、「保証金」として不動産価格の10%、建物竣工時に90%を支払うという約定である」ので、このような代金支払い方法による取得価格を、「土地の価格全額を先行して支払う（資本を投下するもの）」として計算する開発法の手法を用いていることは、完全に誤りであると指摘し、オリンピック要因を反映させた金額は、1653億2100万円であると主張した。実際の売却額（129億6,000万円）との差額はなんと1523億6100万円にも上る。

## 第3 不当価格による売却を可能にしたからくり。

### 1 この問題の本質はまさに、特定建築者11社の巨大共同企業体と東京都の癒着である。

特定建築者、共同企業体11社は以下の通りである。

三井不動産レジデンシャル、エヌ・ティ・ティ都市開発、新日鉄興和不動産、住友商事、住友不動産、大和ハウス工業、東急不動産、東京建物、野村不動産、三井不動産、三菱地所レジデンス

東京の主な大開発を担う巨大企業が網羅されている。いずれも1社でも十分な大開発を担える組織力がある企業である。

### 2 再開発制度の濫用による地方公共団体の財産売却の法規制の脱法、違法

本件敷地は、単一主権者である東京都が、個人施行としての再開発事業施行者となり、東京都知事に認可権者として認可して1人3役をこなすという異常な事業形態がとられている。その目的は、都市再開発法108条2項の、「施行者が地方公共団体の時の管理処分に対する地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は適用しない。」という規定を悪用して、東京都価格審議会条例に定める審議会や、地方自治法に定める都議会での審議手続きを、一切とらないまま、都民に全く秘密裏に廉価売却を実行するためである。

この点は、住民監査請求に対する監査委員の報告書でも、「本件土地を巡る一連の手続きが、中立的かつ公正な監視や牽制の下で行われないとの懸念を生む状況が生じた。」と指摘している。

## 第4 東京都のかかる脱法目的を裏付ける証拠がある。

1 東京都は、東京オリンピックの招致が決定した2013（平成25）年9月には、実質的には、東京都民の所有資産である本件敷地を、個人施行の再開発制度という事業手法を使うことによって、東京都価格審議会などの手続きを経ずに、事前に民間事業者と十分な価格協議をした上で、脱法的に巨大企業体に売却することを計画していた。東京都からの業務委託をうけ、選手村開発の手法を東京都に報告したのが、2013（平成25）年9月にパシフィックコンサルタンツ（株）が作成した「選手村開発方針検討支援業務報告書」である。

この文書は、選手村開発の事業手法について、直接の土地譲渡方式によると、「都の財産価格審議会に基づく価格設定をする必要がある」ことを回避する手法として（都による個人施行）としての第一種市街地再開発事業を提案している。そしてそこで示された土地価格は、「1㎡あたり、8万8,000円、全体で110億円」という異常な安価である。しかも、官製談合都の批判を回避するために、多数の大企業を一つの共同企業体として、「競争原理を侵害したり、仕事の配分を協議するものではない」という外形を整えた上で、特定建築者決定前に十分に土地価格などの事前協議をするべきであることも指示している。これは、まさに巨大な官製談合の脱法シナリオに他ならない。

2 東京都は、官製談合については証拠がないとして否定している。しかし、特定建築者公募に先立って、平成27年1月に、事業協力者を募集し、2020年7月 Smart City グループ13社を決定した。平成28年7月に決定された特定建築者11社の共同企業体は、このうち同一系列を除いた11社であり、その実態はほぼ同一である。この事業協力者というのは、法的には全く根拠のない手続きであり、東京都と事業協力者の協議は、まさに、特定建築者決定のための官製談合に当たる事前協議に他ならない。

原告は、東京都と事業協力者のこの事前協議の記録の開示を情報開示請求したところ、東京都は、「既に廃棄しており開示できない。」と回答した。選手村の建物も現在建築中で、事業が継続しているのに関連する公文書を廃棄すること自体が談合の自白である。

#### 第5 小池知事が発表した「特定建築者増収分2分の1追納合意」の持つ意味

選手村は、大会後にマンションに改装され販売される予定であるが、既に完成前から、「晴海フラッグ」として、大規模な売り出し宣伝が始まり、不動産業界でも話題になる一方、この廉価売却については、都議会でも質問があり、新聞、雑誌、ラジオでの報道も相次いだ。このような世論の高まりを受け、2019年7月26日は、小池知事が、「最終的な住宅分譲販売収入が当初の想定を1%以上、上回った場合、増収分の半額を特定建築者が東京都に追納することで合意した。」と発表し、各メディアが一斉に報道した。

小池都知事は、この問題は「土地の売り渡し価格の問題とは別のカテゴリー」として、逃げを打っているが、土地価格が適正なのであれば「事業者が儲けたら、追納する」ことは矛盾である。新聞報道によると、東京都幹部は「(追納される)金額は100億円を超える可能性がある。」と言っているようだが、この数字に惑わされてはいけな。この土地の適正価格との差額は、前述の通り1523億円に上る。「土地代金の追納額100億円」と聞くと、確かにびっくりするような高額だが、土地の適正額との差額を考えると、「ゼロが一つ違う」桁違いに少ない金額で、この程度のごまかしでお茶を濁すことができる話ではない。

原告団は、2019年9月13日に、この問題についての見解を発表した。

その要旨は、「① 実際に特定建築者の収益が確定するのは、6～7年先の事で、追加払いがゼロになる可能性もある。②何を根拠に「増収分折半」なのか、不明である。③なぜ、この発表を急いだのか、世論住民訴訟対策、来夏の五輪、都知事選対策である。引き続き譲渡価格が適正な評価を踏まえたものとなるように、頑張る決意である。」である。

#### 第6 被告の反論と、公文書の廃棄

2020年1月17日3時 口頭弁論が開かれた。被告東京都は、相変わらず「本件は不動産鑑定評価基準に則ることができない場合に該当する。」などの従来の主張を繰り返し、裁判所に上申書で「次

回には結審を」と、早期の事態の収束を懇願した。一方で原告らは、東京都が事業協力者との協議記録を「廃棄したので情報開示できない。」としている点について、官製談合で価格を決定した証拠だとして追求し、「事業協力者にも事前協議の記録の開示を照会したが拒否された。引き続き被告にも開示を求めるとともに、裁判所の調査嘱託命令を求める。」通告した。

次回の口頭弁論期日は、6月12日午後3時、419号法廷である。傍聴、支援をお願いしたい。

弁護団は、下記のとおり。

渋谷共同法律事務所 淵脇みどり 千葉恵子 小林容子 吉田悌一郎 山田聡美

東京合同法律事務所 前川雄司

東京法律事務所 中川勝之 本田伊考

東京南部法律事務所 大住広太 城北法律事務所 船尾遼

# ◇司法

## 給費制運動の到達点と現在の課題

東京合同法律事務所 緒方 蘭

### 1 給費制運動の現状

#### (1) 給費制廃止の弊害

2011年11月に修習を開始した新第65期の代から司法修習生の給費制が廃止され、新第65期から第70期までの司法修習生が給費を一切受けられない無給状態での修習を強いられた。

給費制廃止の代わりに、国から金銭を借りる貸与制が開始されたが、従前の給費制における支給額と同程度の貸与（毎月23万円程度）を受ければ、修習終了時に新たに約300万円の借金を負うことになり、大きな負担になっている。給費制廃止による弊害として、①経済的負担の増大による法曹志願者の減少、②受益者負担論や経済的負担による公益活動の減少、③修習に専念することの困難さなどが指摘されている。

#### (2) 新たな給付制度の創設

新たな給付制度を創設する裁判所法改正案が、2017年4月、衆参両院にて全会一致で可決され、71期司法修習生の代からは、基本給付として毎月一律13万5000円、住居費負担のある者に月額最高3万5000円が給付されることとなった。これは、ビギナーズ・ネット、日弁連が中心となって取り組みを継続した成果である。

### 2 現在の課題

しかしながら、新制度の給付額は、従前の給費制の基本給付23万円より少なく、充実した修習生活を送るには不十分であり、不足する分について国からの貸与を受ける者も相当数いる。さらに、給付金は所得として扱われるため、所得税を支払う必要がある。今後、制度の拡充が必要であるが、当事者である司法修習生からは制度を拡充せよという声はあまり上がっていない状況である。

また、既に給費制廃止下で修習を受けた新65期から70期までの者（以下「谷間世代」という。）

に対しては新制度が遡及適用されない。日弁連は「谷間世代」に対して一律20万円を給付するとし、各単位会も救済策を打ち出しているが、金額は大きなものとはいえないし、そもそも、法曹養成は国費によって賄われるべきである。

現在、新第65期、第66期の貸与金の返済がスタートしている。貸与を受けた者は修習終了の5年後から10年間かけて年間約30万円を返済することになるが、この時期は独立や結婚・出産を経験する者も少なくなく、貸与金の返済がライフプランに大きく影響することは想像に難くない。「谷間世代」の救済は喫緊の課題である。

### 3 給費制廃止違憲訴訟の現状

新第65期の修習生らは2013年、給費制廃止違憲訴訟を全国4地裁（東京、名古屋、広島、福岡）で一斉に提起した。また、第66期は2014年、全国3地裁（札幌、東京、熊本）で提訴した。2015年には、第67期が大分地裁で提訴している。

これまで、地裁段階ではいずれの事件でも請求棄却とされ、高裁段階では新第65期訴訟4件、第66期東京訴訟、熊本訴訟、第67期大分訴訟でいずれ控訴棄却、最高裁では、新第65期東京訴訟、広島訴訟、第66期東京訴訟、第67期大分訴訟が上告棄却された。

現在では、新第65期名古屋訴訟、九州訴訟（福岡地裁）、第66期熊本訴訟が最高裁に係属し、66期札幌訴訟のみが高裁に係属中である。

判決は、給費制及び修習の方法は憲法上規定がなく、立法府が当時の社会情勢を踏まえて制度設計をした結果にすぎないことから、憲法上保障されるものではないとし、司法府が政府・国会の主張をそのまま採用した点で極めて遺憾である。

新第65期名古屋高裁判決では、付言で「当裁判所としても、従前の司法修習制度の下で給費制が実現した役割の重要性及び司法修習生に対する経済的支援の必要性については、決して軽視されてはならない」、いわゆる「谷間世代」の多くが「貸与制の下で経済的に厳しい立場で司法修習を行い、貸与金の返済も余儀なくされている(中略)などの実情にあり、他の世代の司法修習生に比し、不公平感を抱くのは当然のことであると思料する。」「例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分考慮に値するのではないかと感じられる」とした。また、第67期大分地裁判決では、司法修習制度の重要性を踏まえると、給費制により司法修習生が給与を受ける制度上の手当てをすることが望ましいとされた。裁判所がこのように認定してくれたことは一定の成果である。

### 4 最後に

自由法曹団東京支部は、若手団員をはじめとする若手弁護士の現状をとらえ、経済的理由で法曹を諦める者が生じず、弁護士が安心して公益活動に励むことができるよう制度の拡充を求めている。



第 48 回自由法曹団東京支部特別報告集

2020年2月

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

メールアドレス dantokyo@dream.com

URL <http://www.jlaf-tokyo.jp/>